

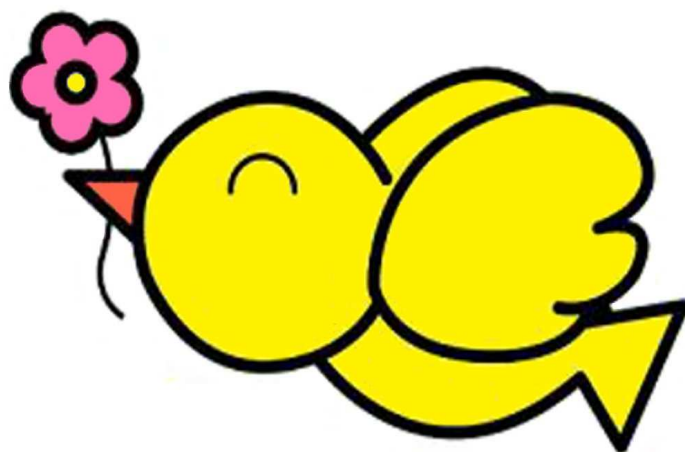
---

# 東海村障がい者プラン

〔 東海村障害者計画 〕  
〔 東海村障害福祉計画(第4期) 〕

平成27年度～平成29年度

---



平成 27 年 3 月

東海村



## はじめに



本村では、障がいのある人もない人も、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う地域社会の構築を目指して、平成24年3月に「東海村障害福祉計画（第3期）」を策定し、障がい者施策の総合的な推進に努めてきました。なかでも、課題となっていました相談支援体制の強化については、東海村総合支援協議会相談支援部会での検討を重ね、平成26年度より「東海村基幹相談支援センター」を立ち上げることができました。また、近隣市町村を含めた関係機関の情報をまとめた「東海なごみネット」を作成し、相談支援事業所の情報ツールとして活用しているところです。

この間、わが国では障害者権利条約の締結国となり、「障がいはあってはならないもの」ではなく、人間の多様性及び人間性の一部として尊厳が尊重され、社会に受け入れられるよう、障がい者の権利が実効的に確保されるための取り組みが、より一層求められるようになりました。

このような状況を踏まえ、本村では、このたび障がい者施策の総合的かつ計画的な推進の指針となる『東海村障がい者プラン【東海村障害者計画・東海村障害福祉計画（第4期）】』を策定いたしました。

「東海村第5次総合計画（2011-2020）」において目指す「一人ひとりを大切にし、『日本一の福祉』を目指すまち」を推進するため、福祉分野の政策目標として掲げている「障がい者が住み慣れた地域で自分らしく生きていける環境をつくります」を本計画の将来像として掲げ、3つの政策と、13の施策をもって取り組んでいきます。また、アンケート調査等でニーズが高かった「就労に対する支援」と「安心して生活できる場の確保」については、重点施策として着実な推進に努めて参りますので、村民の皆様のご理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査等を通じて貴重な御意見・御提言をいただきました村民の皆様はじめ、御尽力をいただいた東海村障害者計画等策定委員会の委員の皆様、関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

平成27年3月

東海村長 山 田 修



# 目次

## 第1部 総論

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	4
第4節 計画の構成	4
第2章 東海村の障がい者を取り巻く現状	5
第1節 総人口等の推移	5
第2節 障がい者数の推移	7
第3節 障がい者施設・事業所の設置及び利用状況	10
第4節 県内特別支援学校及び村内特別支援学級等の在籍状況	11
第5節 アンケート調査結果から見る障がい者を取り巻く現状	12
第3章 将来像と施策展開の基本的な視点	36
第1節 計画の将来像	36
第2節 施策展開の基本的な視点	37
第3節 施策の体系	38

## 第2部 障害者計画

第1章 一人ひとりが尊重される社会をめざして	40
第1節 広報・啓発活動の推進	40
第2節 福祉教育の充実・ボランティア活動の支援	41
第3節 権利擁護の推進及び虐待防止の対策	42
第4節 教育の充実	43
第5節 雇用の促進と安定	44
第6節 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	46
第2章 質の高い医療・福祉の充実をめざして	47
第1節 医療の充実	47
第2節 障害福祉サービス等の充実	49
第3節 相談・情報提供体制の整備	50
第4節 福祉人材の養成・確保	51

第3章 快適に暮らせる社会をめざして	52
第1節 バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進	52
第2節 交通・移動手段の整備充実	53
第3節 安全・安心のまちづくりの推進（防犯・防災体制の整備）	54

### 第3部 障害福祉計画

第1章 施策の体系	55
第1節 計画の体系	55
第2節 障がい者・障がい児に対する福祉サービスの体系	56
第2章 障害福祉計画の基本目標	57
第1節 障害福祉計画の基本目標	57
① 福祉施設入所者の地域生活への移行	57
② 福祉施設から一般就労への移行	58
③ 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	59
④ 地域生活支援拠点の整備	60
第2節 PDCAサイクルの実施	61
第3章 障害福祉サービスの利用実績と第4期における見込量	62
第1節 訪問系サービス	62
第2節 日中活動系サービス	68
第3節 居住系サービス	76
第4節 計画相談支援及び地域相談支援	79
第5節 障害児通所支援	82
第6節 自立支援医療	88
第7節 その他のサービス	90
第4章 地域生活支援事業の見込	91
第1節 相談支援事業	91
第2節 成年後見制度利用支援事業	93
第3節 意思疎通支援事業	94
第4節 日常生活用具給付事業	95
第5節 移動支援事業	98
第6節 地域活動支援センター機能強化事業	99
第7節 その他の地域生活支援事業	100

## 資料編

1. 東海村障害者計画等策定委員会 設置要綱 .....	105
2. 東海村障害者計画等策定委員会 委員名簿 .....	107
3. 東海村障がい者プラン策定の経過 .....	108
4. 用語集 .....	109

本文中の\*印を付けた用語は, 109 ページからの「用語集」に説明があります。

**「障害」を「障がい」と表記しています**

「障害者」の「害」の漢字には、否定的な意味もあり、不快を感じることもあると考えられるため、東海村では、平成16年度以降、障がい者という場合に「障がい」と表記しています。

ただし、法律用語や固有名詞などについては、そのままとしています。



# 第1部 総論

## 第1章 計画の概要

---

### 第1節 計画策定の背景と趣旨

わが国では、障がい者\*施策の基本的方向を定めた「障害者基本計画【第3次】（平成25年度～29年度）」を平成25年9月に策定し、障がいの有無に関らず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図っています。

平成24年3月には、障害者自立支援法の改正案が閣議決定され、新たに「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が平成25年4月に施行されました。

さらに、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が国会で成立し、平成28年4月施行として、国ではガイドラインの作成や広報・啓発を行っています。

また、これまで、「障害者の権利に関する条約」については、国内の障がい者福祉に係わる法律の整備が必要とされていたため締結及び批准に至っていませんでしたが、「障害者基本法」の改正、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正障害者雇用促進法」という。）」、及び「障害者差別解消法」の制定等により、わが国では、平成26年1月20日付けで同条約の批准書を国連事務総長に寄託し締結をしました。同条約は平成26年2月19日から国内で効力を生ずることとなりました。

このことから、より一層、障がい者の権利の実現に向けた取組を強化していくことが求められています。

本村では、「東海村第5次総合計画2011－2020」を策定し、福祉分野の将来像として「障がい者が住み慣れた地域で自分らしく生きていける環境をつくります」を政策目標として掲げ、障がい福祉政策の推進に取り組んでいます。この政策目標の達成、新たなニーズや法改正への対応を実現するために、本村の障がい福祉施策の方向性を定める「東海村障害者計画」及び「東海村障害福祉計画（第4期）」を策定します。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法の第11条第3項で定める「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法の第88条で定める「市町村障害福祉計画」を法的根拠とする計画です。

また、策定にあたっては、国の「障害者基本計画」の動向や茨城県の「新しいばらき障害者プラン（茨城県障害者計画・茨城県障害福祉計画）」を考慮するとともに、「東海村第5次総合計画2011-2020」での福祉・健康分野の個別計画と整合性を図り策定します。

### ◇障害者基本法（障害者基本計画等）

#### 第十一条（一部抜粋）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

### ◇障害者総合支援法（市町村障害福祉計画）

第八十八条（一部抜粋）市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

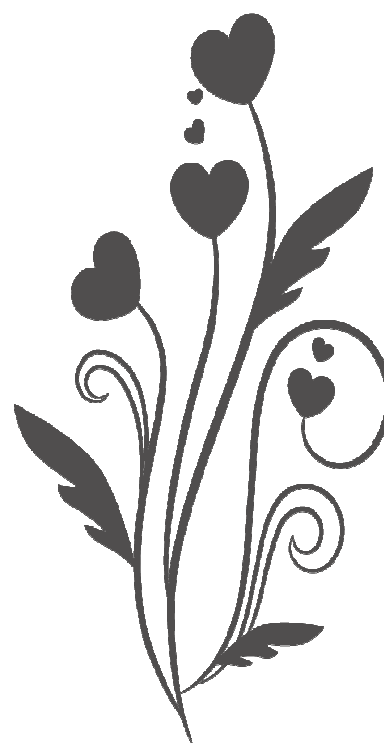
- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるもの調和が保たれたものでなければならない。

(以下省略)



第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度の3年間とします。ただし、計画期間中においても国の制度改正があった場合には適宜見直しを行うこととします。

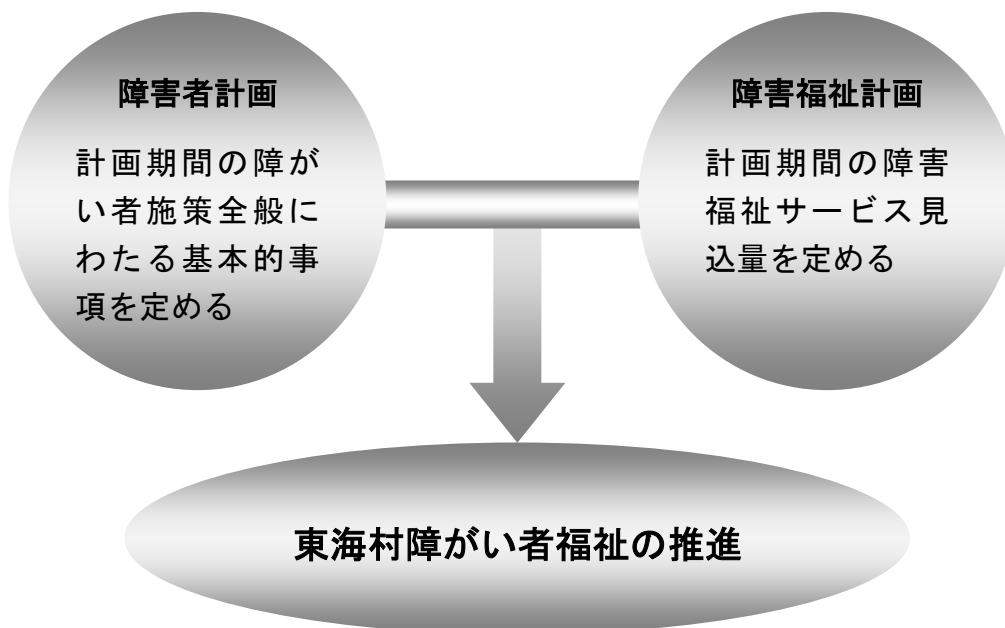
							(年度)
平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)
<b>東海村第5次総合計画</b> (平成23年度～平成32年度)							
<b>前期基本計画</b> (平成23年度～平成27年度)				<b>後期基本計画</b> (平成28年度～平成32年度)			
<b>東海村障害福祉計画(第3期)</b> (平成24年度～平成26年度)			<b>東海村障がい者プラン</b> <b>【東海村障害者計画・東海村障害福祉計画(第4期)】</b> (平成27年度～平成29年度)				

※第1期障害福祉計画期間：平成18年度～平成20年度（3箇年計画）

※第2期障害福祉計画期間：平成21年度～平成23年度（3箇年計画）

第4節 計画の構成

本計画は、「障害者計画」と「障害福祉計画」で構成され、各計画の趣旨は以下のとおりとなります。

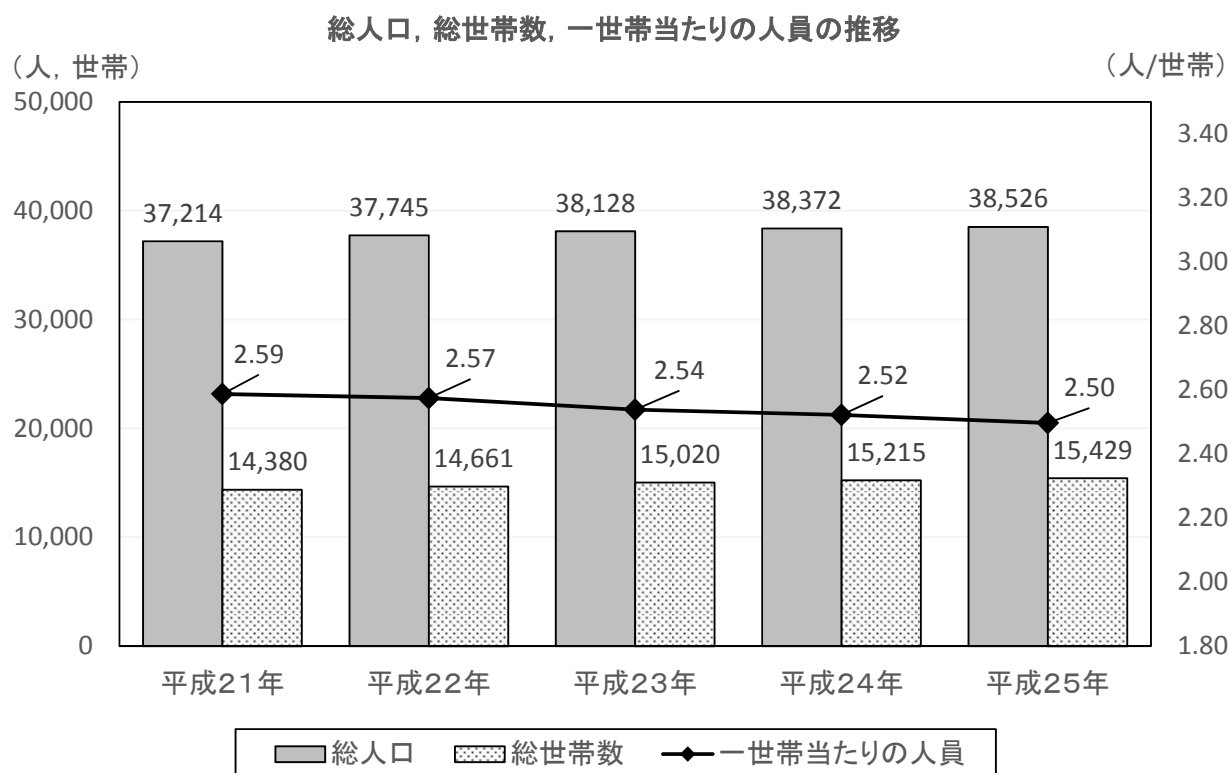


## 第2章 東海村の障がい者を取り巻く現状

### 第1節 総人口等の推移

#### (1) 総人口と総世帯数の推移

本村の総人口及び総世帯数は、平成21年度から平成25年度にかけて一貫して増加しており、平成25年度では総人口38,526人、総世帯数15,429世帯となっています。一方、一世帯当たりの人員では年々減少しており、平成25年度では2.50人となっています。



(単位: 人, 世帯, 人/世帯)

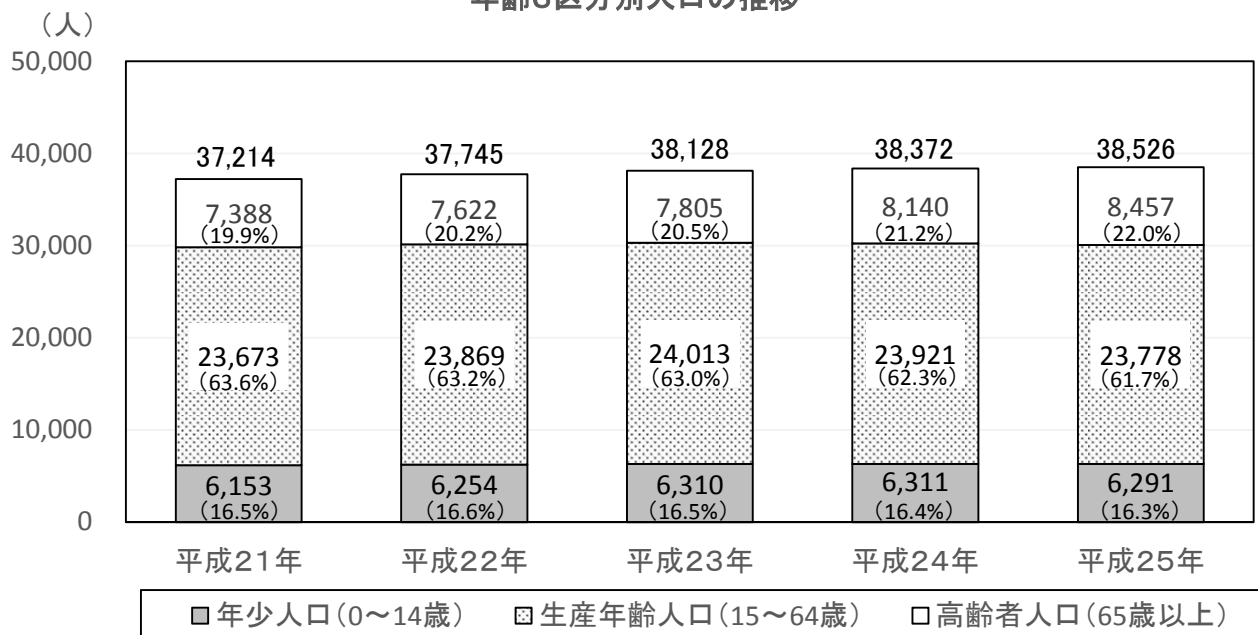
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	伸び率 (平成21年度～平成25年度)
総人口	37,214	37,745	38,128	38,372	38,526	3.5%
総世帯数	14,380	14,661	15,020	15,215	15,429	7.3%
一世帯当たりの人員	2.59	2.57	2.54	2.52	2.50	△3.5%

資料: 住民基本台帳 (各年度10月1日時点)

(2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は横ばいで推移しているものの、高齢者人口は増加傾向にあり、平成21年度から平成25年度で伸び率は14.5%となっており、高齢者人口の占める割合（高齢化率）は22.0%となっています。

年齢3区分別人口の推移



(単位：人)

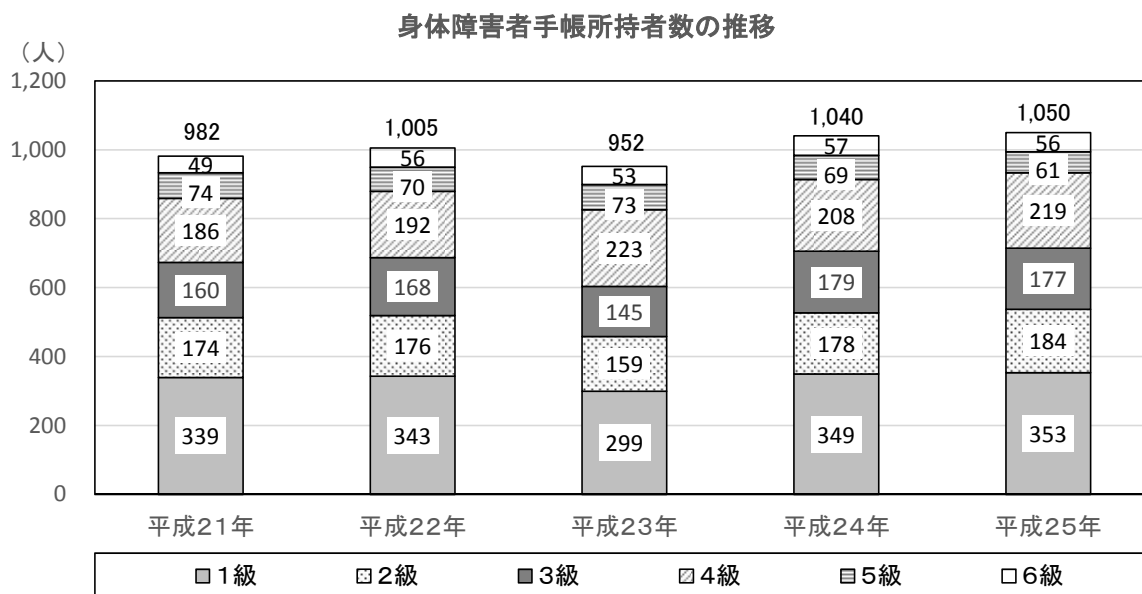
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	伸び率 (平成21年度～平成25年度)
年少人口 (0~14歳)	6,153 16.5%	6,254 16.6%	6,310 16.5%	6,311 16.4%	6,291 16.3%	2.2%
生産年齢人口 (15~64歳)	23,673 63.6%	23,869 63.2%	24,013 63.0%	23,921 62.3%	23,778 61.7%	0.4%
高齢者人口 (65歳以上)	7,388 19.9%	7,622 20.2%	7,805 20.5%	8,140 21.2%	8,457 22.0%	14.5%

資料：住民基本台帳（各年度10月1日時点）

## 第2節 障がい者数の推移

### (1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳\*所持者数は、近年1,000人前後の水準で推移しており、平成25年度には1,050人となっています。手帳の等級については、いずれの年度も1級が30%強の割合で最も多くなっています。



(単位：人)

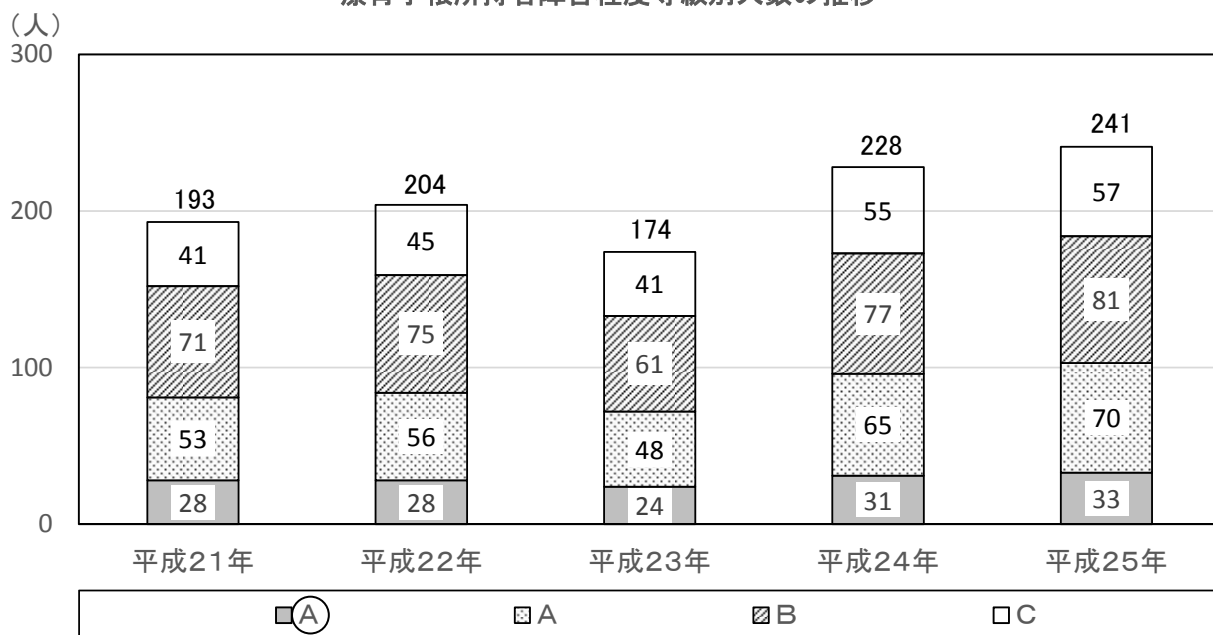
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	伸び率 (平成21年度～平成25年度)
合 計		982	1,005	952	1,040	1,050	6.9%
等 級	1 級	339	343	299	349	353	4.1%
		34.5%	34.1%	31.4%	33.6%	33.6%	
	2 級	174	176	159	178	184	5.7%
		17.7%	17.5%	16.7%	17.1%	17.5%	
	3 級	160	168	145	179	177	10.6%
		16.3%	16.7%	15.2%	17.2%	16.9%	
	4 級	186	192	223	208	219	17.7%
		18.9%	19.1%	23.4%	20.0%	20.9%	
	5 級	74	70	73	69	61	△17.6%
		7.5%	7.0%	7.6%	6.6%	5.8%	
	6 級	49	56	53	57	56	14.3%
		5.0%	5.6%	5.6%	5.5%	5.3%	

資料：住民基本台帳（各年度10月1日時点）

(2) 療育手帳\*所持者障害程度等級別人数の推移

療育手帳所持者数は、平成25年度で241人となっており、平成21年度に比べて24.9%の増加となっています。等級別で見ると、いずれの等級においても平成21年度と比べて増加しており、等級Cの増加率が39.0%と最も高くなっています。

療育手帳所持者障害程度等級別人数の推移



(単位：人)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	伸び率 (平成21年度～平成25年度)
合計		193	204	174	228	241	24.9%
等級	Ⓐ	28 14.5%	28 13.7%	24 13.8%	31 13.6%	33 13.7%	17.9%
	A	53 27.5%	56 27.5%	48 27.6%	65 28.5%	70 29.0%	32.1%
	B	71 36.8%	75 36.8%	61 35.1%	77 33.7%	81 33.6%	14.1%
	C	41 21.2%	45 22.1%	41 23.6%	55 24.1%	57 23.7%	39.0%

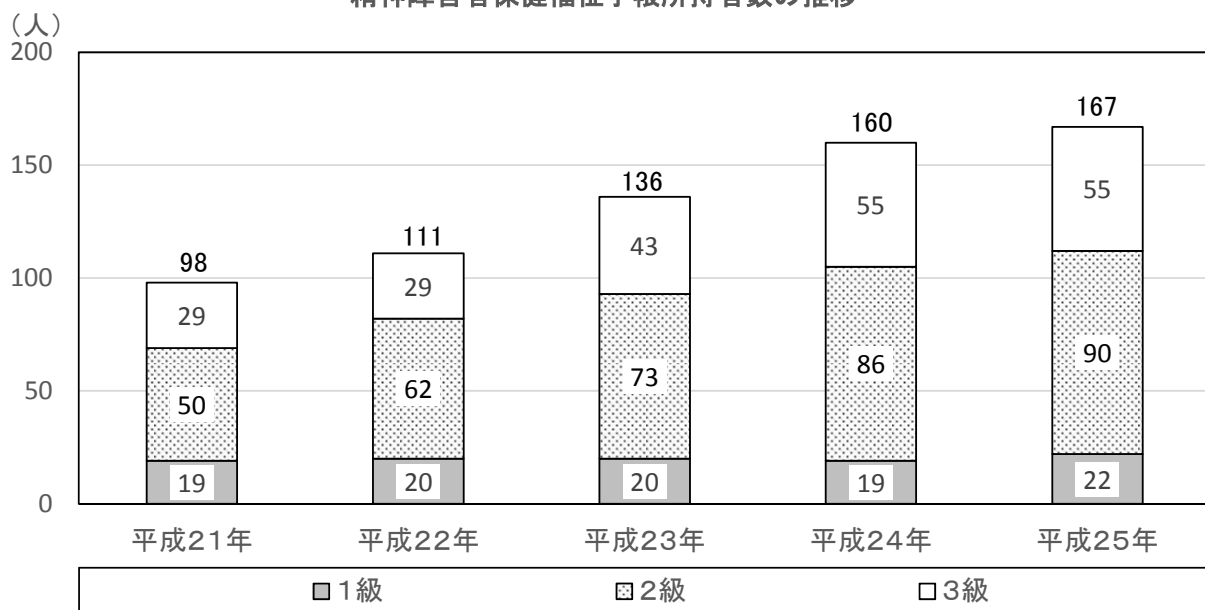
資料：住民基本台帳（各年度10月1日時点）



(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移

精神障害者保健福祉手帳\*所持者数は、平成25年度で167人となっており、平成21年度と比べて70.4%の増加となっています。等級別で見ると、いずれの等級においても平成21年度と比べて増加しており、3級の増加率が89.7%と最も高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(単位：人)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	伸び率 (平成21年度～平成25年度)
合計		98	111	136	160	167	70.4%
等級	1級	19	20	20	19	22	15.8%
		19.4%	18.0%	14.7%	11.9%	13.2%	
	2級	50	62	73	86	90	80.0%
		51.0%	55.9%	53.7%	53.8%	53.9%	
	3級	29	29	43	55	55	89.7%
		29.6%	26.1%	31.6%	34.4%	32.9%	

資料：住民基本台帳（各年度10月1日時点）

第3節 障がい者施設・事業所の設置及び利用状況

平成26年3月現在、村内の障がい者施設・事業所の状況は、以下のようになっています。

【本村における村内障がい者施設の利用状況】

事業者名及び施設名	提供サービス	利用状況（人）	
		利用者数	うち村内者
◇独立行政法人国立病院機構			
茨城東病院 定員3人	短期入所	18	1
	療養介護	101	2
◇社会福祉法人 愛信会			
幸の実園 定員35人	生活介護 定員35人	35	3
	短期入所 定員2人	0.2	0
	施設入所支援 定員30人	30	3
	就労継続支援（A型） 定員10人	8	0
第二幸の実園 定員50人	生活介護 定員50人	50	0
	短期入所 定員2人	2	0
	施設入所支援 定員50人	50	0
	就労継続支援（B型） 定員10人	10	0
清心寮 定員6人	共同生活援護（グループホーム）	5	0
栄光寮 定員5人	共同生活援護（グループホーム）	5	0
頌栄寮 定員5人	共同生活援護（グループホーム）	5	1
捜真寮 定員6人	共同生活援護（グループホーム）	6	0
雅歌寮 定員5人	共同生活援護（グループホーム）	5	0
◇社会福祉法人 東海村社会福祉協議会			
障害者センター （東海村総合福祉センター・絆） 定員60人	児童発達支援 定員15人	20	14
	生活介護 定員30人	27	16
	自立訓練（生活訓練） 定員15人	0	0
	生活活動	1	1
ヘルパーステーション	居宅介護	3	3
	重度訪問介護	0	0
◇特定非営利活動法人（NPO法人）			
ドリームたんぽぽ	就労移行支援（一般型） 定員6人	6	3
	就労継続支援（B型） 定員20人	11	11
	地域活動支援センターⅢ型	14	14
◇特定非営利活動法人（NPO法人）			
障がい者就労支援事業所わーくるほーぶ	就労移行支援（一般型） 定員6人	3	3
	就労継続支援（B型） 定員14人	16	14
	地域活動支援センターⅢ型	10	10
◇一般社団法人			
ハピネス東海	就労継続支援（B型） 定員20人	11	10
◇営利法人合同会社あこーど			
あこーど東海	居宅介護	1	0
	重度訪問介護	0	0

※利用者数には重複利用者も含まれています。

※一般社団法人ハピネス東海は平成26年10月1日現在。

## 第4節 県内特別支援学校\*及び村内特別支援学級等の在籍状況

平成26年4月1日現在、県内特別支援学校及び村内特別支援学級等の在籍状況とその卒業年度は、以下のようになっています。

## 【特別支援学校及び特別支援学級等の在籍状況及び卒業年度】

(単位：人)

学 年	特別支援学校	特別支援学級	合 計	高校の卒業年度
高校3年	5		5	平成26年度
高校2年	1		1	平成27年度
高校1年	8		8	平成28年度
小計	14		14	
中学3年	5	12	17	平成29年度
中学2年	4	14	18	平成30年度
中学1年	2	7	9	平成31年度
小計	11	33	44	
小学6年	6	6	12	平成32年度
小学5年	2	9	11	平成33年度
小学4年	4	4	8	平成34年度
小学3年	2	6	8	平成35年度
小学2年	5	9	14	平成36年度
小学1年	0	0	0	平成37年度
小計	19	34	53	
合計	44	67	111	

第5節 アンケート調査結果から見る障がい者を取り巻く現状

(1) 調査概要

① 調査の目的

平成26年度に最終年度を迎える「東海村障害福祉計画（第3期）」の見直しにあたり、障がい者を取り巻く課題や障がい者のニーズや要望などを把握し、計画見直しの基礎資料とするために実施しました。

② 調査設計

(1) 調査時期 平成26年8月13日～8月29日

(2) 調査方法 郵送・回収方式による調査

(3) 調査対象 1,183人

①障害福祉サービス利用者 172人

②一般抽出者 1,011人

(以下のa, b, c, dの合計)

a.身体障がい者

区分	送付対象者
1級	198
2級	100
3級	100
4級	120
5級	41
6級	31
計	590人

b.知的障がい者

区分	送付対象者
○A	17
A	35
B	40
C	32
計	124人

c.精神障がい者

区分	送付対象者
1級	10
2級	42
3級	20
自立支援医療	125
計	197人

d.難病患者

	送付対象者
難病患者	100
計	100人

③ 回収結果

項目	調査票発送数	回答者数	回収率
全体計	1,183	567	47.9%
身体障がい*者	590	396	67.1%
知的障がい*者	124	73	58.9%
精神障がい*者	197	87	44.2%
難病*患者	100	87	87.0%
障がい種別合計	1,183	635	53.7%

※重複障がいの方がいるため、全体計の回答者数と障がい種別合計の回答者数は、一致しません。

(2) 障がい者アンケート調査結果の概要

① 障がい者の年齢

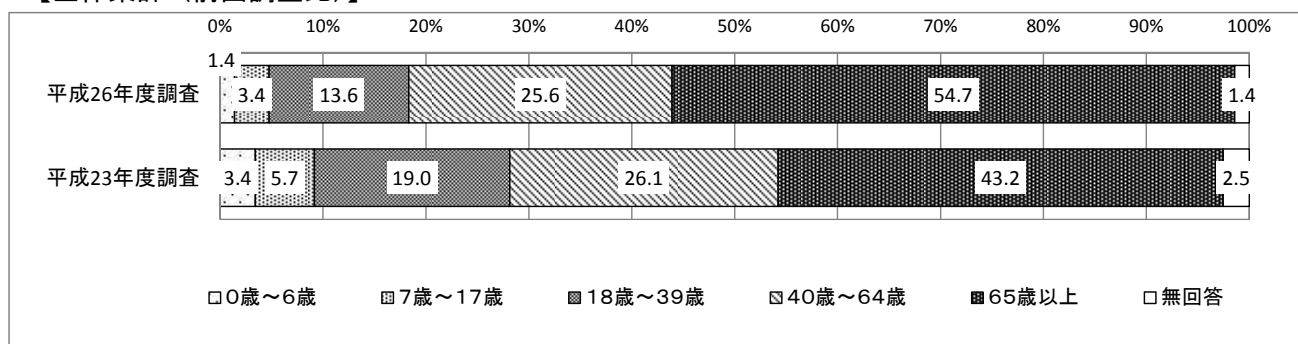
障がい者の年齢は、「65歳以上」54.7%が最も高く、次いで「40歳～64歳」25.6%、「18歳～39歳」13.6%となっています。各世代に応じた支援が大切であるといえます。

平成23年度の調査結果と比較すると、「64歳以下」の世代では減少傾向にあるものの「65歳以上」では11.5ポイント増加しています。

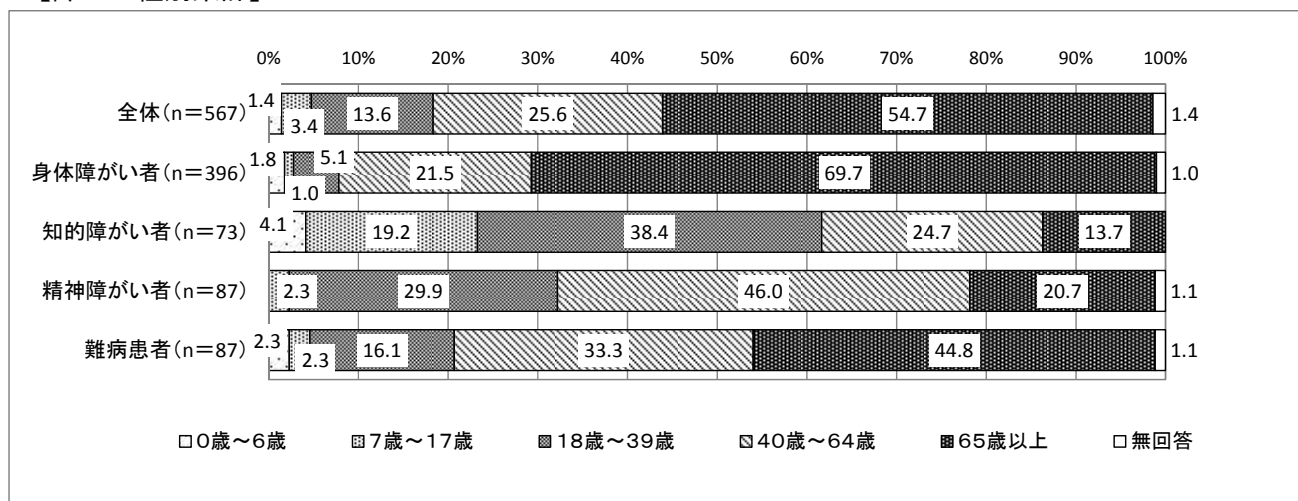
障がい種別では、身体障がい者と難病患者で「65歳以上」の割合が高くなっています。

項目		1	2	3	4	5	無回答	回答者数
		0歳～6歳	7歳～17歳	18歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上		
平成26年度調査	実数	8	19	77	145	310	8	567
	構成比(%)	1.4	3.4	13.6	25.6	54.7	1.4	100.0
平成23年度調査	実数	15	25	83	114	189	11	437
	構成比(%)	3.4	5.7	19.0	26.1	43.2	2.5	100.0

【全体集計（前回調査比）】



【障がい種別集計】

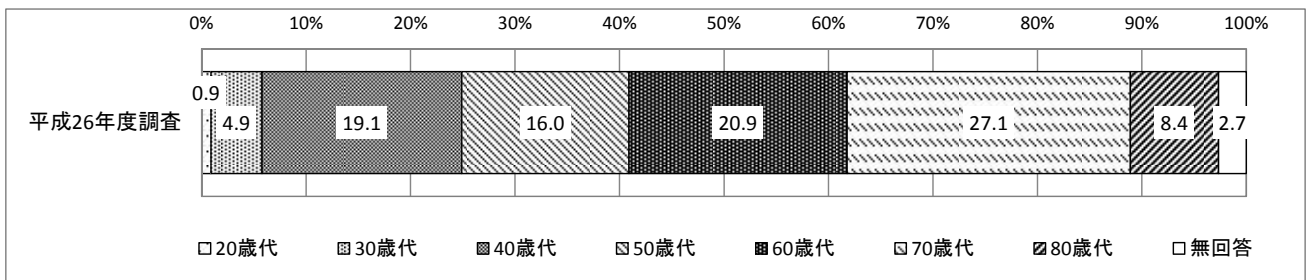


② 介助者の年齢について

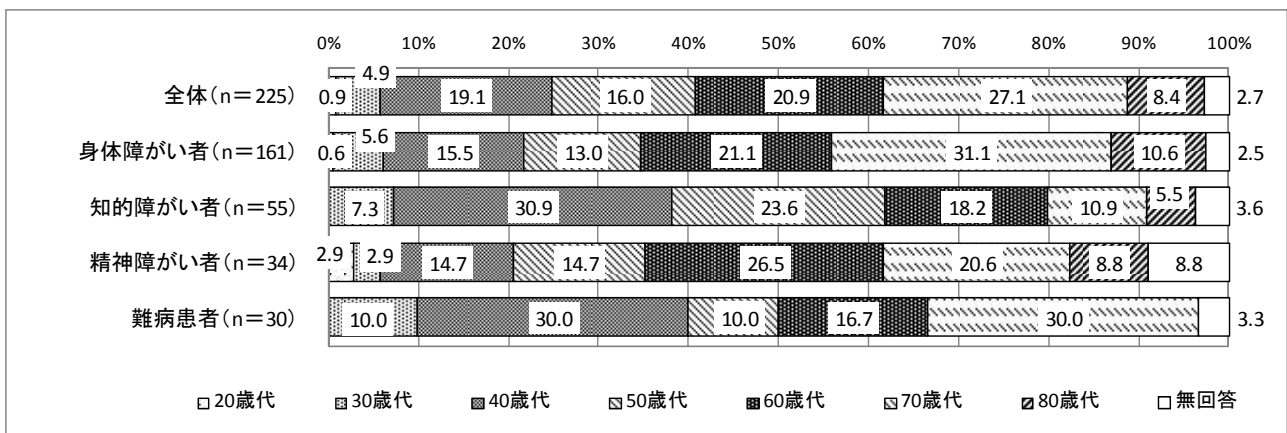
介助者の年齢は、「70歳代」27.1%が最も高く、次いで「60歳代」20.9%となっています。「60歳代～80歳代」を合わせると全体の5割強を占めており、介助者の高齢化が進むにつれ、より一層、介助者への支援が必要となっていきます。

障がい種別では、身体障がい者と精神障がい者で「60歳以上」の割合が高くなっています。

【全体集計】



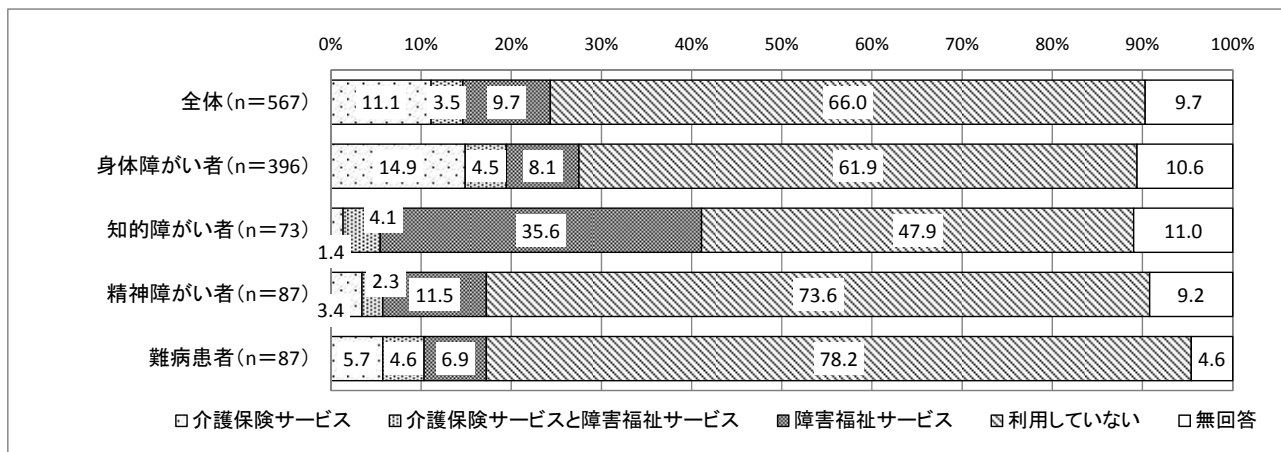
【障がい種別集計】



③ 利用しているサービスについて

利用しているサービスについては、「障害福祉サービス」66.0%が最も高く、次いで「介護保険サービス」11.1%となっています。

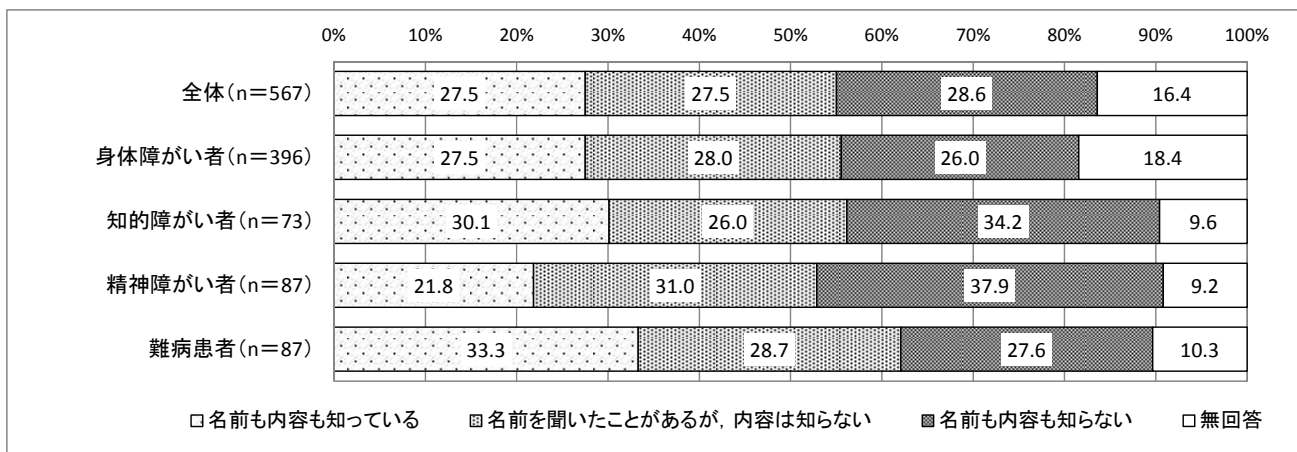
障がい種別では、知的障がい者で「介護保険サービスと障害福祉サービス」の割合が高くなっています。



④ 成年後見制度\*について

成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知らない」28.6%が最も高く、次いで「名前も内容も知っている」、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」がともに27.5%となっています。

障がい種別では、精神障がい者で「名前も内容も知らない」の割合が高くなっています。

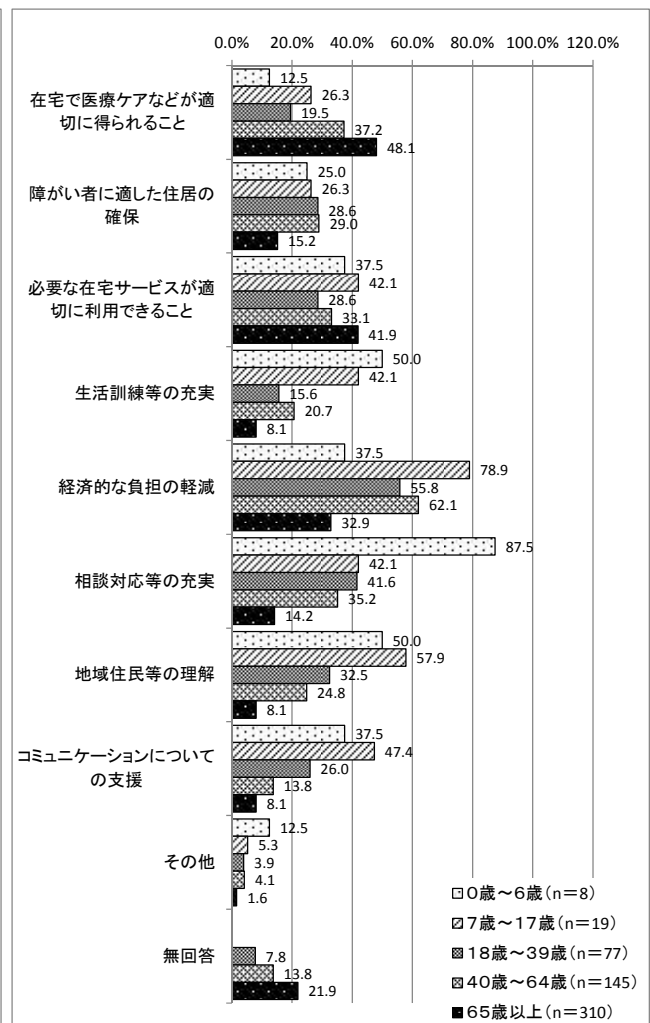
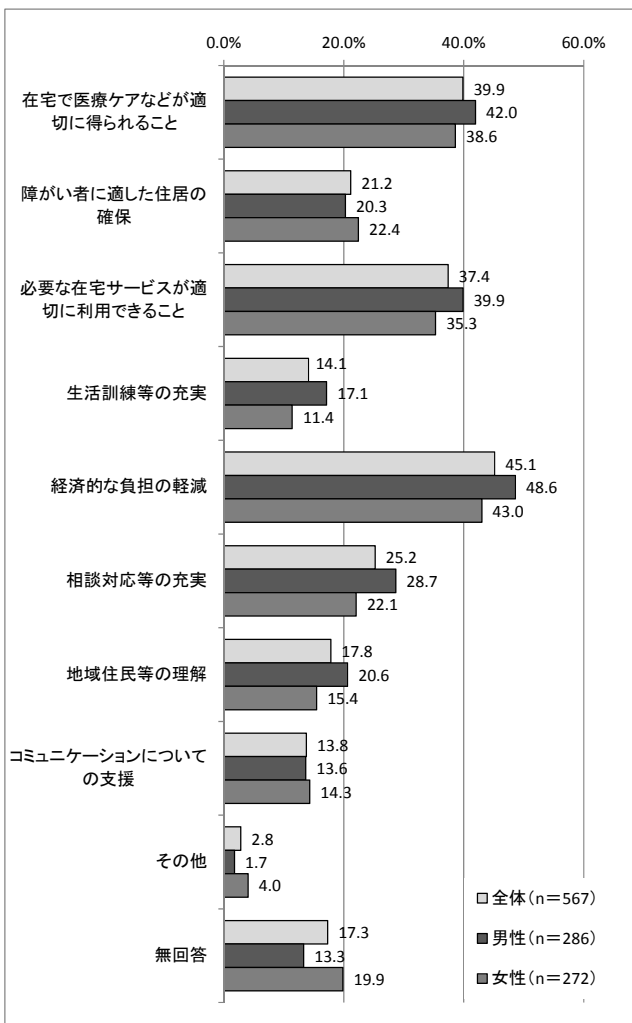


⑤ 地域で生活するための支援

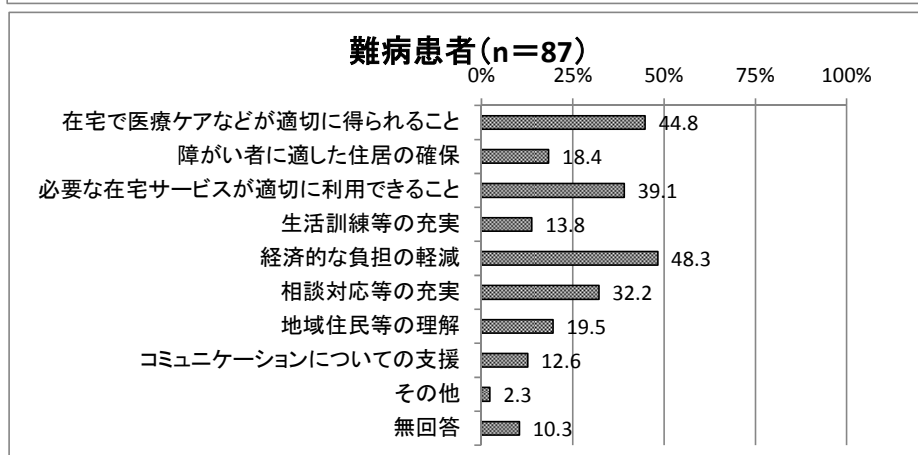
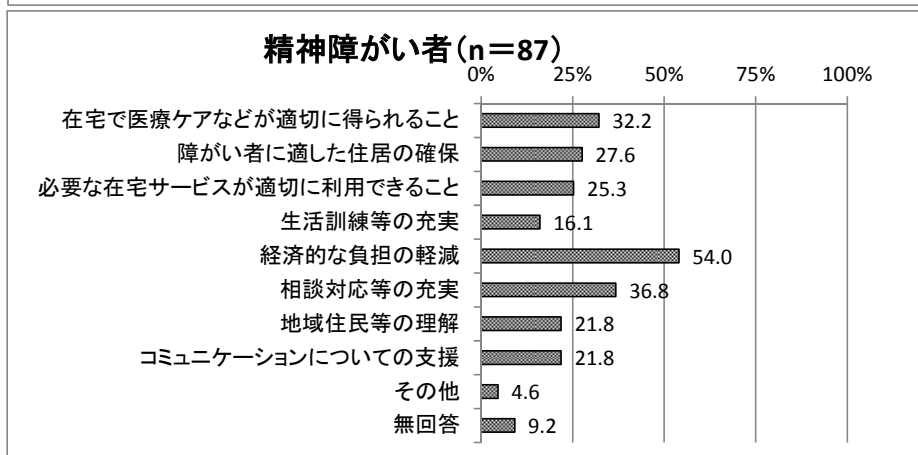
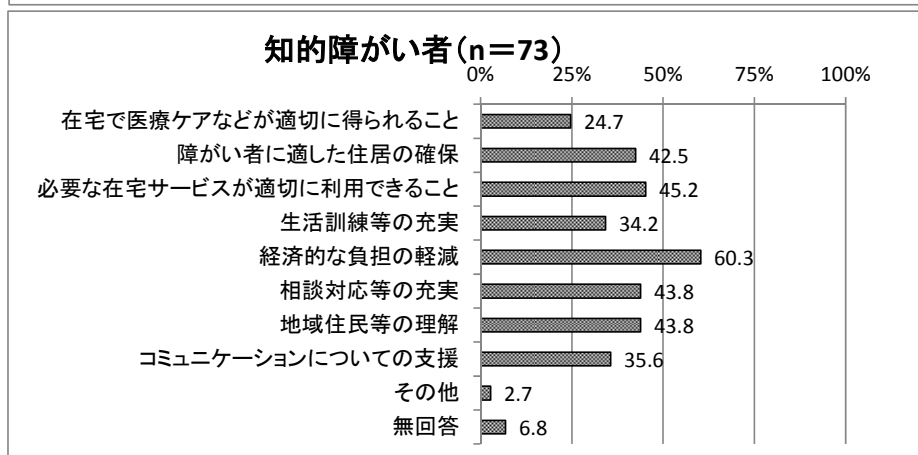
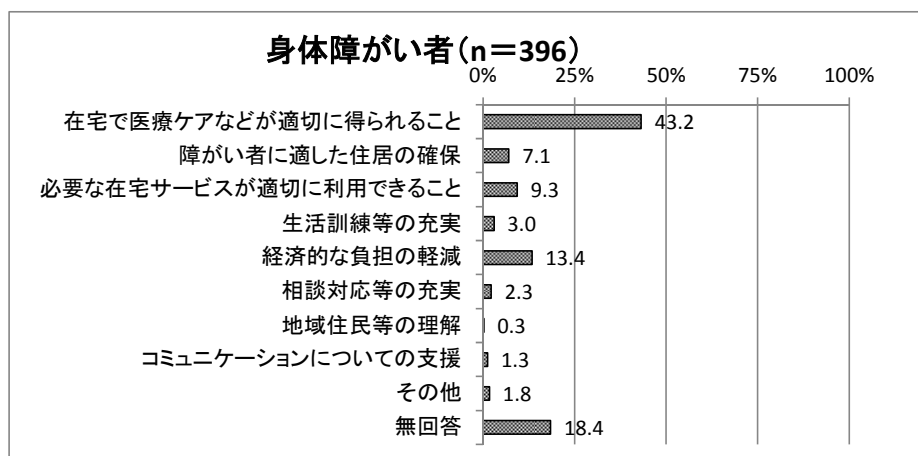
障がい者が地域で生活するために、求める支援については、「経済的な負担の軽減」45.1%が最も高く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」39.9%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」37.4%となっています。

年代別では、「0歳～6歳」で「相談対応等の充実」87.5%、「7歳～17歳」で「経済的な負担の軽減」78.9%、「65歳以上」で「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」48.1%の割合が高くなっています。

障がい種別では、身体障がい者は「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」、知的障がい者、精神障がい者、難病患者は「経済的な負担の軽減」の割合が高くなっています。





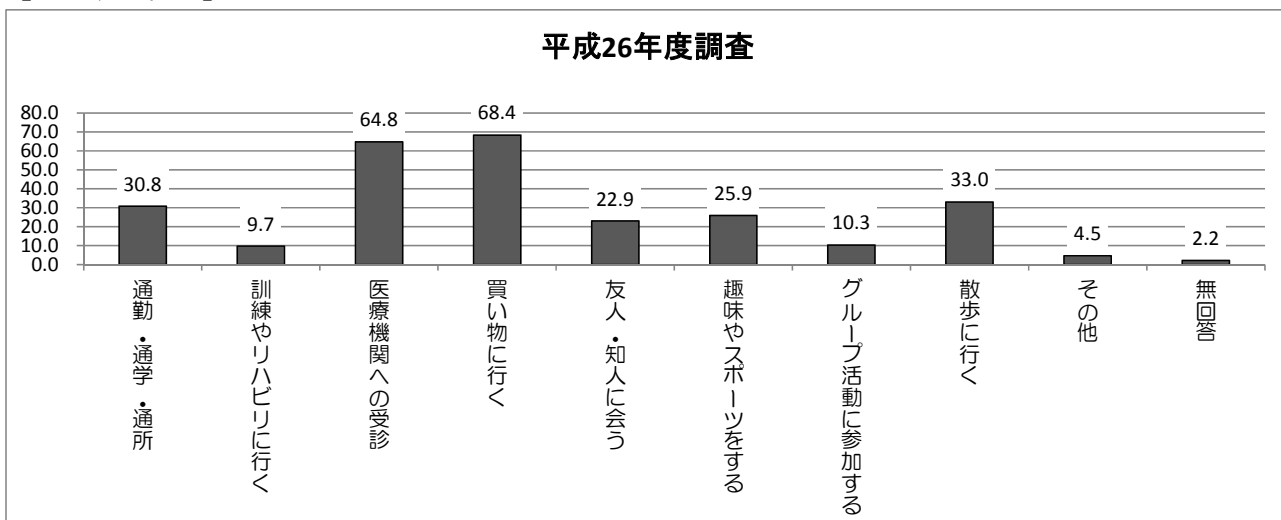


⑥ 外出する目的及び休日の過ごし方について

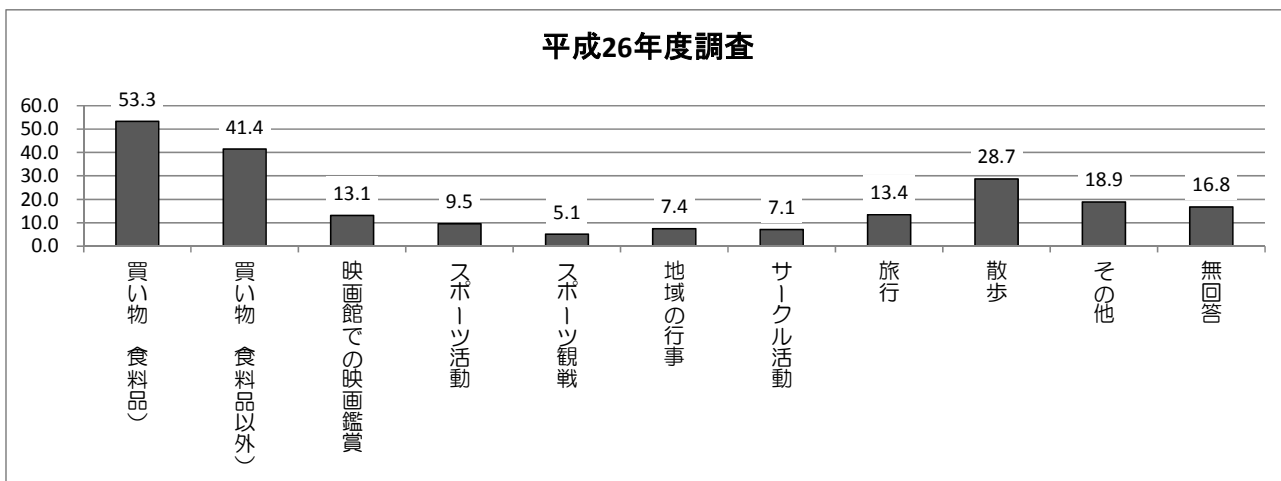
外出する目的については、「買い物に行く」68.4%が最も高く、次いで「医療機関への受診」64.8%となっています。

休日の過ごし方については、「買い物（食料品）」53.3%が最も高く、次いで「買い物（食料品以外）」41.4%となっています。

【外出する目的】

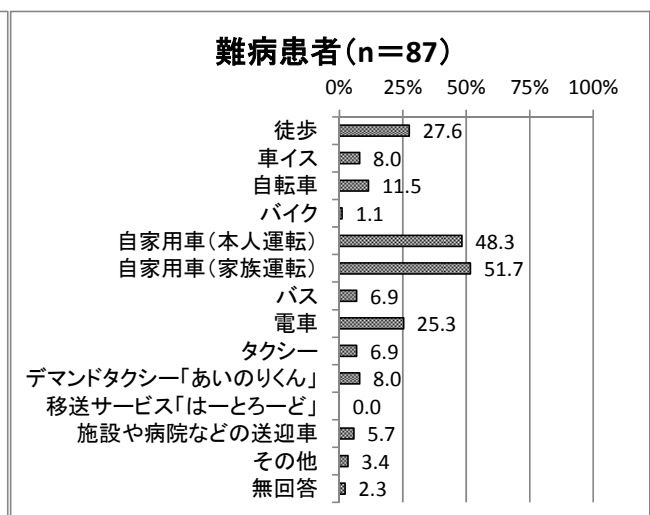
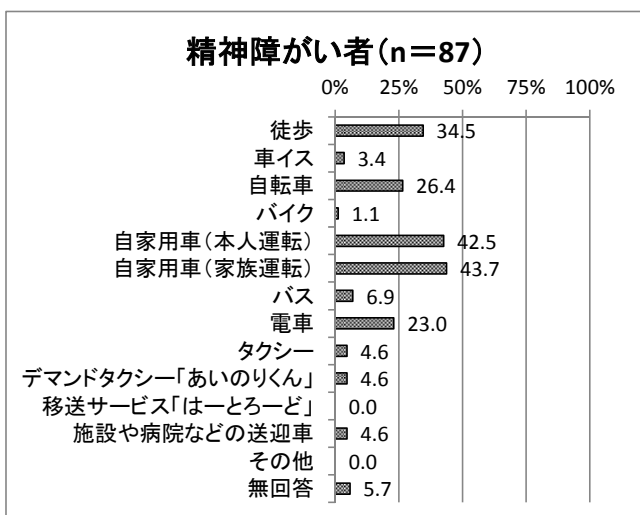
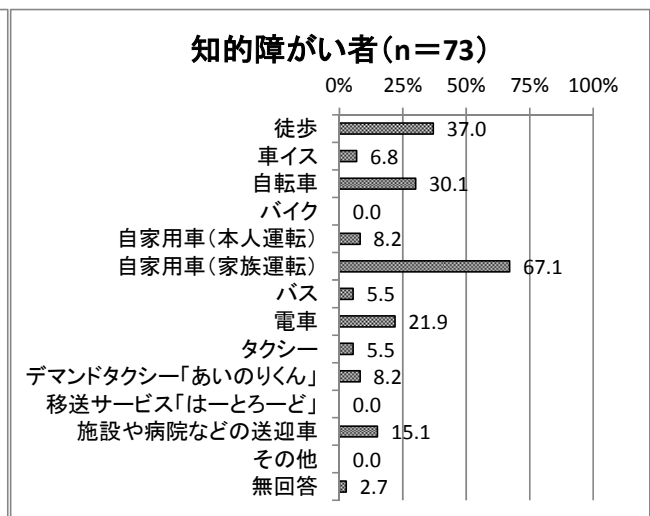
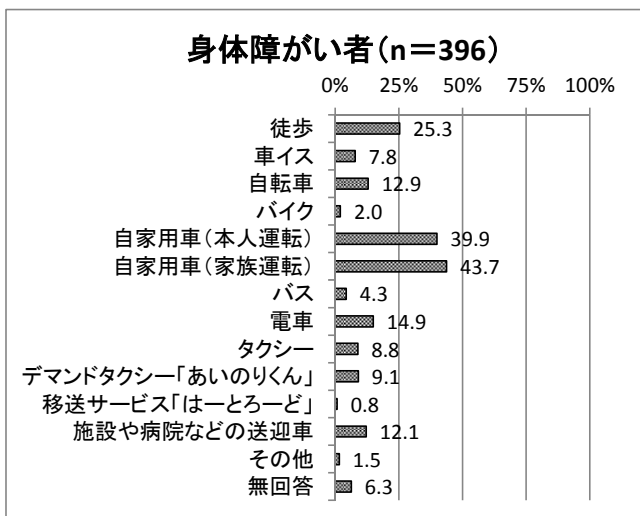
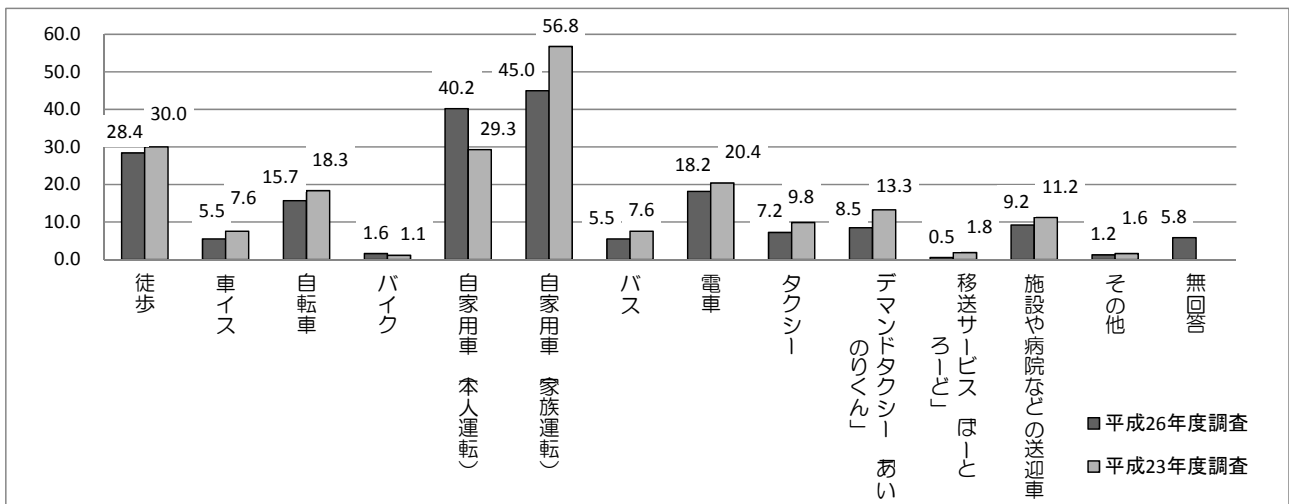


【休日の過ごし方】



⑦ 外出するときの移動手段について

外出するときの移動手段については、「自家用車（家族運転）」45.0%が最も高く、次いで「自家用車（本人運転）」40.2%となっています。割合が低い項目としては「移送サービス（はーとろーど）」、「バイク」、「バス」、「車イス」となっています。



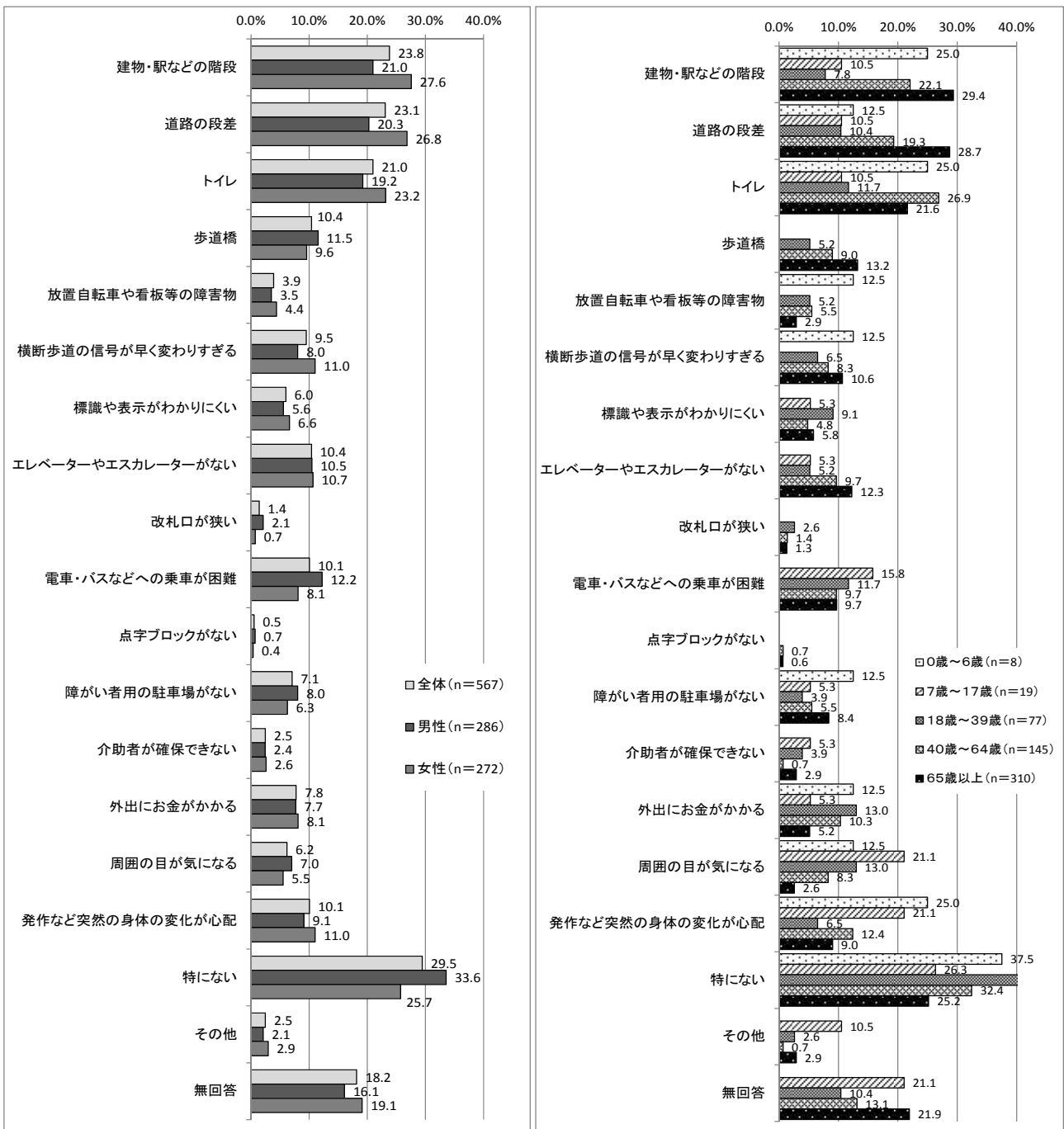
⑧ 外出の際に困ること、不便に思うこと

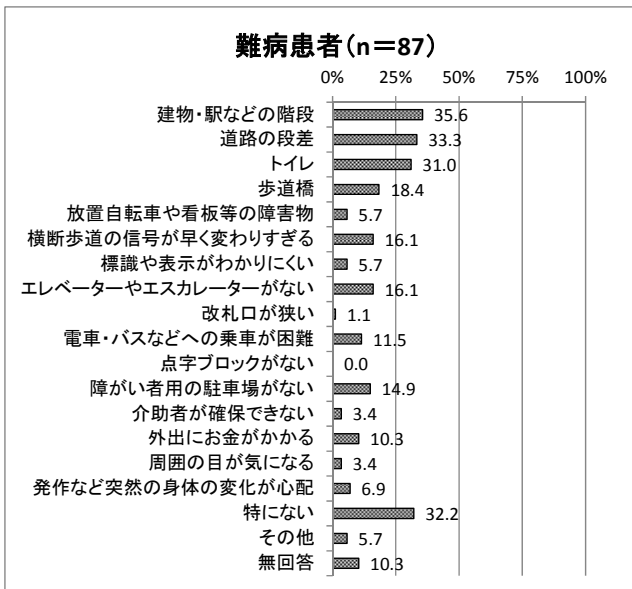
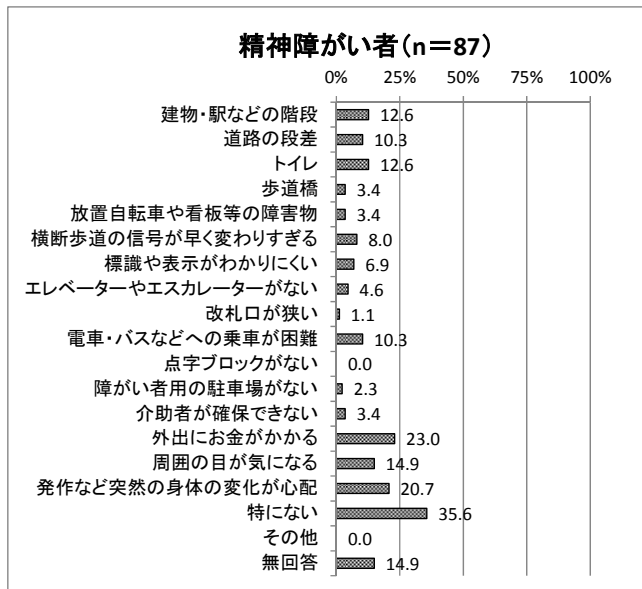
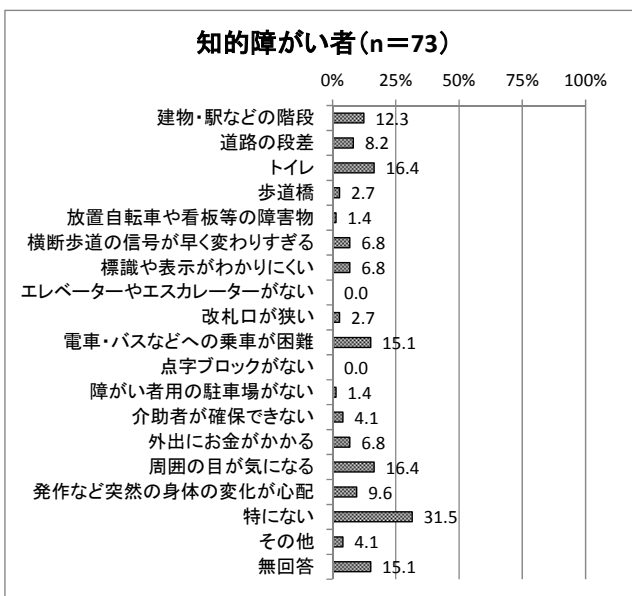
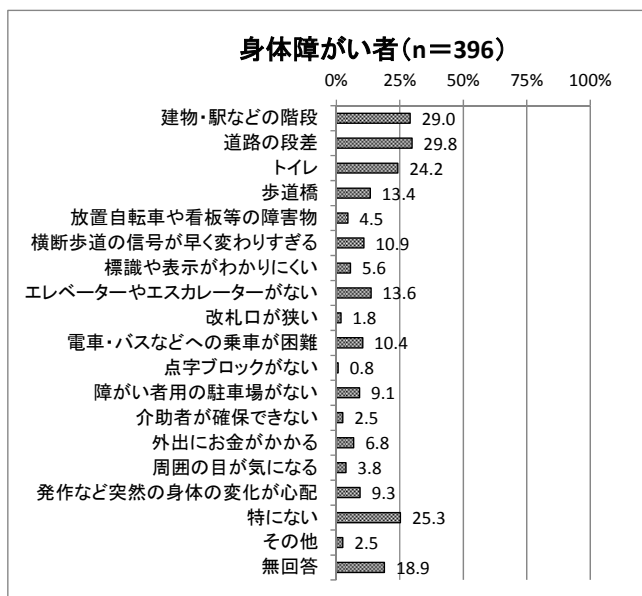
外出の際に困ること、不便に思うことについては、「建物・駅などの階段」23.8%が最も高く、次いで「道路の段差」23.1%、「トイレ」21.0%となっています。

年代別では、「65歳以上」の「建物・駅などの階段」、「道路の段差」の割合が他の年代に比べて、最も高くなっています。

障がい種別では、身体障がい者は「道路の段差」、知的障がい者は「トイレ」、精神障がい者は「外出にお金がかかる」、難病患者は「建物・駅などの階段」の割合が高くなっています。

障がい者が安心して、外出できるまちの整備が求められています。





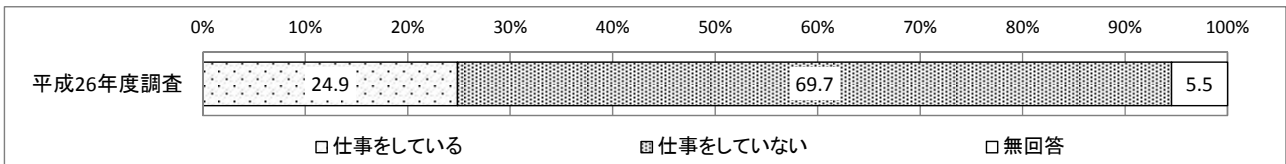
⑨ 就労状況及び今後の就労意向について

就労状況については、「仕事をしている」24.9%、「仕事をしていない」69.7%となっています。

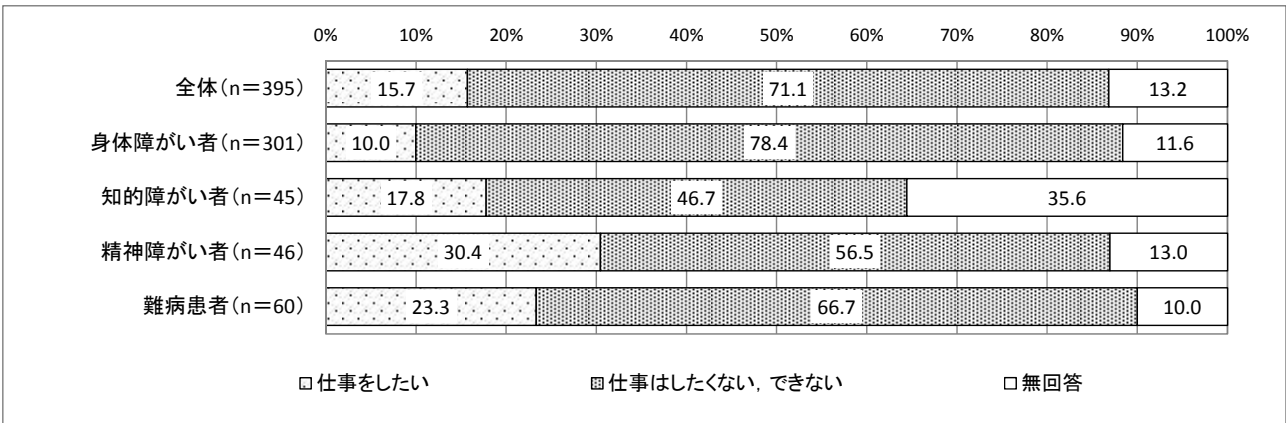
今後の就労意向については、「仕事をしたい」15.7%、「仕事はしたくない、できない」71.1%となっています。

障がい種別では、精神障がい者で「仕事をしたい」の割合が高くなっています。

【就労状況について】



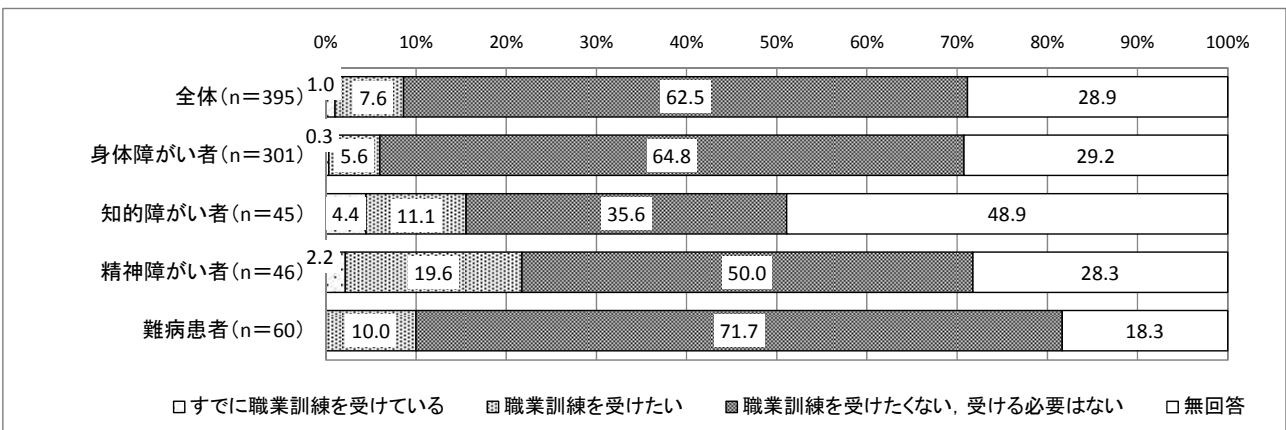
【今後の就労意向について】



⑩ 職業訓練などの受講について

職業訓練などの受講については、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」62.5%が最も高く、次いで「職業訓練を受けたい」7.6%となっています。

障がい種別では、精神障がい者で「職業訓練を受けたい」の割合が高くなっています。

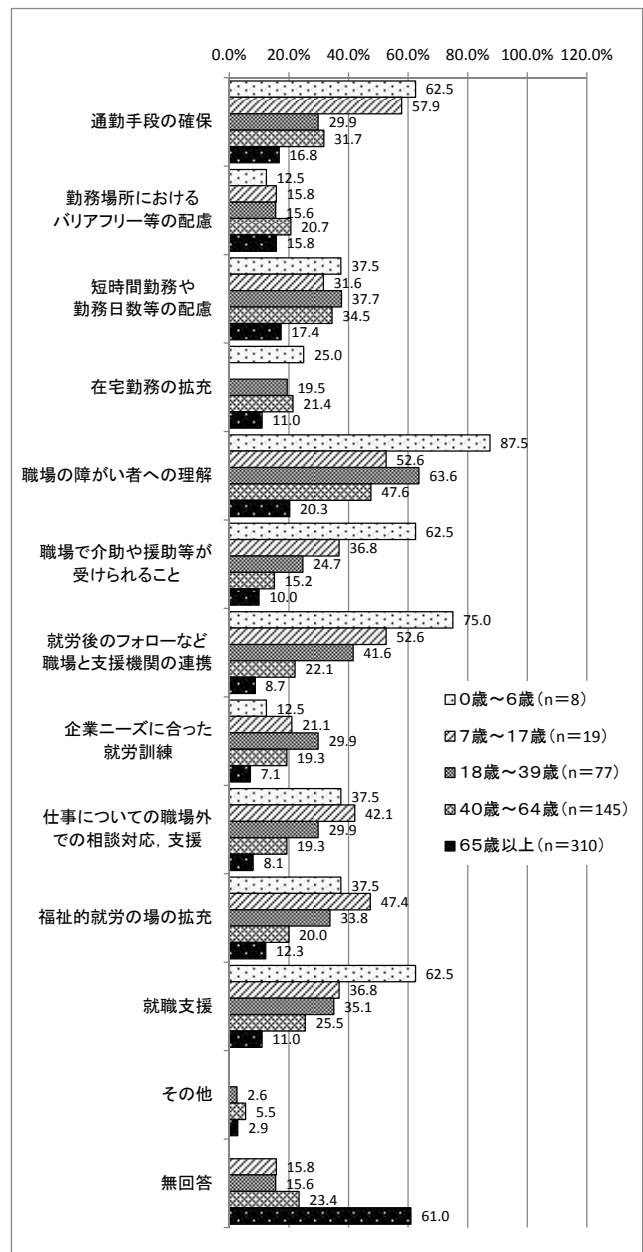
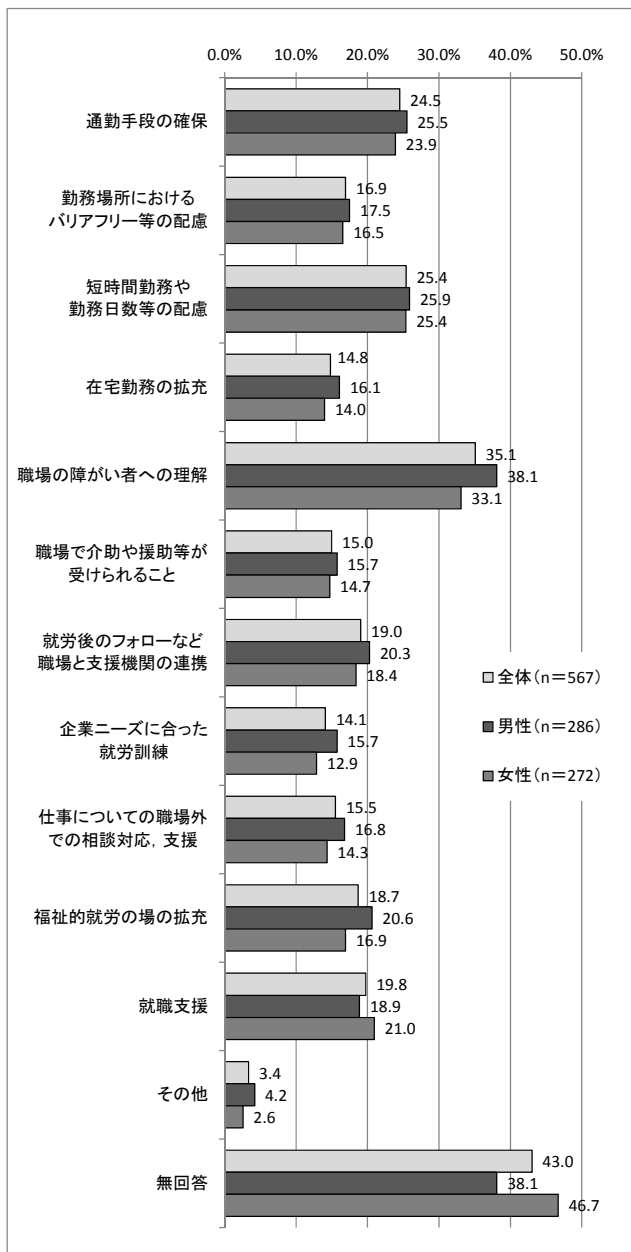


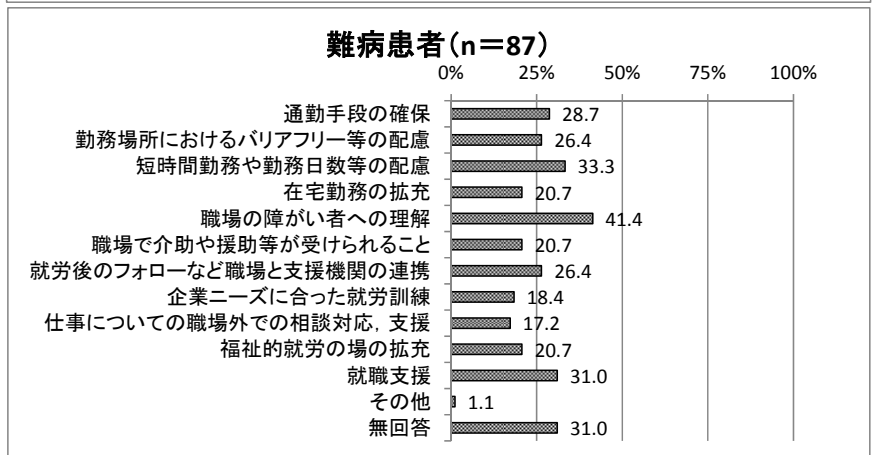
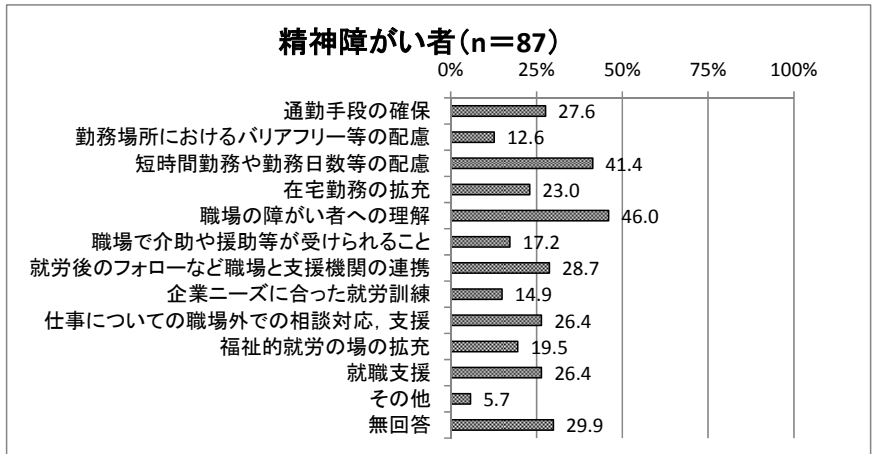
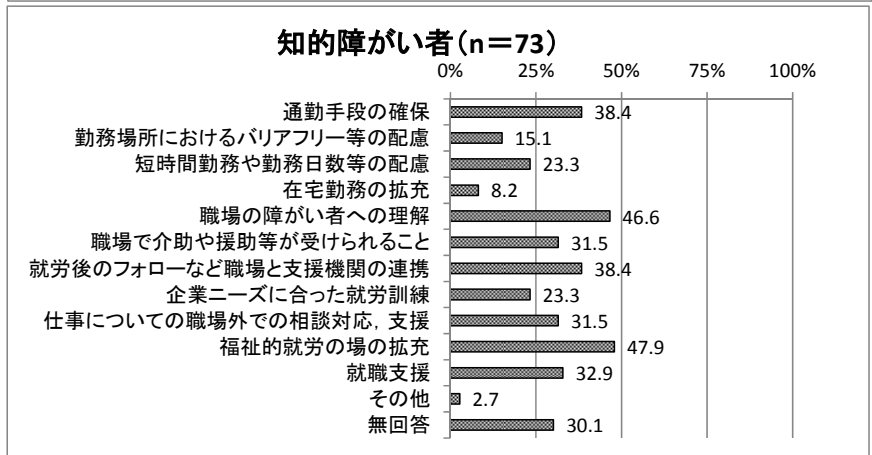
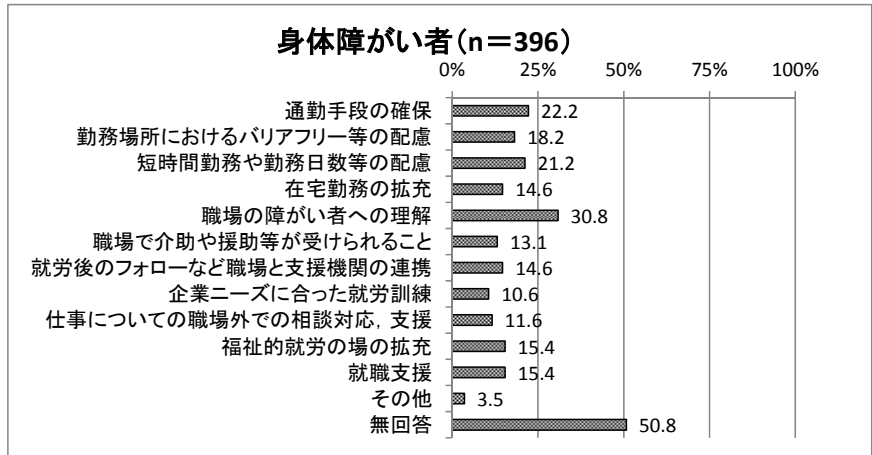
⑪ 就労支援として必要だと思うこと

障がい者の就労支援で必要なことについては、「職場の障がい者への理解」35.1%が最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」25.4%、「通勤手段の確保」24.5%となっています。

年代別では、「18歳～39歳」と「40歳～64歳」で「職場の障がい者への理解」や「短時間勤務や勤務日数等の配慮」、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」の割合が高くなっています。

障がい種別では、身体障がい者、精神障がい者、難病患者で「職場の障がい者への理解」、知的障がい者は「福祉的就労の場の拡充」の割合が高くなっています。







⑫ 相談したいと思うこと

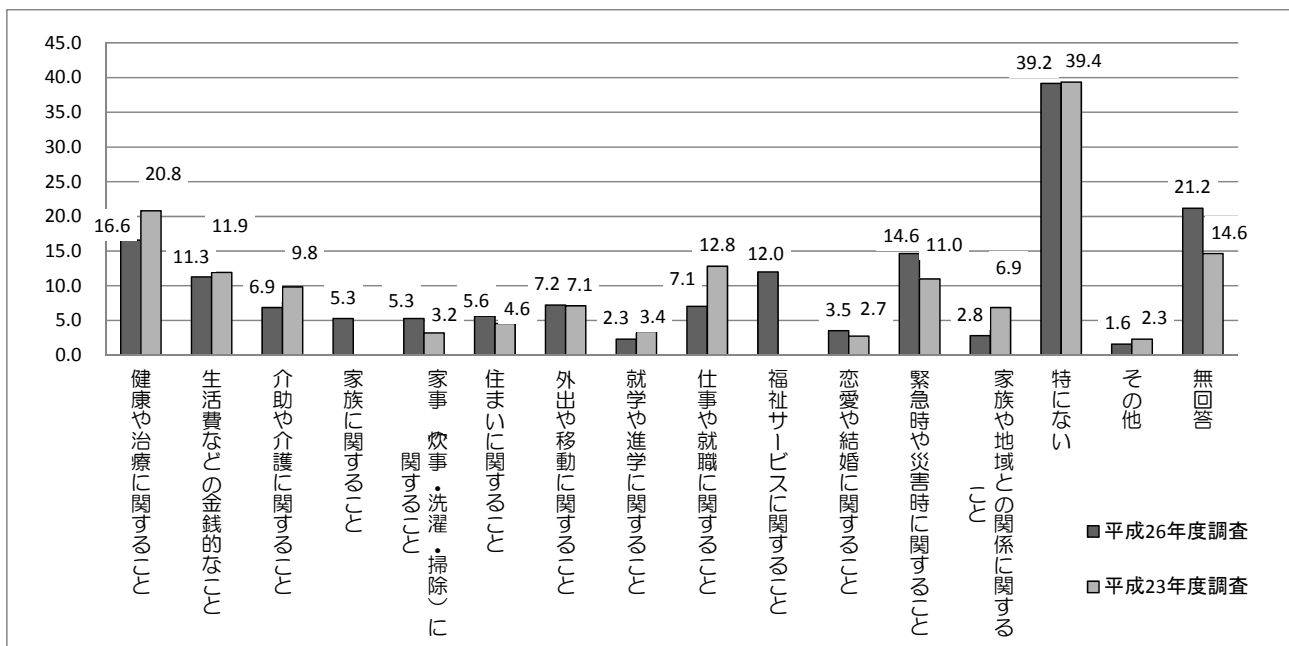
相談したいと思うことについては、「特にない」39.2%が最も高く、次いで「健康や治療に関すること」16.6%、「緊急時や災害時に関すること」14.6%となっています。

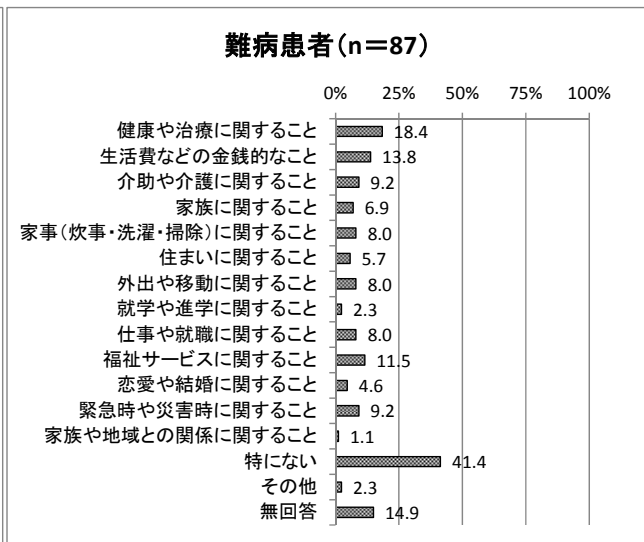
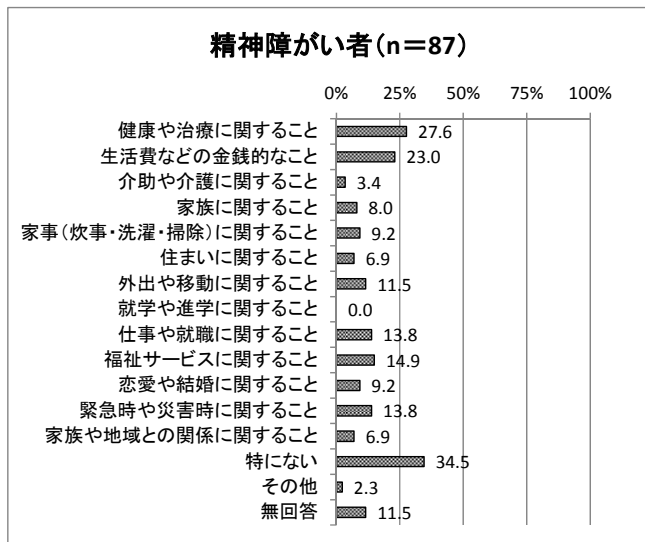
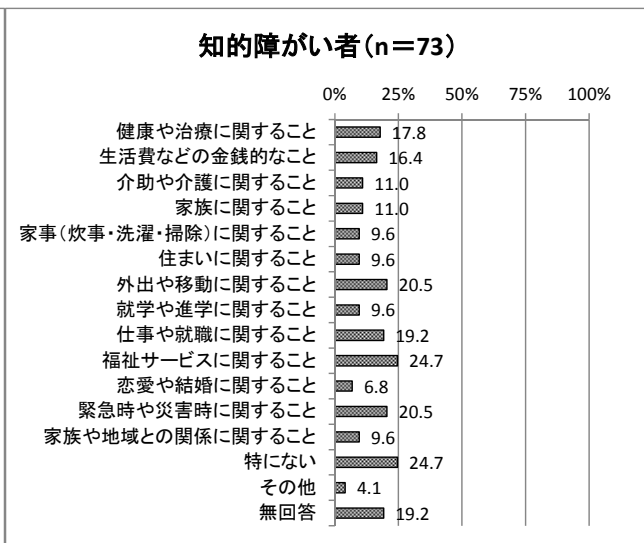
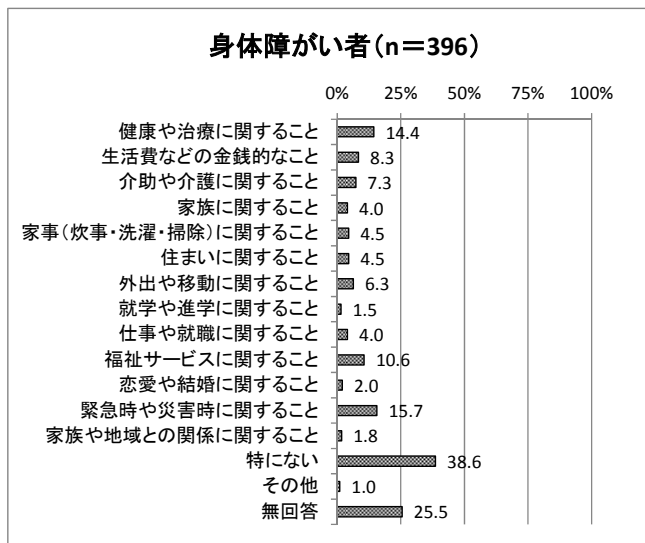
平成23年度の調査結果と比較すると、「家族に関すること」、「家事（炊事・洗濯・掃除）に関すること」、「住まいに関すること」、「外出や移動に関すること」、「福祉サービスに関すること」、「恋愛や結婚に関すること」、「緊急時や災害時に関すること」の項目で割合が増加しています。

障がい種別では、身体障がい者は「緊急時や災害時に関すること」、知的障がい者は「福祉サービスに関すること」、精神障がい者、難病患者は「健康や治療に関すること」の割合が高くなっています。

項目		1	2	3	4	5	6	7	8
		健康や治療に関すること	生活費などの金銭的なこと	介助や介護に関すること	家族に関すること	家事(炊事・洗濯・掃除)に関すること	住まいに関すること	外出や移動に関すること	就学や進学に関すること
平成26年度調査	実数	94	64	39	30	30	32	41	13
	構成比(%)	16.6	11.3	6.9	5.3	5.3	5.6	7.2	2.3
平成23年度調査	実数	91	52	43	0	14	20	31	15
	構成比(%)	20.8	11.9	9.8	0.0	3.2	4.6	7.1	3.4

9	10	11	12	13	14	15	無回答	回答数	回答者数
仕事や就職に関すること	福祉サービスに関すること	恋愛や結婚に関すること	緊急時や災害時に関すること	家族や地域との関係に関すること	特にない	その他			
40	68	20	83	16	222	9	120	921	567
7.1	12.0	3.5	14.6	2.8	39.2	1.6	21.2	162.4	100.0
56	0	12	48	30	172	10	64	658	437
12.8	0.0	2.7	11.0	6.9	39.4	2.3	14.6	150.6	100.0



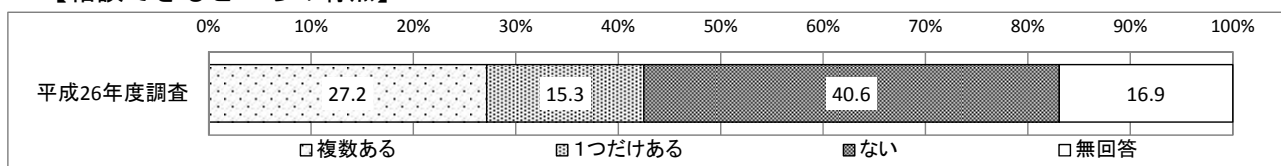


⑬ 相談できるところの有無について

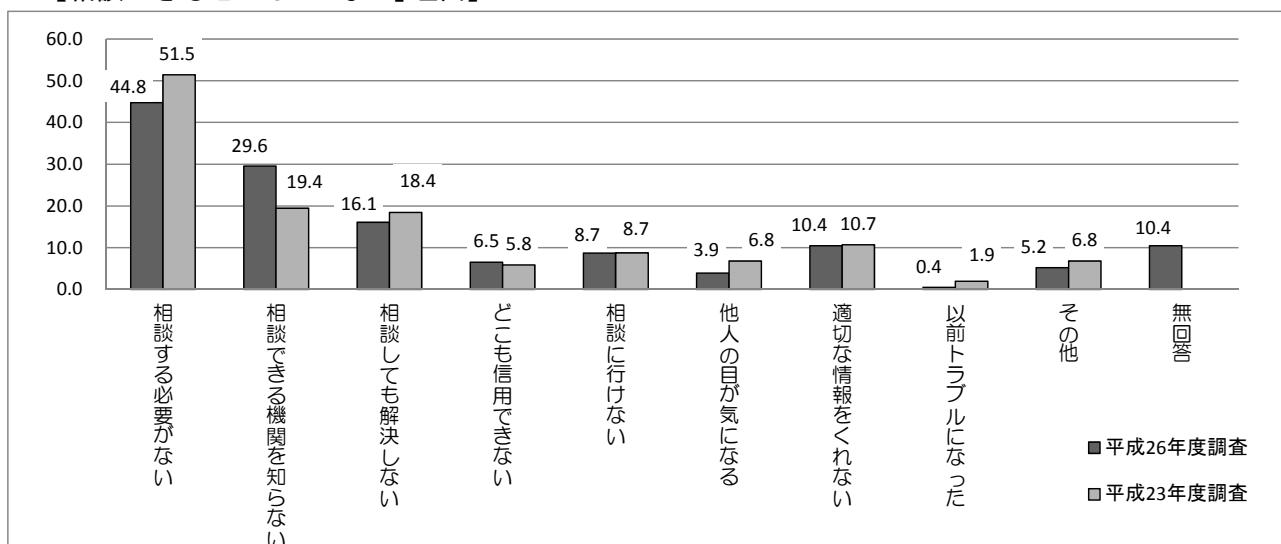
相談できるところの有無については、「複数ある」27.2%、「1つだけある」15.3%、「ない」40.6%となっています。

相談できるところが「ない」と回答した方の理由としては、「相談する必要がある」44.8%が最も高く、次いで「相談できる機関を知らない」29.6%、「相談しても解決しない」16.1%となっています。

【相談できるところの有無】



【相談できるところが「ない」理由】

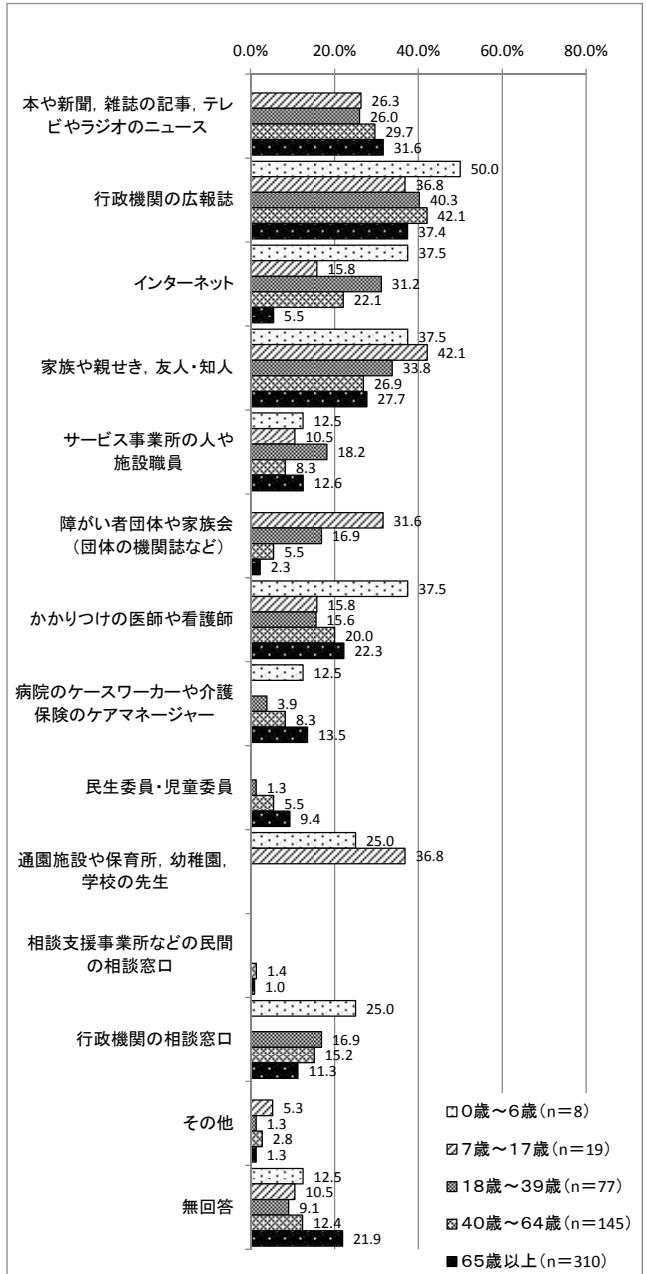
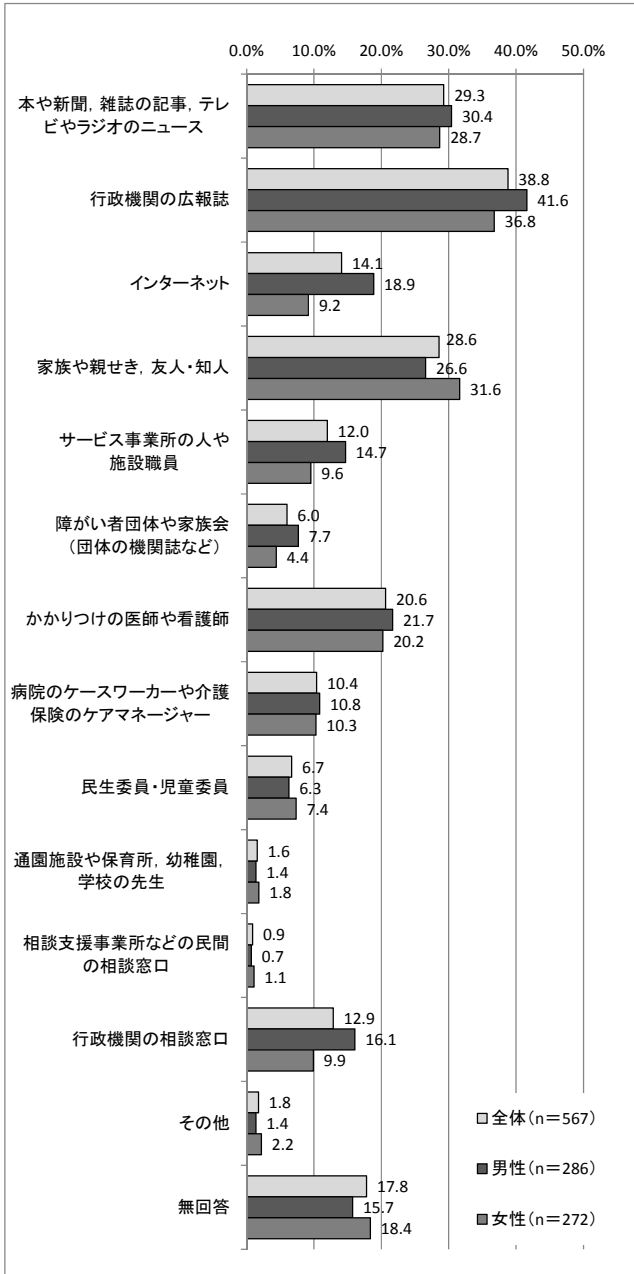


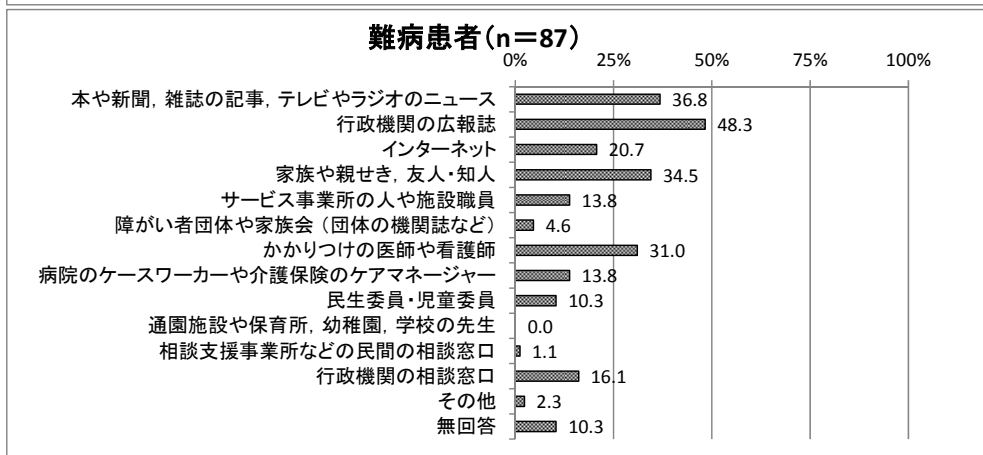
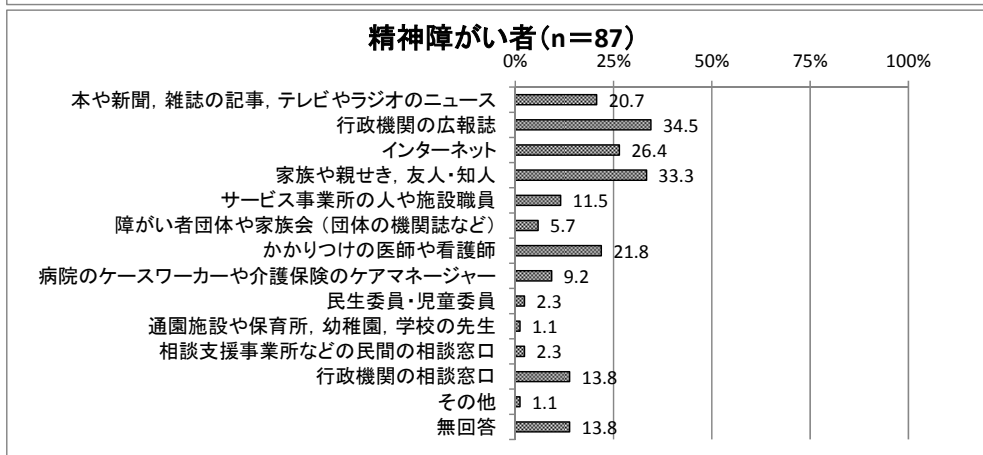
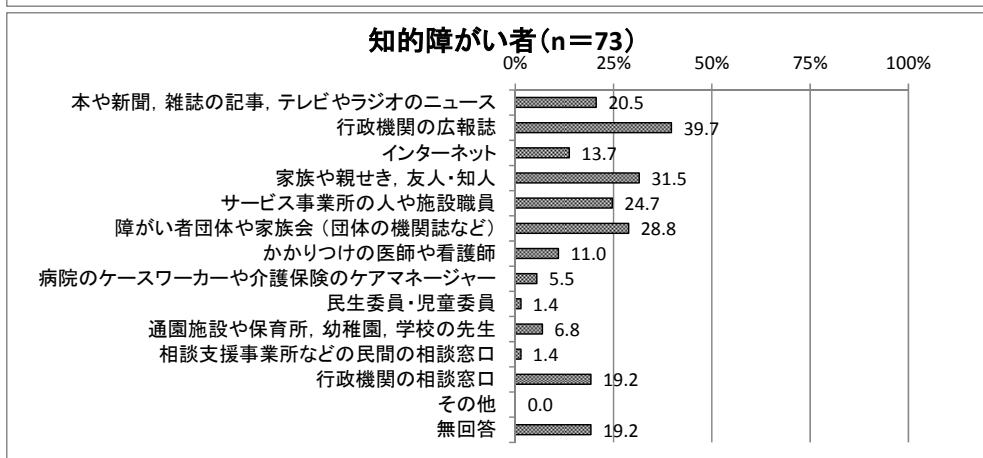
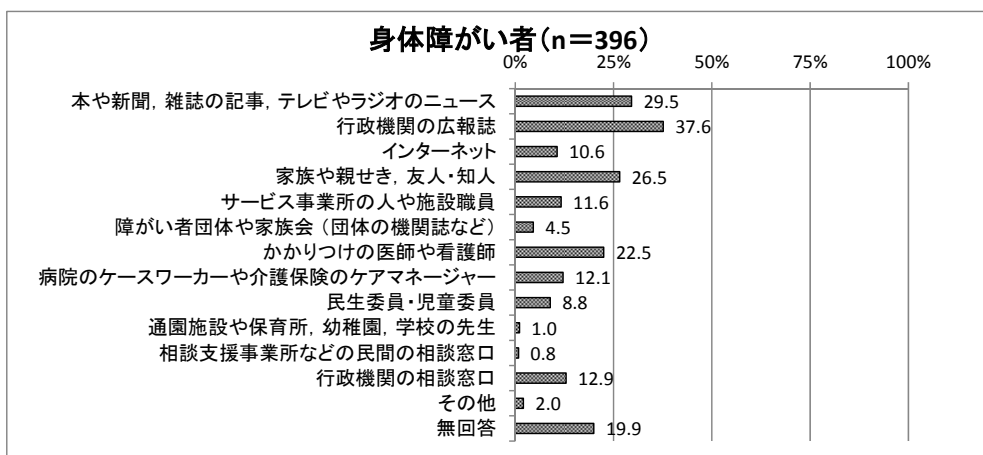
⑭ 障がい者のことや福祉サービスの情報について

障がいのことや福祉サービスの情報を知る機会については、「行政機関の広報誌」38.8%が最も高く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」29.3%、「家族や親せき、友人・知人」28.6%となっています。

年代別では、「0歳～6歳」、「7歳～17歳」で「障がい者団体や家族会（団体の機関誌など）」、「かかりつけの医師や看護師」、「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」の割合が高くなっています。

障がい種別では、身体障がい者は「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、知的障がい者、精神障がい者は「家族や親せき、友人、知人」、難病患者は「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」の割合が高くなっています。





⑮ 差別や嫌な思いについて

障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことについては、「ない」57.5%が最も高く、次いで「少しある」17.6%、「ある」12.9%となっています。

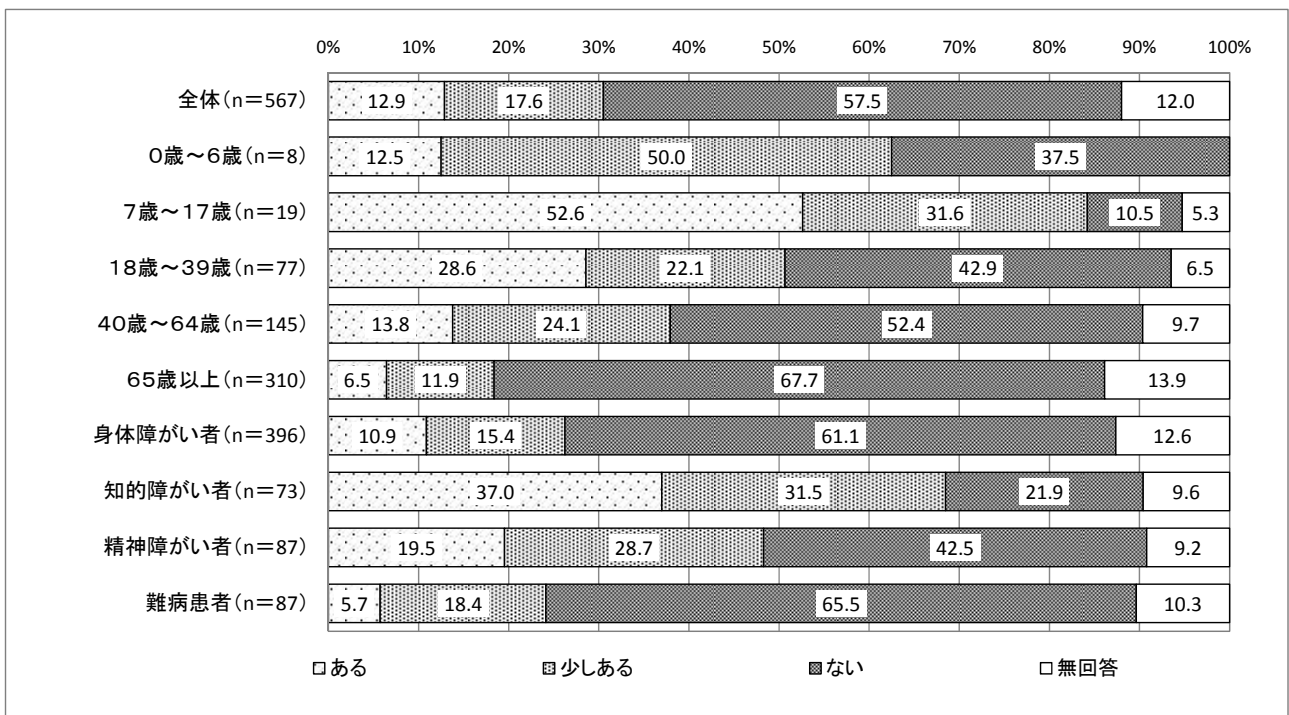
年代別では、「7歳～17歳」で「ある」52.6%、「少しある」31.6%、「ある」と「少しある」を合計すると8割を超えています。

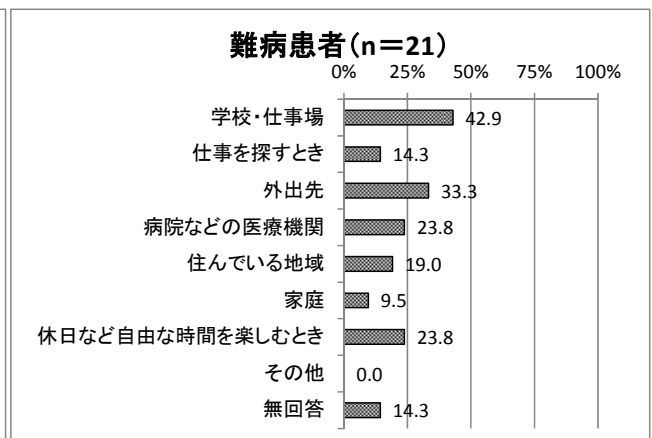
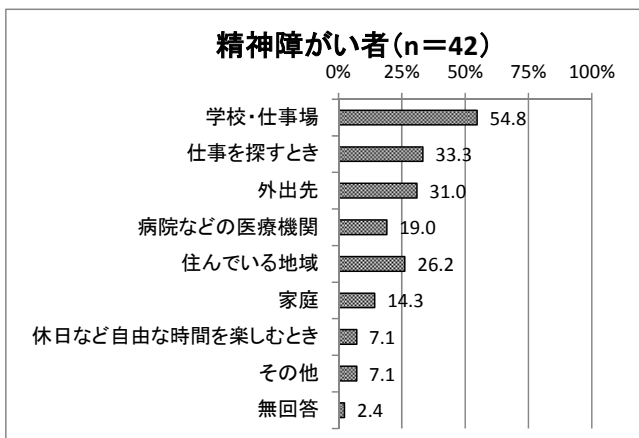
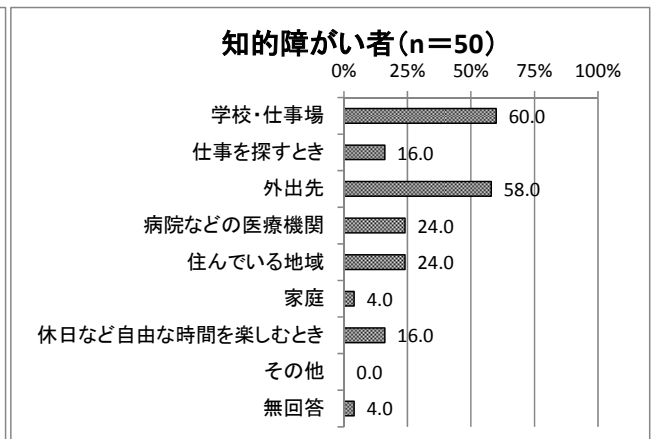
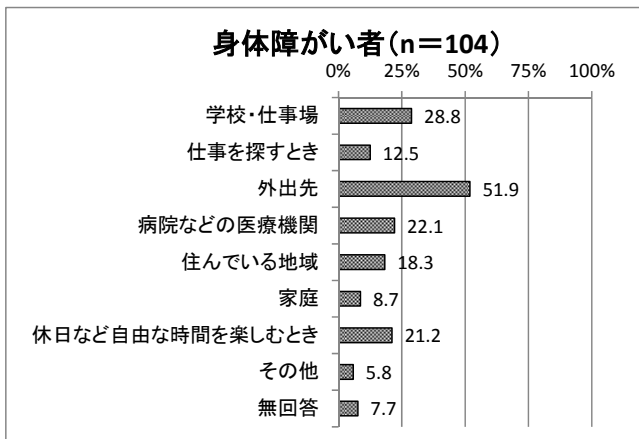
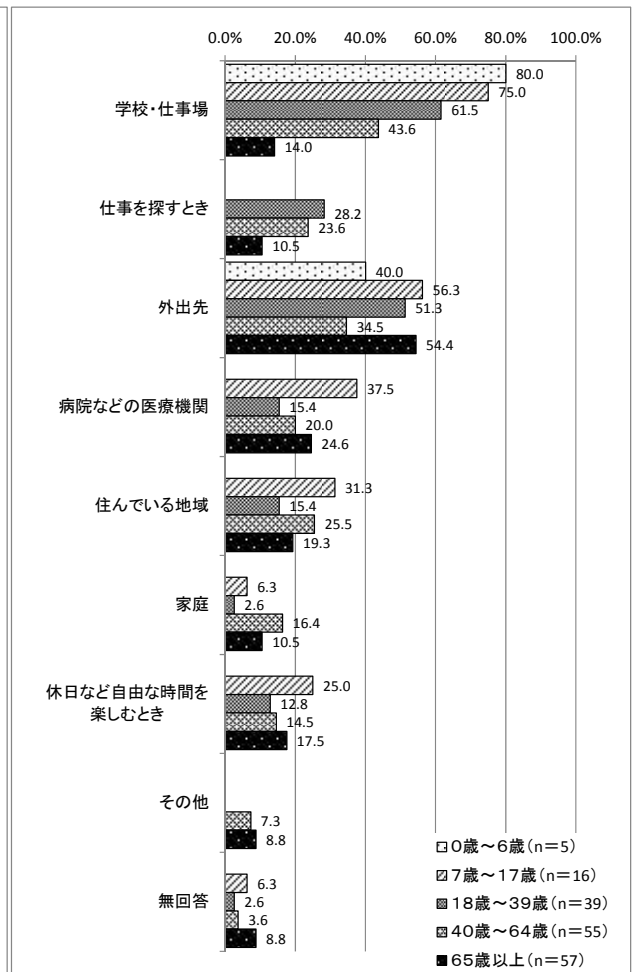
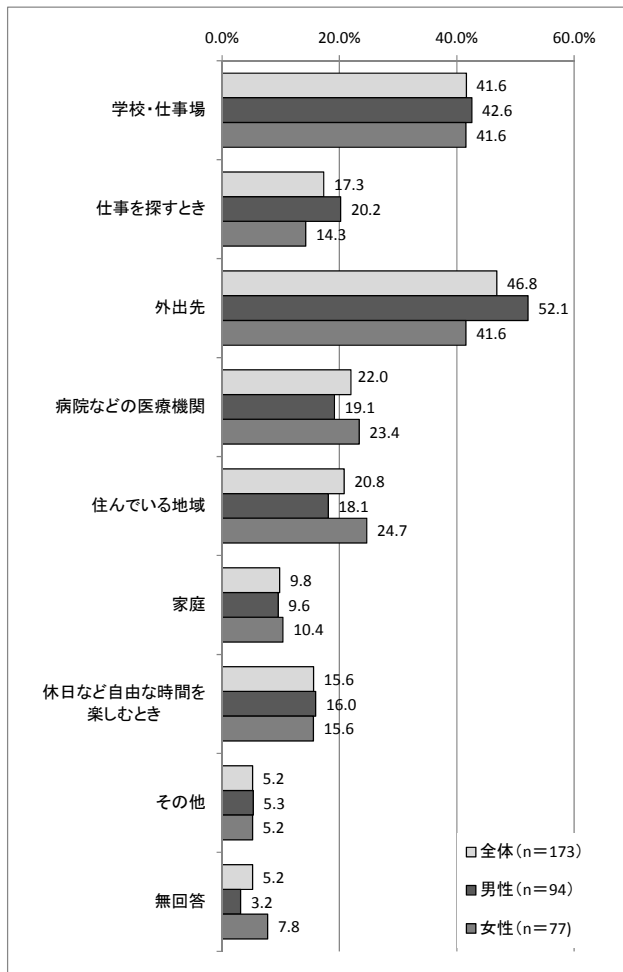
障がい種別では、身体障がい者で「ある」10.9%、「少しある」15.4%、「ない」61.1%、知的障がい者で「ある」37.0%、「少しある」31.5%、「ない」21.9%、精神障がい者で「ある」19.5%、「少しある」28.7%、「ない」42.5%、難病患者で「ある」5.7%、「少しある」18.4%、「ない」65.5%となっています。

差別や嫌な思いをする(した)場所については、「外出先」46.8%が最も高く、次いで「学校・仕事場」41.6%、「病院などの医療機関」22.0%となっています。

年代別では、年齢が低いほど、「学校・仕事場」での割合が高く、「7歳～17歳」では、「外出先」や「病院などの医療機関」、「住んでいる地域」も高い割合となっています。

障がい種別では、身体障がい者は「外出先」、知的障がい者、精神障がい者、難病患者は「学校・仕事場」の割合が高くなっています。





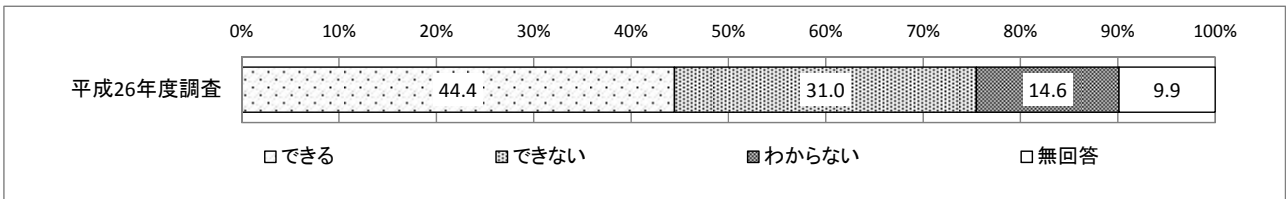
⑯ 災害時の避難について

災害時に一人で避難できるかについては、「できる」44.4%、「できない」31.0%、「わからない」14.6%となっています。

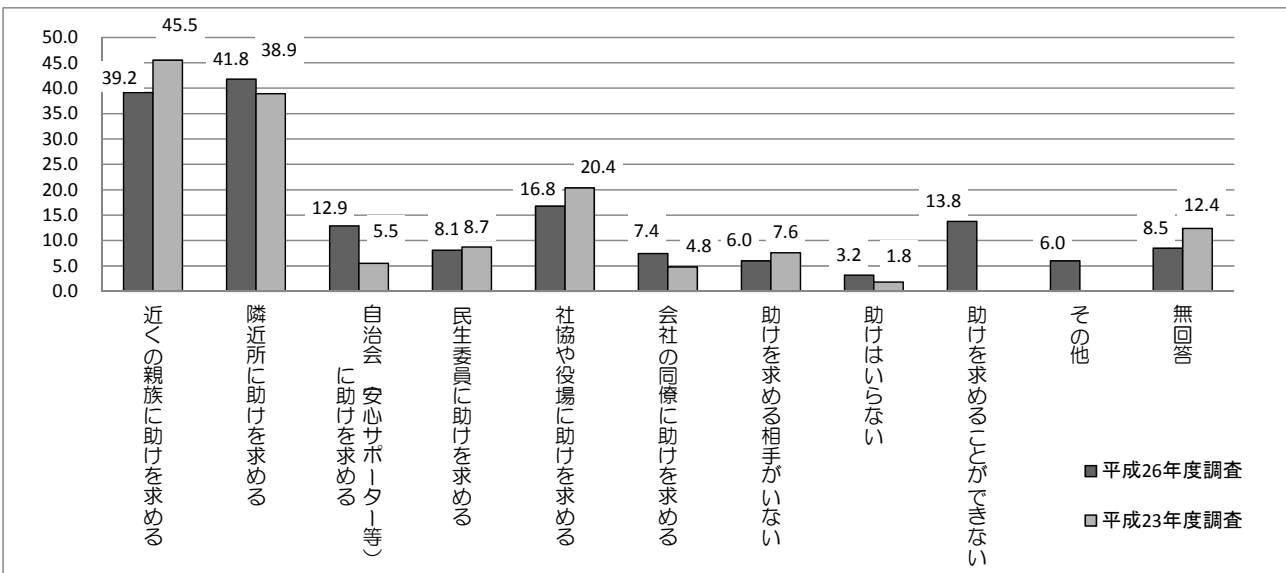
災害時に家族と連絡がとれない場合については、「隣近所に助けを求める」41.8%が最も高く、次いで「近くの親族に助けを求める」39.2%、「社協や役場に助けを求める」16.8%となっています。

平成23年度の調査結果と比較すると、「近くの親族に助けを求める」が6.3ポイント減少し、「自治会（安心サポーター等）に助けを求める」が7.4ポイントの増加となっています。

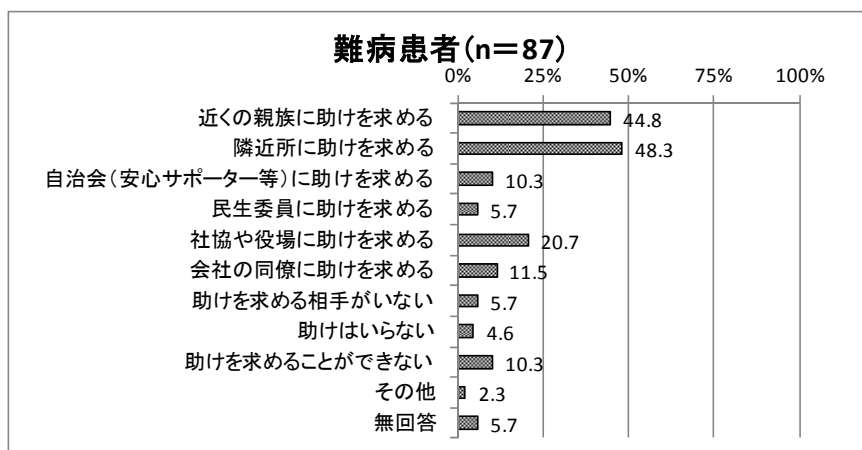
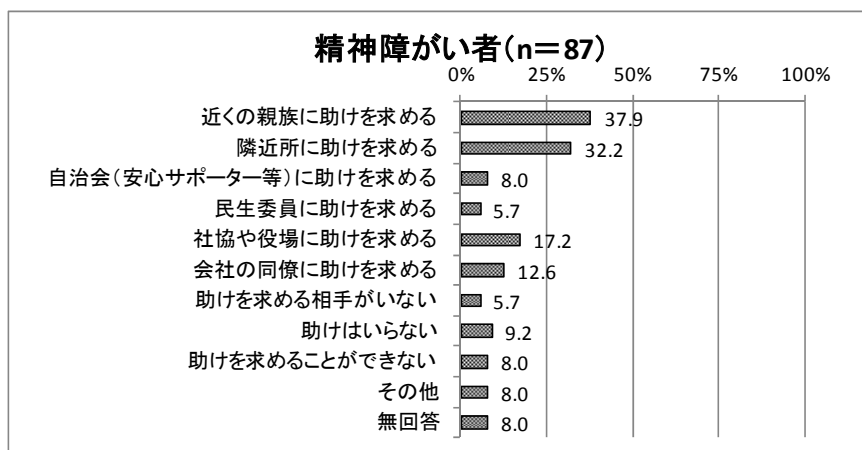
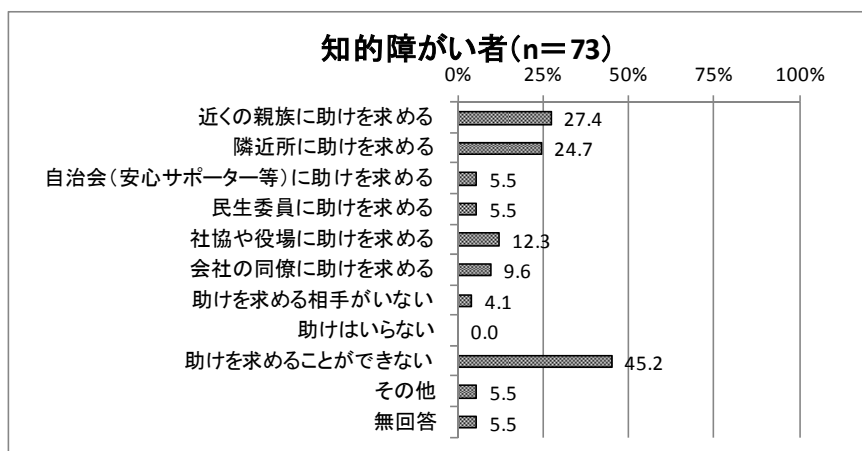
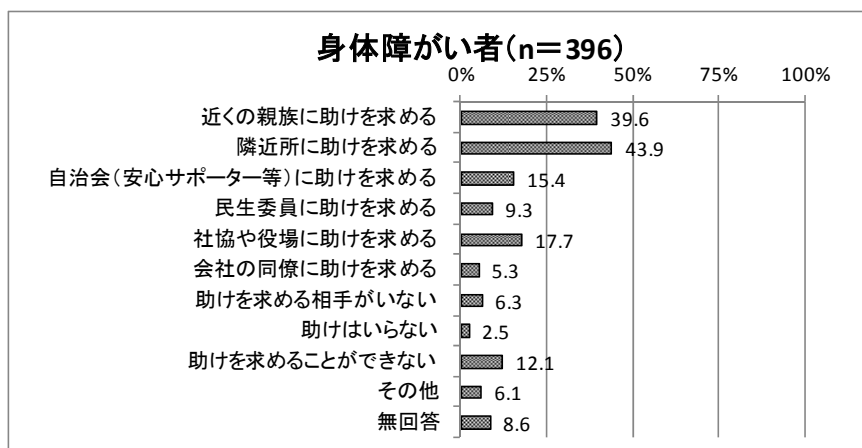
障がい種別では、身体障がい者は「隣近所に助けを求める」、知的障がい者は「助けを求めることができない」、精神障がい者は「近くの親族に助けを求める」、難病患者は「隣近所に助けを求める」の割合が高くなっています。



項目		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	無回答	回答数	回答者数
		近くの親族に助けを求める	隣近所に助けを求める	自治会(安心サポーター等)に助けを求める	民生委員に助けを求める	社協や役場に助けを求める	会社の同僚に助けを求める	助けを求める相手がいない	助けはもらえない	助けを求めることができない	その他			
平成26年度調査	実数	222	237	73	46	95	42	34	18	78	34	48	927	567
	構成比(%)	39.2	41.8	12.9	8.1	16.8	7.4	6.0	3.2	13.8	6.0	8.5	163.5	100.0
平成23年度調査	実数	199	170	24	38	89	21	33	8	0	0	54	636	437
	構成比(%)	45.5	38.9	5.5	8.7	20.4	4.8	7.6	1.8	0.0	0.0	12.4	145.5	100.0





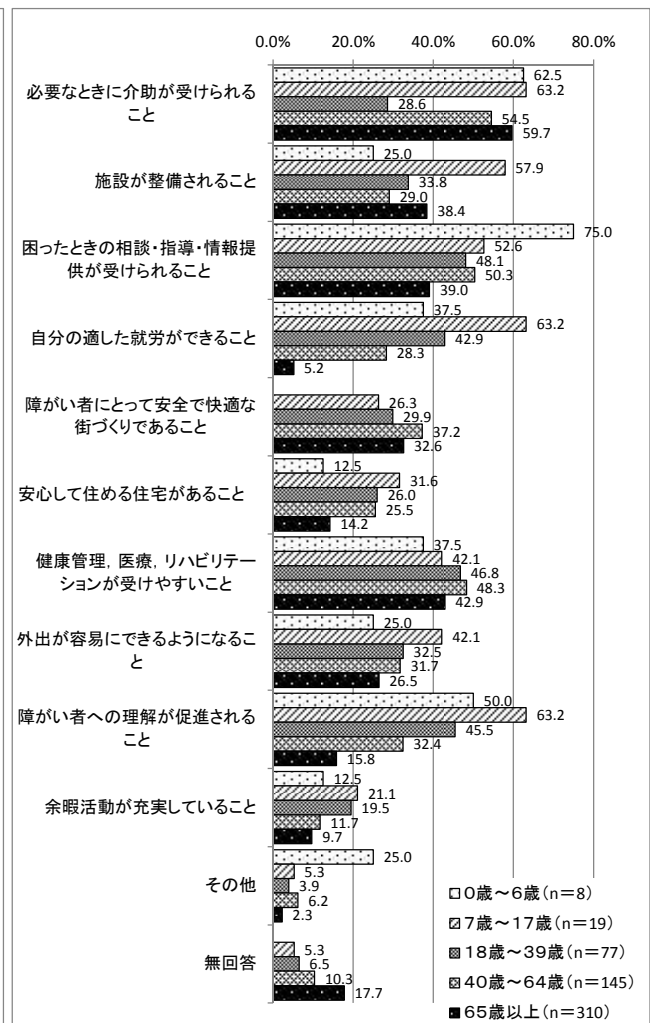
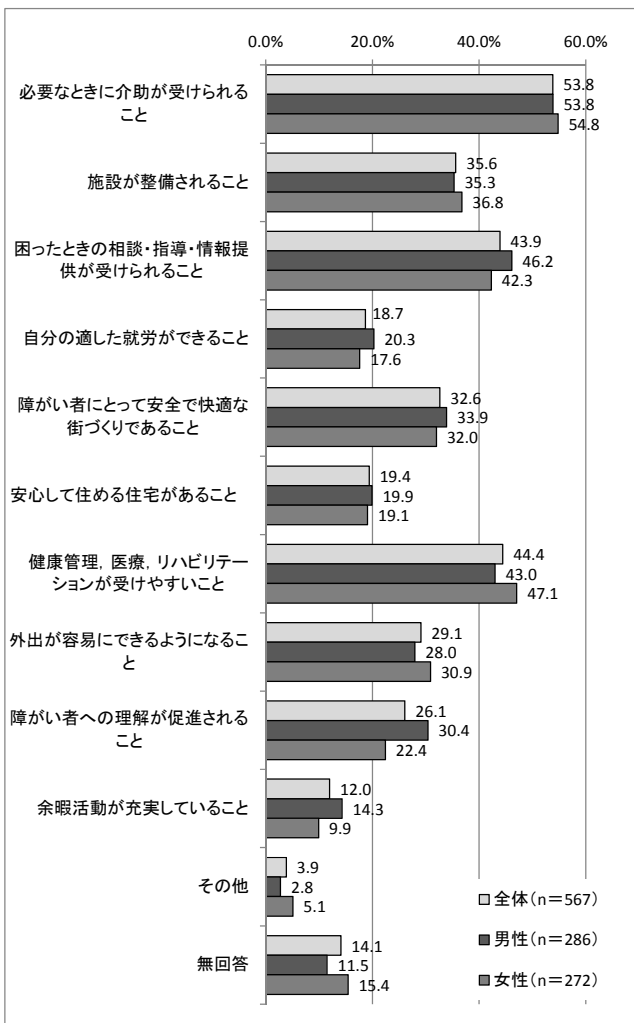


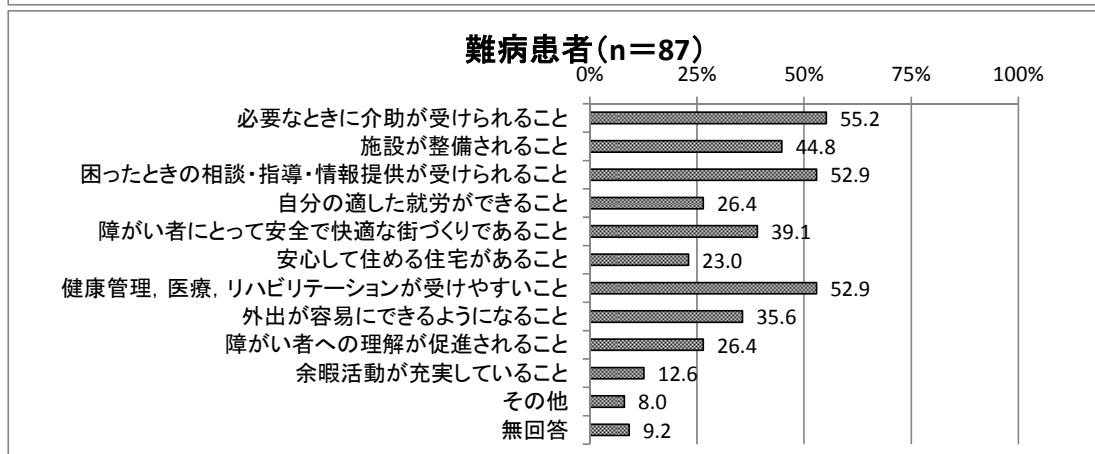
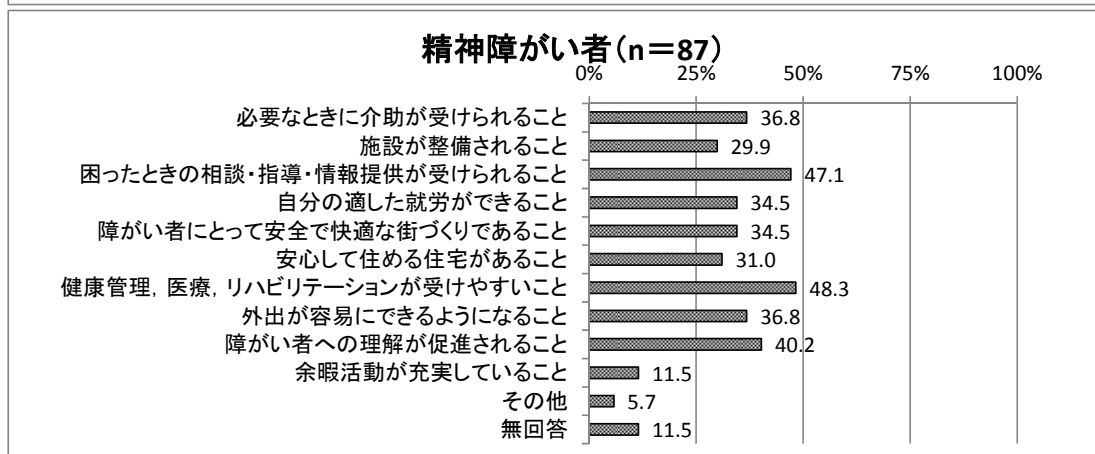
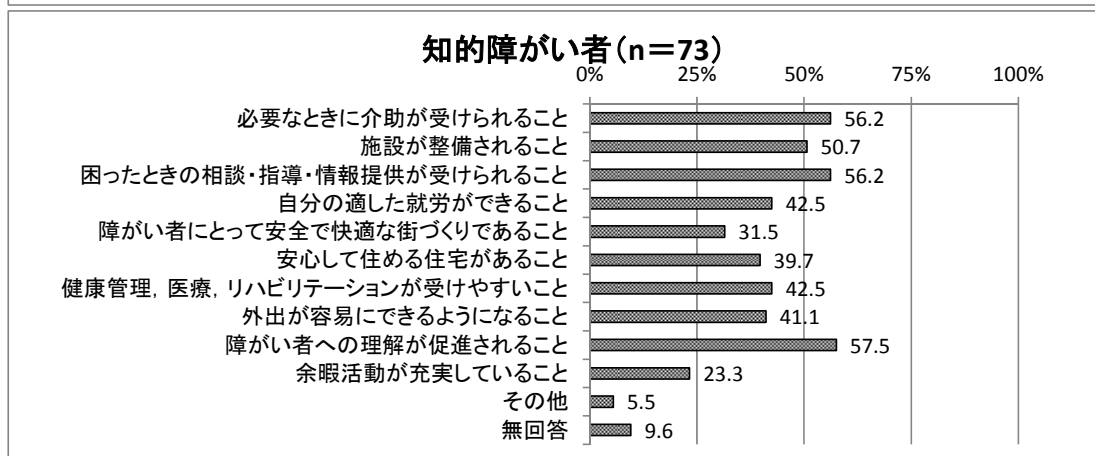
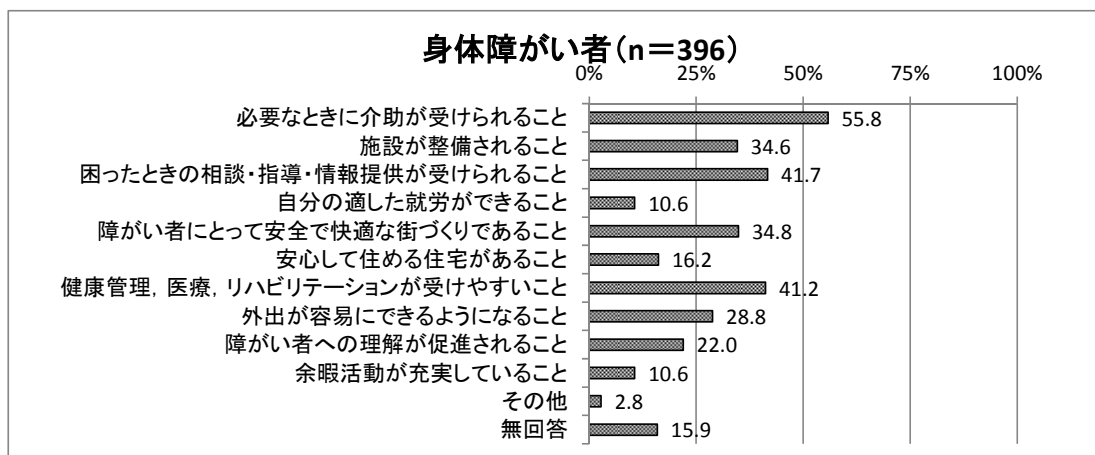
⑰ 今後、障がい福祉を充実させるためには

今後、障がい福祉を充実させるためには、「必要なときに介助が受けられること」53.8%が最も高く、次いで「健康管理, 医療, リハビリテーションが受けやすいこと」44.4%, 「困ったときの相談・指導・情報提供が受けられること」43.9%となっています。

性別・年代別では、「男性」, 「女性」, 「7歳~17歳」, 「40歳~64歳」, 「65歳以上」で「必要なときに介助が受けられること」の割合が高く, 「0歳~6歳」, 「18歳~39歳」では「困ったときの相談・指導・情報提供が受けられること」の割合が高くなっています。

障がい種別では, 身体障がい者, 難病患者は「必要なときに介助が受けられること」, 知的障がい者は「障がい者への理解が促進されること」, 精神障がい者は「健康管理, 医療, リハビリテーションが受けやすいこと」の割合が高くなっています。





## 第3章 将来像と施策展開の基本的な視点

### 第1節 計画の将来像

「東海村第5次総合計画 2011-2020」では、福祉・健康分野の将来像を「一人ひとりを大切にし、『日本一の福祉』を目指すまち」とし、障がい福祉については「障がい者が住み慣れた地域で自分らしく生きていける環境をつくります」と政策目標を定めています。

本計画でも「東海村第5次総合計画 2011-2020」と同様の政策目標を掲げ、一人ひとりが、共に生きる喜びを感じあえる地域社会の実現を目指します。

この将来像を具体化していくため、3つの政策を設定し、障がい者福祉施策の総合的な推進を図ります。

#### 将来像

**障がい者が住み慣れた地域で自分らしく  
生きていける環境をつくります**

#### 政策

- 1 一人ひとりが尊重される社会をめざして
- 2 質の高い保健・医療・福祉の充実をめざして
- 3 快適に暮らせる社会をめざして

## 第2節 施策展開の基本的な視点

◇施策の展開にあたっては、次の8つの基本的な視点を持って取り組みます。

- 1 障がい者の理解の促進と障がい者を支える人づくり（啓発，広報，人材育成）
- 2 共に育ち学べる教育環境づくり（療育，教育，保育）
- 3 一人ひとりの人権が守られ，差別のない社会づくり（権利擁護\*，虐待防止）
- 4 自己の能力を最大限に発揮し，自立した生活環境づくり（就労，雇用）
- 5 健やかで活力ある生活を支えるまちづくり（保健・医療）
- 6 地域の中で自分らしく生活できる環境づくり（住居，障害福祉サービス，相談）
- 7 すべての人にやさしいまちづくり（バリアフリー\*・ユニバーサルデザイン\*）
- 8 安心・安全に暮らせるまちづくり（防犯，防災）

◇3年間の本計画期間で、次の2つを重点施策として、より一層の充実を図ります。

### 1 就労に対する支援

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、障がい者の「働くこと」に対する支援が重要となります。また、働く意欲のある障がい者が多様な働き方を当たり前を選択できる環境の整備をしていく必要があります。そこで地域や企業を対象とした理解啓発の推進、本村の障がい者就労支援事業である「チャレンジUPオフィス」等を活用した就労機会の創出、就労支援のネットワークの強化を図り、障がい者就労支援の充実に取り組んでいきます。

### 2 安心して生活できる場の確保

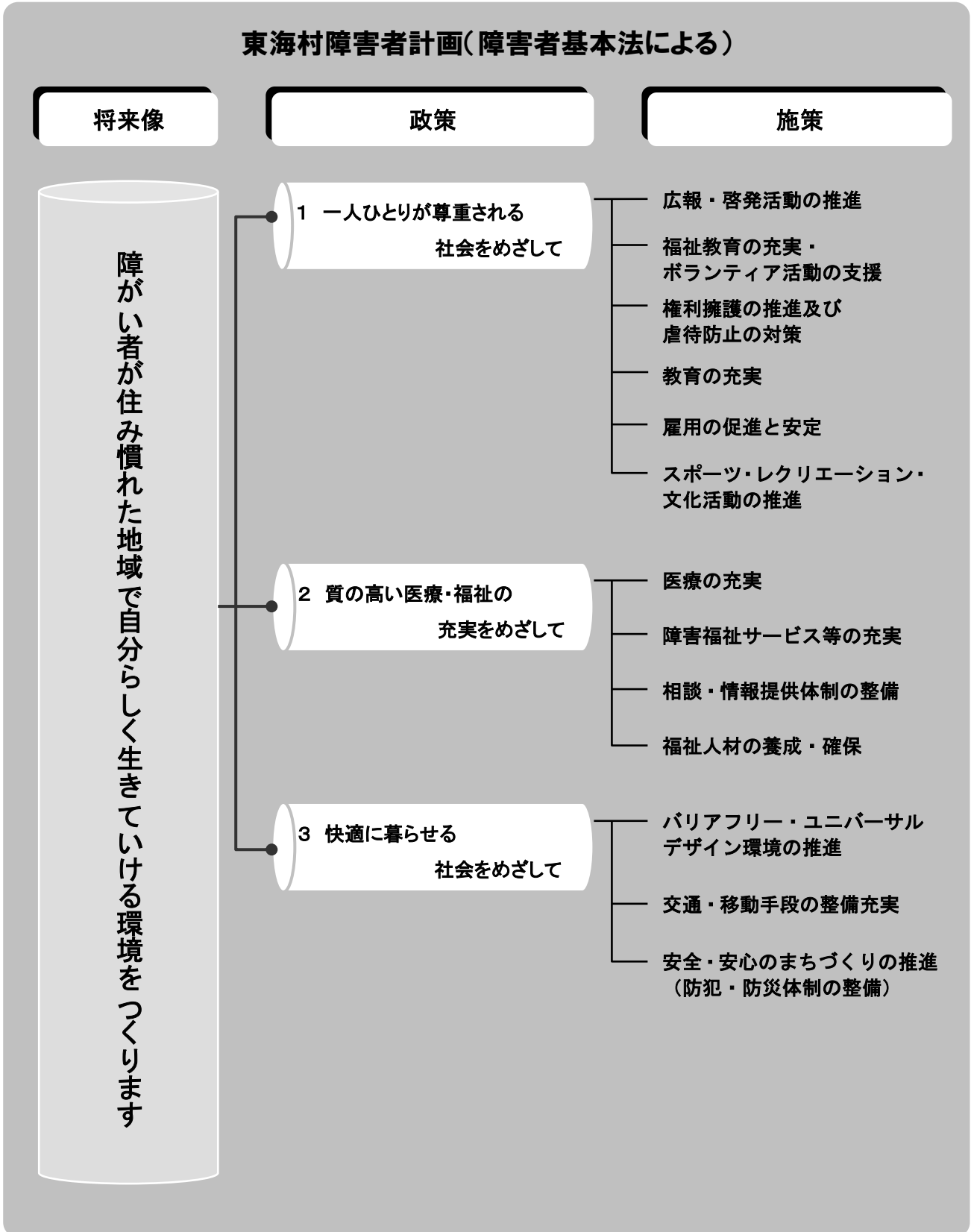
障がい者の多様な暮らしを支援していくためには、相談支援体制の整備や関係機関のネットワークの強化等とともに、安心して生活できる住まいの場の確保が重要となります。また、障がい者自身の高齢化や障がいの重度化、当事者家族の高齢化や親亡き後の生活といった課題の解決、施設や病院から地域への移行促進等に向けて障がい者の住まいに関する支援や施策の充実を行っていく必要があります。そこでグループホームの整備の促進、住宅のバリアフリー化の支援等に積極的に取り組み、障がい者の地域生活の充実を図っていきます。



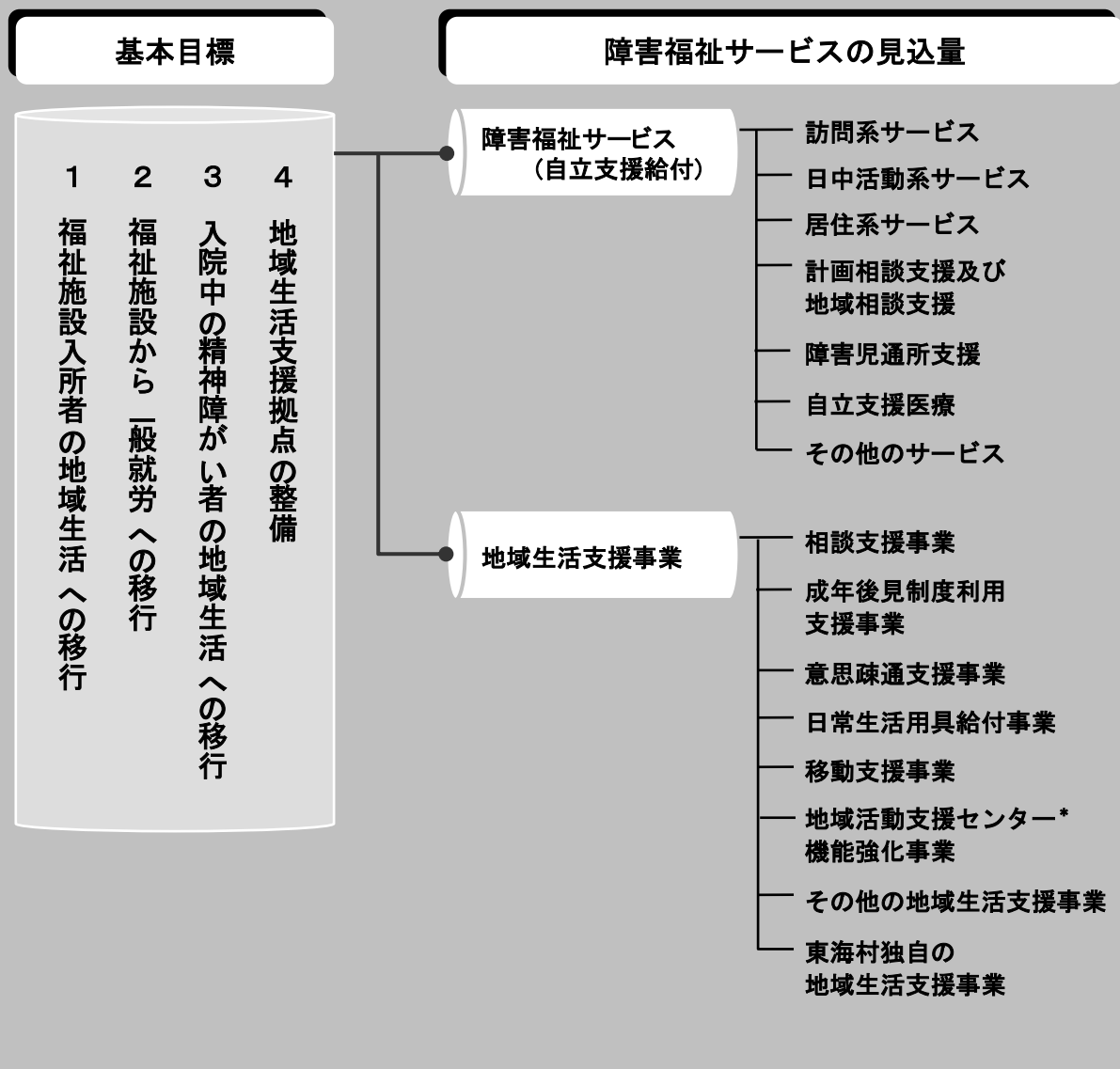
上記に掲げた2つの重点施策については、年に1度、施策の進捗状況を評価及び分析を行い、改善等が必要な場合には、施策の推進に向けて、必要な対策を講ずることとします。

第3節 施策の体系

障害者計画と障害福祉計画の位置づけ



東海村障害福祉計画(第4期)(障害者総合支援法による)



■障害者計画と障害福祉計画

障害者計画は、障害者基本法に基づく障害者福祉施策全般にわたる総合計画です。

障害福祉計画は、障害者計画の中の障害福祉サービスに関する実施計画的な位置づけとなっています。

## 第2部 障害者計画

### 第1章 一人ひとりが尊重される社会をめざして

#### 第1節 広報・啓発活動の推進

障がいのある人もない人も共に生活できる地域を目指すためには、障がい者の置かれている状況を十分に理解し、日常生活を営む上で障壁（バリア）を解消していくことが必要です。

このためには、施設や設備等のバリアフリー化のみならず、差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁（バリア）を取り払う「こころのバリアフリー\*」の活動も求められています。

平成25年6月には、障がい者が社会の一員として尊厳をもって生活することを目的に、国会では障害者差別解消法が成立し、平成28年4月に施行される予定です。

このような社会の動きにも表れているように、障がいについて正しい知識や理解を広め、誤解や偏見を取り除いていくための取り組みが必要です。

障がいの有無に関らず、共に生きる喜びを感じあえるように、地域における障がいへの理解促進や障がい福祉に対する意識向上に向けた活動に取り組んでいきます。

#### ◇アンケート調査結果より

- ・ 差別や嫌な思いをした場所については、「外出先」や「学校・仕事場」の割合が高くなっています。
- ・ 就労支援として必要なこととして「職場の障がい者への理解」の割合が高くなっています。

#### 【具体的方策】

- ① 広報紙、村公式ホームページを活用した周知
- ② 相談支援事業のPRチラシを作成、村広報紙折り込みによる配布等を検討
- ③ 屋外放送を活用した周知
- ④ 講演会等の開催
- ⑤ 地域の学習会等への協力
- ⑥ 児童・生徒を対象とした勉強会や講演会の実施
- ⑦ 街頭啓発活動の実施



## 第2節 福祉教育の充実・ボランティア活動の支援

学校教育において、障がいのある人とない人が共に活動することは、子どもの豊かな人間性を育成する上で大きな意義があり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し合い、助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会であると考えられています。

これまで、小・中学校では福祉教育の一環として、車イス体験や肢体不自由児の用具の装着体験を行い、福祉に対する関心を高める啓発や障がいのある人への理解を深めてきました。

学校教育を通して、児童生徒に対し福祉に対する関心を高める啓発や人権教育、福祉活動等を行うとともに、障がい者本人・保護者に対し十分な情報提供の下、可能な限り本人の意向を尊重し、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが共に活動、学べる場を増やします。

障がい者が地域で自分らしく生活していくためには、保健・医療・福祉サービスなど公的なサービスを充実させていくだけでなく、自助・共助・公助の連携が求められています。関係団体との連携や村民が福祉活動へ参加するきっかけづくり、また、様々な地域課題に取り組む団体の育成も課題となっています。

ボランティア団体と情報共有し、連携した事業を展開するとともに、村民が参加しやすい福祉活動の形を増やし、村民が輪となり福祉活動が行えるよう、育成・支援を行います。

### ◇アンケート調査結果より

- ・ 差別や嫌な思いをする（した）について年代別で見ると、「7歳～17歳」で「ある」と「少しある」の合計で84.2%となっています。

#### 【具体的方策】

- ① 交流・ふれあいの場の拡大及び支援
- ② イベント・講座等における交流の支援
- ③ 福祉教育体制の整備
- ④ 交流教育の推進
- ⑤ ボランティア活動の整備・支援・情報提供
- ⑥ ボランティア育成の講習会等の開催
- ⑦ 村民のボランティア体験の場の拡大

### 第3節 権利擁護の推進及び虐待防止の対策

障がいをもつ人達の中には、預貯金等の財産管理、公的な手続きをする場合に、自分でこれらの判断や手続きをすることが困難な方がいます。また、悪徳商法等で自分に不利益な契約を結ばされてしまう可能性もあります。障がい者の権利擁護の推進に向けて、障がい者本人の自己決定の尊重を図りつつも障がいにより判断能力が十分でない方の保護を行う成年後見制度の周知・利用支援等、支援体制の充実が求められています。

これまで、東海村社会福祉協議会\*において、成年後見制度の利用促進のための説明会や相談会を開催し、成年後見制度が必要な方に対しては、利用手続き等の支援を行ってきました。今後も継続して、成年後見制度の周知と利用支援に努めます。

障がい者に対する虐待の防止も課題となっています。虐待を防ぎ、障がい者の尊厳を守ることを目的として、平成24年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。このような社会的な動きにも表れているように障がい者虐待の防止策の検討、支援体制の整備に取り組んでいく必要があります。

本村において、なごみ東海村総合支援センター内に「障害者虐待防止センター」を設置し、関係機関と連携を図りながら、防止策の検討や早期発見の体制強化、障がい者の保護とサポート体制の強化に積極的に取り組んでいきます。また、虐待を行った養護者等の支援も行っていきます。

#### ◇アンケート調査結果より

- ・ 差別や嫌な思いをする(した)については、知的障がい者の割合が高くなっています。
- ・ 成年後見制度の認知度は、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」、「名前も内容も知らない」が5割以上、「名前も内容も知っている」が約3割となっています。

#### 【具体的方策】

- ① 成年後見制度の周知と利用支援事業の活用
- ② 障がい者虐待の未然防止, 早期発見, 迅速な対応, その後の適切な支援
- ③ 障がい者虐待防止のためのネットワークの強化
- ④ 差別行為の防止に関する啓発及び知識の普及

## 第4節 教育の充実

障がいのある児童・生徒については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの障がいの程度に応じ、きめ細かな教育を行うことが求められています。

障がいの種別も多様化していることから、障がい児本人のライフステージに合わせた支援体制の整備、対応できる教職員の確保、指導方法等の工夫が重要な課題となっています。

一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行うとともに、学習障害（LD）\*や注意欠陥多動性障害（ADHD）\*、高機能自閉症\*等の発達障害に対応できる教職員の育成を行います。また、乳幼児期から学校卒業後にわたり関係機関が一体となって、保護者に対する相談支援や教育支援体制を整え、障がいのある子どもへの一貫した支援の強化を図ります。

### ◇アンケート調査結果より

- ・ 相談したいと思うことでは、知的障がい者で「就学や進学に関すること」の割合が高くなっています。

#### 【具体的方策】

- ① 障がい児それぞれのライフステージに合わせた支援
- ② 一貫した教育支援及び進路指導体制の充実
- ③ 特別支援教育\*の充実



### 第5節 雇用の促進と安定

障がい者の誰もが、その適性と能力に応じた雇用の場に就き、誇りをもって地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、障がいの特性に応じたきめ細かな支援が求められています。

平成25年4月から、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により法定雇用率が引き上げとなり、障がい者の働く場が拡充されることになりました。また同時に、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、国や地方公共団体等の公共機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することになり、障がい者の経済面での自立を推進しています。

平成28年4月には、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮\*の提供義務）が新たに規定された「改正障害者雇用促進法」が施行され、障がいのある人とない人の均等な機会及び待遇の確保等が求められます。

本村では、平成23年4月から知的障がい者を事務職として雇用し、最大3年間の経験を基に民間企業への就職を目指す「チャレンジUPオフィス」を開設しました。知的障がい者の雇用を創出することにより、障がい者と共に「当たり前で働く」社会の実現を目指しています。

障がい者の就労に対しての課題は、就労後、定着できるよう継続的な相談体制を強化することが求められております。

今後も継続して、障がい者の就労支援、就労後定着するまでの相談支援を充実させるなど、公共職業安定所（ハローワーク）や関係機関と連携し、就労支援体制の充実を図ります。

#### ◇アンケート調査結果より

- ・ 就労状況では、全体で「仕事をしている」24.9%、「仕事をしていない」69.7%となっています。
- ・ 職業訓練の受講意向では、精神障がい者で「職業訓練を受けたい」の割合が高くなっています。
- ・ 就労支援として、知的障がい者で「福祉的就労の場の拡充」の割合が高くなっています。

■水戸管内の民間企業の雇用状況

(水戸市, 笠間市, ひたちなか市, 那珂市, 茨城町, 大洗町, 城里町, 東海村)

年度	雇用障がい者数 (人)	実雇用率 (%)
平成 21 年度	915	1.46
平成 22 年度	1,078	1.61
平成 23 年度	1,129	1.53
平成 24 年度	1,151	1.54
平成 25 年度	1,212	1.58
平成 26 年度	1,259	1.64

資料：ハローワーク水戸（各年度 6 月 1 日現在）

■全国、茨城県の民間企業の雇用状況（平成 26 年）

区分	雇用障がい者数 (人)	実雇用率 (%)
全国	431,225	1.82
茨城県	4,722	1.75

※算定雇用労働者数 50 人以上の企業が対象

【具体的方策】

- ① 障がい者雇用に関する啓発活動の実施
- ② 障がい者雇用に積極的な企業の見学会の実施
- ③ 障がい者コーディネーターの雇用
- ④ 就労の場の確保と拡大
- ⑤ 村内就労資源マップの作成
- ⑥ 就労後の就労定着相談

## 第6節 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

生活を豊かで潤いのあるものにするためには、スポーツ・レクリエーション・文化活動など、障がいのある人もない人も、共に楽しむことができる機会を提供していくことが求められています。

これまで、障がいの有無に関らず生きがい・交流・教養を高めるため、スポーツ・レクリエーション・文化活動、姉妹都市交流及び国際交流活動等を行ってきました。

スポーツに関しては、スポーツをしたいと思う障がいのある人に対しての指導者が不足していると同時に、スポーツ大会等への参加者が減少してきていることが課題となっています。

今後も継続して、障がいのある人となない人に対してスポーツ・レクリエーション・文化活動を行い、障がいのある人となない人との交流やふれあいを促進するとともに、障害福祉サービスや地域生活支援事業を活用し、各活動に障がい者が参加する上での負担を軽減していくとともに、障がい者が各活動に参加しやすい環境を整えます。また、障がいのある人がスポーツを行う上での指導者の育成に努めます。

### ◇アンケート調査結果より

- ・ 外出する目的として、全体で「趣味やスポーツをする」が25.9%となっています。
- ・ 休日の過ごし方では、全体で「スポーツ活動」9.5%、「スポーツ観戦」5.1%となっています。

#### 【具体的方策】

- ① レクリエーションの充実及び活動の支援
- ② 芸術文化活動・国際交流の振興
- ③ 障がい者も楽しめるスポーツ活動や大会及び各種教室等の支援
- ④ 障がい者スポーツ指導者の育成

## 第2章 質の高い医療・福祉の充実をめざして

### 第1節 医療の充実

障がい者が安心して生活を送るためには、それぞれの障がい者の特性に合った医療をいつでも、どこでも、受けられる環境の整備が求められています。

乳幼児の障がいに対しては、早期発見、早期治療・指導訓練を行うことで、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていくことが重要視されています。

これまで、保健センターで実施している乳幼児健診において、障がいの疑いがある乳幼児の保護者に対して、早期療育を行うための支援方法の確認や関係機関同士で情報共有を行い、障がいの疑いがある乳幼児が適切な支援が受けられるよう努めてきました。また、保育所・幼稚園とも情報共有等を行うことにより、障がいの疑いがある乳幼児を早期に発見できるようになってきています。

今後も継続して、保健センターでの乳幼児健診において、障がいの疑いがある乳幼児の早期発見に努めるとともに、早期療育へ繋げる連携体制を強化します。また、医師・保健師・看護師等における障がい特性等に配慮した相談支援体制を充実させるとともに、障がいのある乳幼児に対して必要な指導訓練等を行い障がい児支援の強化に努めます。

障がい別では、精神障がい者が近年の推移で見ると増加傾向にあります。社会復帰後に安心して生活を送れる地域づくり、精神障がいに対する理解の促進及び保健・福祉施策の充実が求められています。

これまで、精神障がいに対する正しい知識の啓発及び理解の促進に努めてきましたが、今後も継続して、正しい知識の啓発及び理解の促進に努めるとともに、精神科医療機関に通院している人が、早期に社会参加・社会復帰できるよう医療機関等と連携をとり、個人の状態に応じた細やかな支援ができるよう努めます。

難病患者については、平成25年4月に施行された障害者総合支援法により、障がい者の範囲に難病が加わり、より一層、住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制の充実が求められています。

今後も行政機関と医療機関の連携を図り、相談支援体制の充実及び在宅福祉サービスの周知を行い、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりに努めます。

◇アンケート調査結果より

- ・ 障がい者の年齢構成では、「65歳以上」の割合が高くなっています。
- ・ 相談したいと思うことでは、「健康や治療に関すること」、障がい福祉の充実のためにはでも「健康管理，医療，リハビリテーションが受けやすいこと」の割合が高くなっています。

【具体的方策】

- ① 医療・福祉等の相談体制の充実
- ② 障がい児と保護者に対する相談支援体制の整備
- ③ 早期発見体制の強化
- ④ 障がい児療育の推進
- ⑤ 一貫した早期療育体制づくり
- ⑥ 在宅生活を支える訪問診療・リハビリテーション及び看護の充実
- ⑦ 精神保健福祉施策の充実
- ⑧ 難病患者への医療費助成制度及び障害福祉サービス等支援の充実





## 第2節 障害福祉サービス等の充実

障がい者が住み慣れた地域で生活し続けるためには、一人ひとりのニーズにあったサービスを利用しながら、自立した生活ができる環境整備が求められています。

これまで、障害者総合(自立)支援法で定める障害福祉サービスの提供体制の充実に努めてきました。

平成25年4月1日から「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」となり、障がいのある人の基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業やその他支援を総合的に行うことを目的としています。新しい法律が施行され、より一層、障がい者一人ひとりのニーズに合った障害福祉サービスを充実することが求められています。

障がい者一人ひとりのニーズに合った介護給付・訓練等給付等のサービスを提供し、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を送れるよう支援します。

### ◇アンケート調査結果より

- ・ サービスの利用状況では、すべての障がい種別で「障害福祉サービス」の割合が高くなっています。
- ・ 知的障がい者では、「障害福祉サービス」の利用割合が、他の種別に比べて高くなっています。

#### 【具体的方策】

- ① 在宅生活を支援するための居宅介護をはじめとした訪問系サービスの充実
- ② 移動が困難な人の外出支援のための移動支援事業の拡充
- ③ 医療的ケア及び常時介護が必要な重度の障がいがある方に対する支援の充実
- ④ 難病患者に対するサービスの充実
- ⑤ 入所施設及び精神科病院から地域生活に必要な「住まいの場」の充実
- ⑥ 障害福祉サービス事業者の新規参入の促進
- ⑦ 社会参加を目的とした日中活動の場の拡充

### 第3節 相談・情報提供体制の整備

障がい者が住み慣れた地域で豊かでゆとりある生活を送るためには、相談や情報提供等の体制を整え、障がい者のおかれている状況や意思決定の支援に配慮しつつ、必要とするサービスを利用できるよう支援が求められています。

これまで、相談支援事業所では、障がい福祉の専門的立場から相談対応や情報共有を行うとともに、民生委員・児童委員、保健師などが、障がい者や家族等に対して相談活動及び情報提供を行ってきました。

また、聴覚障がい者の情報収集や意思疎通の支援として、手話通訳者\*の派遣を行ってきました。

今後も継続して、相談支援事業所を窓口とし、相談対応や情報提供を行うとともに、身体・知的・精神障がい者の相談に対応している「なごみ東海村総合支援センター」を基幹相談支援センターとして、総合的な相談業務、成年後見制度利用支援事業、福祉施設からの地域移行支援、移行後の地域定着支援及び障害児相談支援の充実を図ります。

あわせて、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思表示ができるよう、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

#### ◇アンケート調査結果より

- ・ 相談できるところの有無については、全体で「ない」40.6%となっています。「ない」と回答した方の多くは、「相談する必要がない」となっており、次いで「相談できる機関を知らない」、「相談しても解決しない」となっています。
- ・ 障がいのことや福祉サービス等に関する情報を知る手段としては、全体で「行政機関の広報誌」の割合が最も高くなっています。

#### 【具体的方策】

- ① 基幹相談支援センターの体制の充実
- ② 村内相談支援ツールの作成・周知
- ③ 障がい者相談支援事業の充実及び啓発
- ④ 相談専門員のスキルアップ
- ⑤ 相談支援に関わる機関・人との連携強化
- ⑥ 障がい者の権利を守る体制整備
- ⑦ 意思疎通支援の確保及び充実

#### 第4節 福祉人材の養成・確保

障がい者の生活を支援していくためには、多様化するニーズに適切に対応し、福祉を支える担い手の資質の向上と量的な確保が求められます。

今後も継続して、福祉サービスの担い手の人材養成と確保を積極的に行います。

地域住民の方の障がい者に対する理解促進の上で、障がい者支援を行うきっかけを与え、障がい福祉関係者と地域住民の方との連携に努めます。

#### ◇アンケート調査結果より

・ 介助してくれる方の年齢では、「60 歳代」、「70 歳代」、「80 歳代」の合計で 56.4%となっています。

#### 【具体的方策】

- ① 障がい福祉関係者の資質向上
- ② 障がい者支援の担い手と支援団体の育成
- ③ 障がい福祉関係者・機関と地域住民の連携

## 第3章 快適に暮らせる社会をめざして

### 第1節 バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の推進

障がい者をはじめとする全ての人々が、尊重され生きがいを持って地域社会で生活するためには、あらゆる分野の活動に参加できる安全で快適なまちづくりが求められています。

これまで、地域社会での公共施設等については、バリアフリー化を計画的に行い、重度身体障害者（児）住宅改造費補助事業や日常生活用具等給付事業で障がい者の住宅改修を支援してきました。

今後も継続して、障がい者が暮らしやすい安全で快適なまちづくりに取り組んでいくとともに、全ての人々が、生きがいを持って生活することができるユニバーサルデザインの普及に努めていきます。

#### ◇アンケート調査結果より

- ・ 外出する場合に街の中や建物の中で、困ることや不便に思うことでは、全体で「建物・駅などの階段」、「道路の段差」の割合が高くなっています。

#### 【具体的方策】

- ① バリアフリー化・ユニバーサルデザインに基づく事業の啓発及び推進
- ② 障がい者等に配慮した住宅の整備
- ③ 公共的施設等の改善整備

## 第2節 交通・移動手段の整備充実

障がい者が活動範囲を拡大し社会参加をするためには、交通・移動手段の整備を進め、安心感を持って外出できることが求められています。

これまで、通院時タクシー利用料金助成事業やデマンドタクシー「あいのりくん」の利用料の割引、有償運送サービス事業として「はーとろーど」等を行ってきました。

今後も継続して、障がいのある人が安心して外出することができるよう移動サービスの充実・検討に努めます。

### ◇アンケート調査結果より

- ・ 外出するときによく利用する交通手段のなかで、〔自家用車「家族運転」〕の割合が最も高くなっています。

#### 【具体的方策】

- ① 移動支援サービスの充実・検討



### 第3節 安全・安心のまちづくりの推進（防犯・防災体制の整備）

障がい者が安心して地域生活を送るためには、犯罪や事故に巻き込まれないよう防犯対策、火災や地震等の災害による被害を防ぐ防災対策、災害時に支援が必要な方（以下、「避難行動要支援者」といいます。）を地域の人たちで支え合うしくみを積極的に推進することが求められています。

本村では、平成24年2月から避難行動要支援者避難支援制度をスタートしました。この制度は、災害時に自力で避難することが難しい高齢者や障がい者等を対象に、地域の支援者が安否確認や避難誘導を行うという制度です。現在、災害等が起きた場合に備え、地域の体制整備に努めています。

また、地域防災計画において、総合福祉センター「絆」及びなごみ東海村総合支援センターを福祉避難所として指定し、避難行動要支援者を含めた障がい者が安心して避難生活を送れるような体制を整備しました。

今後も継続して、防犯・防災等の安全対策や消費者被害防止対策の推進を図るとともに、災害が発生した際に障がい者が安心して避難できるネットワーク体制の充実に努めます。

#### ◇アンケート調査結果より

- ・ 災害時に一人で避難することの可否では、全体で「できない」31.0%となっています。障がい種別では、知的障がい者の「助けを求めることができない」45.2%と他の種別に比べて高くなっています。

**災援プランの概要**

<p><b>【避難行動要支援者】</b> 災害時に自力又は同居家族により基幹避難所等へ避難することができない高齢者及び障がい者</p>	<p><b>【避難支援等関係者】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 単位自治会</li><li>② 民生委員・児童委員（ただし主任児童委員は除く。）</li><li>③ 消防本部（ひたちなか・東海広域事務組合消防本部）</li><li>④ 警察署（茨城県警察ひたちなか西警察署）</li><li>⑤ 東海村社会福祉協議会</li></ol>
---	---

避難行動要支援者の名簿を村が作成し、避難支援等関係者に情報提供します。

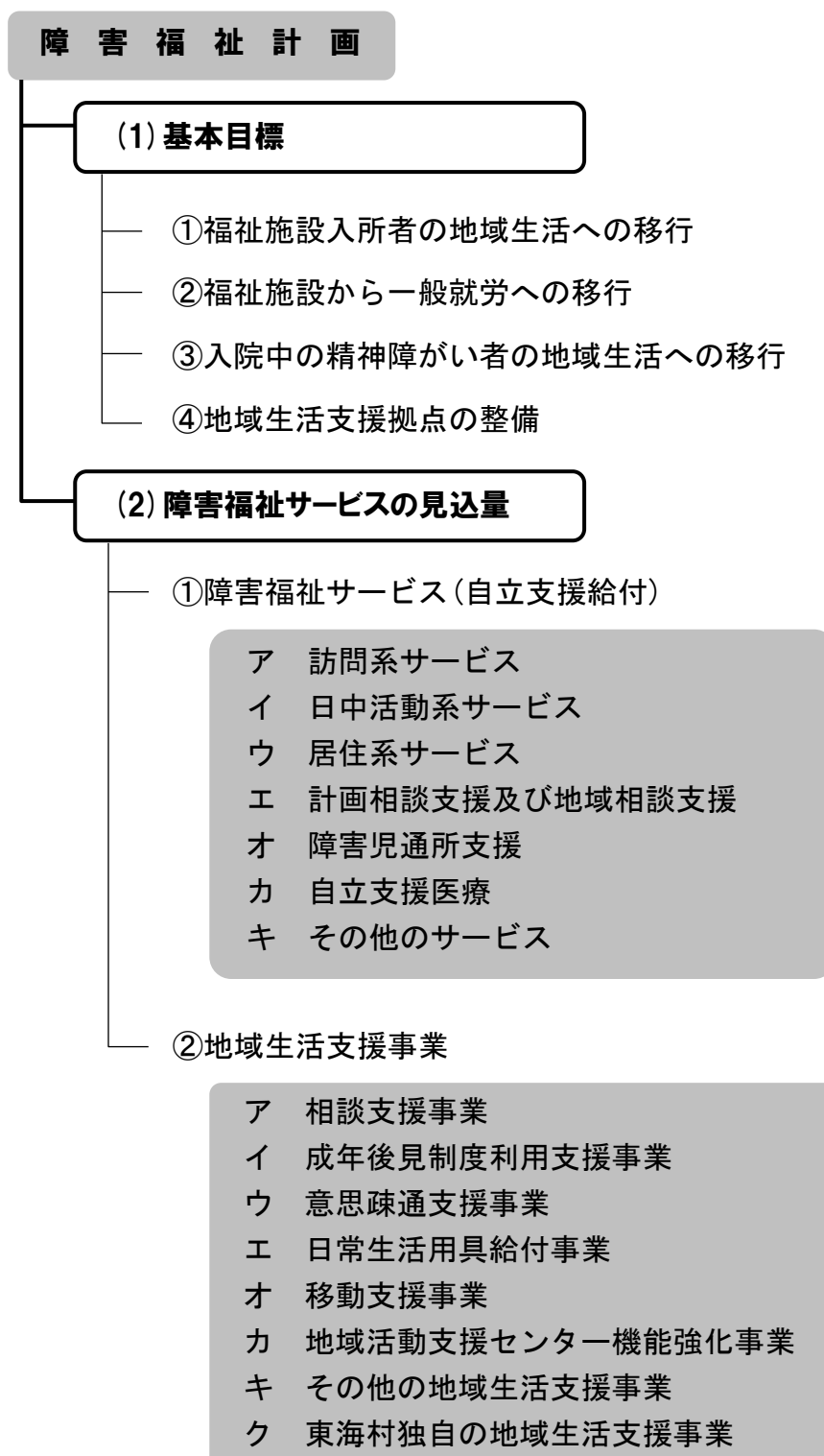
#### 【具体的方策】

- ① 防犯・防災等の安全確保対策の推進
- ② 消費者被害対策の啓発・推進
- ③ 災害時の避難支援の体制整備

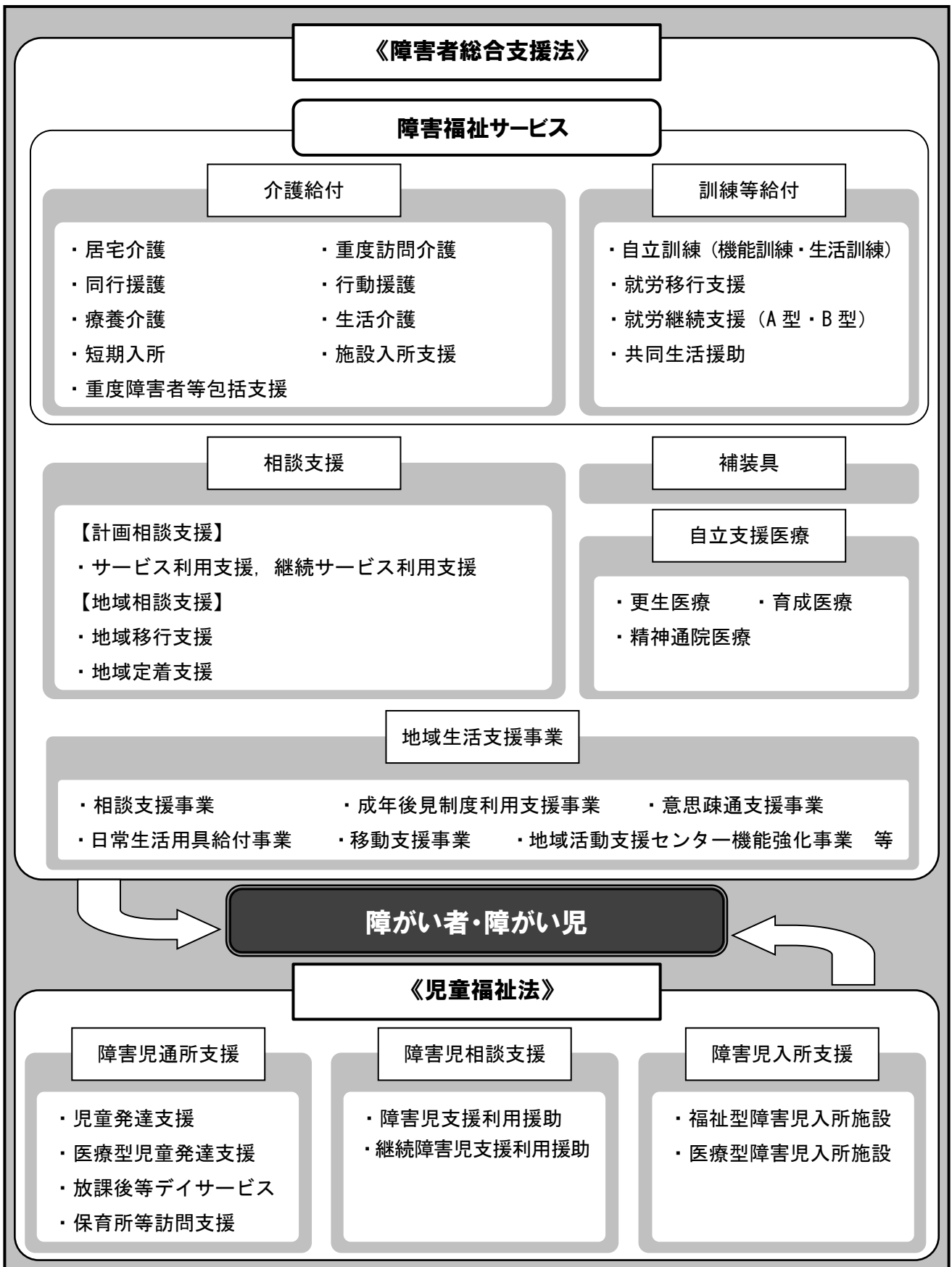
## 第3部 障害福祉計画

### 第1章 施策の体系

#### 第1節 計画の体系



第2節 障がい者・障がい児に対する福祉サービスの体系





## 第2章 障害福祉計画の基本目標

### 第1節 障害福祉計画の基本目標

#### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行について、国の基本指針では、平成29年度末における地域生活へ移行する人の数値目標を設定することとしています。目標値の設定にあたっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数から平成24年度末の平均伸び率(2.88%)をベースに、平成25年度末の施設入所者と比較し、12%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

施設入所者の削減においては、平成17年10月1日時点の施設入所者数から平成24年度末の平均削減率(▲1.1%)をベースに、平成25年度末の施設入所者数から、4%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

本村では、平成25年度末現在の入所者34人のうち4人が、平成29年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。また、入所者の削減については、1人削減することを目標とします。

区 分	数 値	備 考
平成17年10月1日時点の福祉施設入所者数	37人	東海村で支給決定を受け、障がい者施設に入所している人の数
平成25年度末時点の福祉施設入所者数 (A)	34人	
平成29年度末時点の福祉施設入所者数 (B)	33人	
【目標値】削減見込 (A - B) (C)	1人 2.7%	平成29年度末時点での福祉施設入所者の削減見込数
【目標値】地域生活移行者数 (D)	4人 10.8%	平成29年度末までに福祉施設入所から地域生活へ移行する人の数

② 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通して、平成 29 年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定することとしています。目標値の設定にあたっては、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

本村では、平成 29 年度に 12 人が福祉施設を退所し、一般就労することを目標とします。

区 分	数 値	備 考
平成 24 年度の年間一般就労移行者数	6 人	平成 24 年度において福祉施設から一般就労した人の数
【目標値】平成 29 年度の年間一般就労移行者数	12 人	平成 29 年度中に福祉施設を退所し、一般就労する人の数



## ③ 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

国の基本指針では、精神障がい者を地域で支える環境を整備するため、入院中の精神障がい者の退院に関する数値目標を設定することとしています。目標値の設定にあたっては、①入院後3ヶ月時点の退院率（ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して3ヶ月以内に退院した人の割合）を64%以上、②入院後1年時点の退院率（ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して1年以内に退院した人の割合）を91%以上とすることを基本としています。また、③長期在院者数については、平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減することを基本としています。

本村では、精神障がい者を地域で支える環境を整備するとともに、精神障がい者の退院支援に向けた取り組みを推進します。

## 入院中に精神障がい者の地域生活への移行

## ① 入院後3ヶ月時点の退院率

区 分	数 値
平成24年度3ヶ月時点の退院率	55.5%
平成25年度3ヶ月時点の退院率	64.5%
【目標値】平成29年度3ヶ月時点の退院率	64.5%以上

## ② 入院後1年時点の退院率

区 分	数 値
平成24年度1年時点の退院率	86.6%
平成25年度1年時点の退院率	89.5%
【目標値】平成29年度1年時点の退院率	91.0%以上

## ③ 平成29年度6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上減少

区 分	数 値
【目標値】平成29年6月末時点長期在院者数減少人数	4人

④ 地域生活支援拠点の整備

国の基本指針では、地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本としています。

地域で整備をしていく手法としては、①機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」と②地域において機能を分担して担う「面的整備型」があります。

地域生活支援拠点の整備については、地域レベルでの取り組みの基礎とするため、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域における居住支援に求められる機能として5つの機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）が挙げられており、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況等、地域における個別の状況に応じ、協議会等の場を用いて、関係機関等が参画し、検討する「面的整備型」を本村では推進していきます。

地域生活支援拠点の機能・役割（面的整備型）

なごみ東海村総合支援センター  
（基幹相談支援センター・虐待防止センター）

【連携機関】

特定一般相談支援事業所  
指定特定相談支援事業所  
障害者就業・生活支援センター  
共同生活援助事業所  
障害者支援施設  
障害者総合支援協議会 など

①相談  
（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

②体験の機会・場  
（グループホーム・障害者支援施設）

③緊急時の受入れ・対応  
（医療対応・シェルター等）

⑤地域の体制づくり  
（地域生活への移行や親元からの自立等に係わる相談・コーディネート）

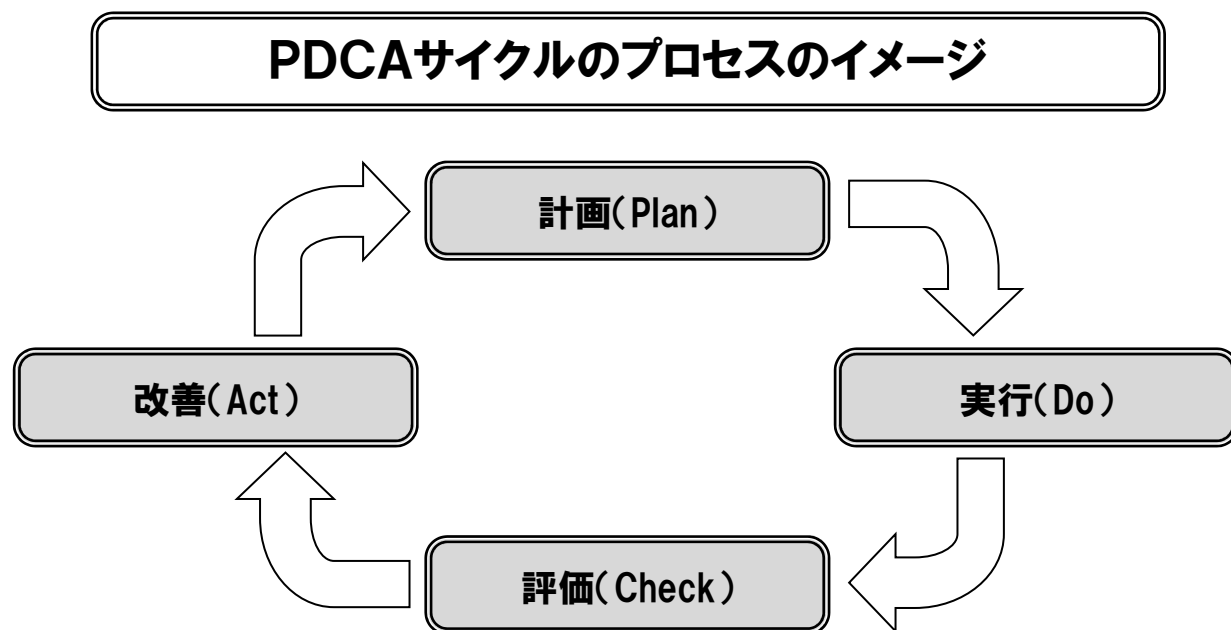
④専門性  
（人材の確保・養成、連携）

## 第2節 PDCAサイクルの実施

障害福祉計画は、障がい者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要になります。

そのため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的に調査、分析及び評価を行い、課題に対して、随時、対応していくことが求められています。

本村では、「PDCAサイクル」である、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施し、障害福祉サービス等の質を高めていくよう努めていきます。



## 第3章 障害福祉サービスの利用実績と第4期における見込量

### 第1節 訪問系サービス

訪問系サービスは、障がい者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むにあたっての重要なサービスとなります。

今後も、施設入所者の地域生活への移行を進める上で、移行後の在宅生活を支える訪問系サービス提供は不可欠であり、さらに、介助者の高齢化等により利用が増えることが予想されるため、サービス提供体制の充実を図ります。

#### ①居宅介護

##### 【サービスの内容】

サービス名	内容	対象者
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、家事援助等を行います。	障害支援区分が区分1以上（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態）。

※障害支援区分とは

障害支援区分とは、障がい者に対する介護の必要度を表す6段階の区分で、数値が大きくなるほど介護の必要度が高くなります。

区分1（軽度）⇒区分6（重度）

##### 【第3期見込量、実績値、達成率】

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	
居宅介護	見込量	利用者数 (人/月)	16	20	22
		見込量 (時間分/月)	198	210	320
	実績値	利用者数 (人/月)	11	11	14
		サービス量 (時間分/月)	125	163	240
	達成率	利用者数	68.8%	55.0%	63.6%
		サービス量	82.3%	77.6%	75.0%

【第4期見込量】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	利用者数 (人/月)	15	17	20
	見込量 (時間分/月)	300	340	400

※各年度3月利用分の推計値

②重度訪問介護

【サービスの内容】

サービス名	内容	対象者
重度訪問介護	常時介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。	<p>重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする方のうち、障害支援区分が区分4以上であって、下記のいずれにも該当する方。</p> <p>(1) 二肢以上に麻痺等があること。 (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。</p>

【第3期見込量，実績値，達成率】

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)
重度訪問介護	見込量	利用者数 (人/月)	1	1
		見込量 (時間分/月)	744	744
	実績値	利用者数 (人/月)	1	1
		サービス量 (時間分/月)	690	703
	達成率	利用者数	100.0%	100.0%
		サービス量	92.7%	94.5%

【第4期見込量】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
重度訪問介護	利用者数 (人/月)	1	1	1
	見込量 (時間分/月)	720	720	720

※各年度3月利用分の推計値

③同行援護

【サービスの内容】

サービス名	内容	対象者
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。	<p>【身体介護を伴わない場合】</p> <p>(1) 同行援護アセスメント票の項目中、1～3のいずれかについて対象となり、かつ盲人用安全つえ（又は盲導犬）の使用による単独歩行に支障がある。</p> <p>【身体介護を伴う場合】</p> <p>(1) 同行援護アセスメント票の項目中、1～3のいずれかについて対象となり、かつ盲人用安全つえ（又は盲導犬）の使用による単独歩行に支障がある。</p> <p>(2) 障害支援区分が区分2以上。</p> <p>(3) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか一つが「できる」以外と認定。</p>

※同行援護アセスメント票とは

同行援護アセスメント票とは、対象者を調査する際に使う票で、その項目の内容は、次のとおりです。

項目1：視力、項目2：視野、項目3：網膜色素変性症等による夜盲等



【第3期見込量，実績値，達成率】

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)	
同行援護	見込量	利用者数 (人/月)	1	2	3
		見込量 (時間分/月)	5	10	15
	実績値	利用者数 (人/月)	0	0	0
		サービス量 (時間分/月)	0	0	0
	達成率	利用者数	0%	0%	0%
		サービス量	0%	0%	0%

【第4期見込量】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
同行援護	利用者数 (人/月)	0	0	1
	見込量 (時間分/月)	0	0	5

※各年度3月利用分の推計値

④行動援護

【サービスの内容】

サービス名	内容	対象者
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する方で、障害支援区分が3以上であり、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が「10点以上」（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態）。

【第3期見込量，実績値，達成率】

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	
行動援護	見込量	利用者数 (人/月)	1	2	3
		時間 (延べ利用時間数)	5	10	15
	実績値	利用者数 (人/月)	0	0	0
		時間 (延べ利用時間数)	0	0	0
	達成率	利用者数	0%	0%	0%
		サービス量	0%	0%	0%

【第4期見込量】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
行動援護	利用者数 (人/月)	0	0	1
	時間 (延べ利用時間数)	0	0	5

※各年度3月利用分の推計値

⑤重度障害者等包括支援

【サービスの内容】

サービス名	内容	対象者
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	常時介護を要し、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきり並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方。

※ 重度障害者等包括支援については、事業所の指定基準が高いため、本村の近隣でサービス提供可能な事業所がなく、また、利用するための要件が限定されているサービスであるため、平成24年度末～平成26年度末（見込）での利用者がいないことから、3年間の見込みを0と設定しました。

【第3期見込量、実績値、達成率】

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度（見込）
重度障害者等包括支援	見込量	利用者数（人/月）	0	0
		見込量（時間分/月）	0	0
	実績値	利用者数（人/月）	0	0
		サービス量（時間分/月）	0	0
	達成率	利用者数	0%	0%
		サービス量	0%	0%

【第4期見込量】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
重度障害者等包括支援	利用者数（人/月）	0	0	
	見込量（時間分/月）	0	0	

※各年度3月利用分の推計値

第2節 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護及び短期入所（福祉型・医療型）等があり日中にサービスを利用するものです。

障がい者の自立した生活を実現するにあたっては、生活に必要な訓練や就労支援を受ける必要があることから、今後も、福祉施設資源の活用によりサービス提供を図ることが必要です。

①生活介護

【サービスの内容】

サービス名	内容	対象者
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産的活動の機会を提供します。	地域や施設入所者において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要で、次に掲げる方。 （1）障害支援区分が3以上の方。 （2）年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上の方。

【第3期見込量、実績値、達成率】

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	
生活介護	見込量	利用者数 (人/月)	62	65	69
		見込量 (日分/月)	1,192	1,246	1,318
	実績値	利用者数 (人/月)	54	58	65
		サービス量 (日分/月)	1,039	1,103	1,200
	達成率	利用者数	87.1%	89.2%	94.2%
		サービス量	87.2%	88.5%	91.0%

【第4期見込量】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	利用者数 (人/月)	70	75	80
	見込量 (日分/月)	1,260	1,350	1,440

※各年度3月利用分の推計値

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【サービスの内容】

サービス名	内容	対象者
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練を2年間行います。	身体障がいを有し、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な方。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練を2年間行います。	知的障がい又は精神障がいを有し、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な方。

※自立訓練の利用期間について

1. 標準利用期間は、機能訓練：1年半、生活訓練：長期間に渡って病院に入院していた方及び施設に入所していた方は3年、それ以外の方は2年です。
2. 標準利用期間を超えてサービスを利用する必要がある場合については、市町村審査会で必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能です。  
(原則1回)

【第3期見込量，実績値，達成率】

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)	
自立訓練 (機能訓練)	見込量	利用者数 (人/月)	3	4	3
		見込量 (日分/月)	54	72	54
	実績値	利用者数 (人/月)	1	1	0
		サービス量 (日分/月)	7	7	0
	達成率	利用者数	33.3%	25.0%	0%
		サービス量	13.0%	9.7%	0%
自立訓練 (生活訓練)	見込量	利用者数 (人/月)	7	6	10
		サービス量 (日分/月)	98	84	140
	実績値	利用者数 (人/月)	4	8	8
		サービス量 (日分/月)	34	84	117
	達成率	利用者数	57.1%	133.3%	80.0%
		サービス量	34.7%	100.0%	83.6%

【第4期見込量】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	0	0	1
	見込量 (日分/月)	0	0	18
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	9	10	10
	見込量 (日分/月)	162	180	180

※各年度3月利用分の推計値

③就労移行支援

【サービスの内容】

サービス名	内容	対象者
就労移行支援	民間企業等への就労を希望する方に、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を2年間行います。	一般の事業所に雇用されることが可能と見込まれる65歳未満の方。

【第3期見込量，実績値，達成率】

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	
就労移行支援	見込量	利用者数 (人/月)	16	4	4
		見込量 (日分/月)	180	126	126
	実績値	利用者数 (人/月)	26	18	16
		サービス量 (日分/月)	391	253	340
	達成率	利用者数	162.5%	450.0%	400.0%
		サービス量	217.2%	200.8%	269.8%

※就労移行支援の利用期間について

標準利用期間を超えてサービスを利用する必要がある場合については、市町村審査会で必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能です。(原則1回)

【第4期見込量】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労移行支援	利用者数 (人/月)	18	18	19
	見込量 (日分/月)	378	378	399

※各年度3月利用分の推計値

④就労継続支援（A型・B型）

【サービスの内容】

サービス名	内容	対象者
就労継続支援（A型）	民間企業での就労が困難な方に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上を図る等の訓練を行います。	雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方（利用開始が65歳未満）。
就労継続支援（B型）	民間企業での就労が困難な方に対し、一定の賃金水準のもとで就労や生産活動の機会を提供し、知識や能力の維持向上を図る等の訓練を行います。	就労移行支援事業所を利用したが民間企業等への就労に結びつかない方や、一定年齢に達し、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識や能力の維持向上が期待される方。

【第3期見込量，実績値，達成率】

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)	
就労継続支援（A型）	見込量	利用者数（人/月）	3	4	5
		見込量（日分/月）	62	80	98
	実績値	利用者数（人/月）	6	5	4
		サービス量（日分/月）	88	121	92
	達成率	利用者数	200.0%	125.0%	80.0%
		サービス量	141.9%	151.3%	93.9%
就労継続支援（B型）	見込量	利用者数（人/月）	22	23	23
		見込量（日分/月）	302	316	316
	実績値	利用者数（人/月）	36	37	45
		サービス量（日分/月）	490	586	765
	達成率	利用者数	163.6%	160.9%	195.7%
		サービス量	162.3%	185.4%	242.1%



【第4期見込量】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援 (A型)	利用者数 (人/月)	5	6	7
	見込量 (日分/月)	115	133	161
就労継続支援 (B型)	利用者数 (人/月)	47	48	49
	見込量 (日分/月)	799	816	833

※各年度3月利用分の推計値



⑤療養介護

【サービスの内容】

サービス名	内容	対象者
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	病院等への入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする方。 (1) 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であって、障害支援区分が区分6。 (2) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障害支援区分が区分5以上。

【第3期見込量，実績値，達成率】

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	
療養介護	見込量	利用者数(人/月)	0	0	
		見込量(日分/月)	0	0	
	実績値	利用者数(人/月)	3	4	4
		サービス量(日分/月)	91	116	124
	達成率	利用者数	-	-	-
		サービス量	-	-	-

【第4期見込量】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護	利用者数(人/月)	4	4	4
	見込量(日分/月)	124	124	124

※各年度3月利用分の推計値

⑥短期入所（福祉型・医療型）

【サービスの内容】

サービス名	内容	対象者
短期入所 （福祉型・医療型）	自宅で介護する方が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害支援区分が区分1以上。 障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児。

【第3期見込量，実績値，達成率】

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	
短期入所 （福祉型・医療型）	見込量	利用者数 （人/月）	2	3	4
		見込量 （日分/月）	7	11	14
	実績値	利用者数 （人/月）	5	5	5
		サービス量 （日分/月）	48	47	60
	達成率	利用者数	250.0%	166.7%	125.0%
		サービス量	685.7%	427.3%	428.6%

【第4期見込量】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
短期入所（福祉型）	利用者数 （人/月）	7	9	11
	サービス量 （日分/月）	84	108	132
短期入所（医療型）	利用者数 （人/月）	1	1	1
	サービス量 （日分/月）	2	4	8

※各年度3月利用分の推計値

### 第3節 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設などで住まいの場としてのサービスを行います。介護給付の施設入所支援と訓練等給付の共同生活援助（グループホーム）があります。

地域において自立した生活をするためには、仕事や収入の面で制限がある状態の障がい者にとって、住まいの場の確保は重要な課題となります。さらに、介助者の高齢化や親亡き後の生活の場の確保も重要な課題となります。

今後も、共同生活援助は、地域の生活の場としての期待が高まることから、福祉施設資源の活用によりサービス提供を図ることが必要です。また、福祉施設入所者数については、国の地域生活移行の方針を踏まえ、削減を図らなければなりません。

#### ①共同生活援助（グループホーム）

##### 【サービスの内容】

サービス名	内容	対象者
共同生活援助 （グループホーム）	<p>夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には障害福祉サービスも提供します。</p> <p>さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるために、サテライト型住居があります。</p>	<p>障がいのある方（身体障がいのある方にあつては、65歳未満の方または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。）。</p>

※平成26年4月1日から共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

【第3期見込量, 実績値, 達成率】

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)	
共同生活援助 (グループホーム) (ケアホーム)	見 込 量	利用者数 (人/月)	12	14	17
	実 績 値	利用者数 (人/月)	4	7	17
	達 成 率	利用者数	33.3%	50.0%	100.0%

【第4期見込量】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	19	21	23

※各年度3月利用分の推計値

②施設入所支援

【サービスの内容】

サービス名	内容	対象者
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	生活介護を受けている方で障害支援区分が区分4以上(50歳以上の方にあっては区分3以上)。自立訓練や就労移行支援を受けている方で、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な方。

【第3期見込量, 実績値, 達成率】

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)
施設入所支援	見込量 利用者数 (人/年)	33	32	31
	実績値 利用者数 (人/年)	33	34	34
	達成率 利用者数	100.0%	106.3%	109.7%

【第4期見込量】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設入所支援	利用者数 (人/年)	34	34	33

※各年度3月利用分の推計値

#### 第4節 計画相談支援及び地域相談支援

これまでの指定相談支援により、指定相談支援事業所の相談支援専門員が障害福祉サービス支給決定を受けた障がい者に、サービス提供が適切に行われるようサービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整等を行ってきました。

今後は、入所施設等から地域生活へ移行する人の支援「地域移行支援」と地域移行した単身者等を支援する「地域定着支援」が制度化されたことから、対象者の把握に努めるとともに、適切な相談支援を実施する必要があります。

##### 【サービスの内容】

サービス名	内容	対象者
計画相談支援	相談支援専門員が、障害福祉サービスの支給決定前にサービス等利用計画案を作成。支給決定後にサービスの利用に向けた連絡調整、利用計画（プログラム）の作成等を行います。	障害福祉サービスを利用するすべての方。
地域移行支援	相談支援専門員が、住居の確保等、地域生活へ移行するための相談や、障害福祉サービス事業所への同行支援等を行います（利用者ごとに6ヶ月以内の利用期間が設定されます）。	入所施設に入所している方や、精神障がいを有し病院に入院している方。
地域定着支援	相談支援専門員が、連絡体制を確保して、緊急事態が起きたとき等に緊急訪問や緊急対応等を行います（利用者ごとに1年以内の利用期間が設定されます）。	自宅で生活する次に掲げる方。 (1) 入所施設や医療機関から地域移行した方。 (2) 家族同居からひとり暮らしへ移行した方。 (3) 地域生活を送ることが不安な方。 ※グループホーム、宿泊型、自立訓練施設の入所者は除く。

【第3期見込量，実績値，達成率】

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)	
計画相談支援	見込量	利用者数 (人/年)	147	156	165
	実績値	利用者数 (人/年)	12	46	86
	達成率	利用者数	8.2%	29.5%	52.1%

【第4期見込量】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	実利用者数 (人/年)	168	178	188

※各年度3月利用分の推計値

【第3期見込量，実績値，達成率】

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)	
地域相談支援 (地域移行支援)	見込量	利用者数 (人/年)	9	18	35
	実績値	利用者数 (人/年)	2	2	0
	達成率	利用者数	18.0%	11.1%	0%
地域相談支援 (地域定着支援)	見込量	利用者数 (人/年)	0	9	18
	実績値	利用者数 (人/年)	0	0	0
	達成率	利用者数	0%	0%	0%



【第4期見込量】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域相談支援	地域移行支援	利用者数 (人/年)	1	1
	地域定着支援	利用者数 (人/年)	0	1



第5節 障害児通所支援

これまで障がい児を対象とした施設・事業は、①児童福祉法、②障害者総合支援法に基づき実施されてきましたが、平成24年4月に児童福祉法に根拠規定が一本化されました。

今後は、より一層、障がい児支援を強化していくとともに、身近な地域で支援が受けられ、どの障がいにも対応できるよう、障がい特性に応じた専門的な支援及び質の向上が求められています。

①児童発達支援

【サービスの内容】

サービス名	内容	対象者
児童発達支援	身近な地域の障がい児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障がい児への支援だけでなく、地域の障がい児・その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障がい児に対し施設を訪問し支援を行います。	身体に障がいのある児童，知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい*児を含む）。 ※手帳の有無は問わず，児童相談所，市町村保健センター，医師等により療育の必要性が認められた児童も対象。

【第3期実績値】

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
児童発達支援	実績値 実利用者数 (人/月)	16	18	15
	サービス量 (日数/月)	90	129	125

【第4期見込量】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	実利用者数 (人/月)	17	19	21
	サービス量 (日数/月)	136	152	168

※各年度3月利用分の推計値

②放課後等デイサービス

【サービスの内容】

サービス名	内容	対象者
放課後等 デイサービス	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	学校教育法に規定する学校（幼稚園，大学を除く）に就学している障がい児。 身体に障がいのある児童，知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）。 ※手帳の有無は問わず，児童相談所，市町村保健センター，医師等により療育の必要性が認められた児童も対象。

※放課後等デイサービスの利用期間について

放課後等デイサービスを受けなければ，その福祉を損なうおそれがあると認められるときは満20歳に達するまで利用することができます。

【第3期実績値】

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
放課後等 デイサービス	実績値 実利用者数 (人/月)	11	22	26
	サービス量 (日数/月)	83	184	240

【第4期見込量】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
放課後等 デイサービス	実利用者数 (人/月)	28	30	32
	サービス量 (日数/月)	250	270	288

※各年度3月利用分の推計値

③保育所等訪問支援

【サービスの内容】

サービス名	内容	対象者
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児，又は今後利用する予定の障がい児が，保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に，「保育所等訪問支援」を提供することにより，保育所等の安定した利用を促進します。	保育所や，児童が集団生活を営む施設に通う障がい児。 ※「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断。 ※発達障がい児，その他の気になる児童を対象。

【第3期実績値】

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
保育所等訪問支援	実績値 実利用者数 (人/月)	0	0	0
	サービス量 (日数/月)	0	0	0

【第4期見込量】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
保育所等訪問支援	実利用者数 (人/月)	0	0	0
	サービス量 (日数/月)	0	0	0

※各年度3月利用分の推計値

④医療型児童発達支援

【サービスの内容】

サービス名	内容	対象者
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練等を行うとともに，身体状況により，治療も行います。	上肢，下肢又は体幹の機能に障がいのある児童。

【第3期実績値】

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
医療型児童発達支援	実績値 実利用者数 (人/月)	0	0	0
	サービス量 (日数/月)	0	0	0

【第4期見込量】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
医療型児童発達支援	実利用者数 (人/月)	0	0	0
	サービス量 (日数/月)	0	0	0

※各年度3月利用分の推計値

⑤障害児入所支援（福祉型・医療型）

【サービスの内容】

サービス名	内容	対象者
障害児入所支援 （福祉型）	児童の保護，日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与を行います。	身体に障がいのある児童，知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）。 ※手帳の有無は問わず，児童相談所，市町村保健センター，医師等により療育の必要性が認められた児童も対象。
障害児入所支援 （医療型）	児童の保護，日常生活の指導，独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。	

※医療型は，入所等する障がい児のうち知的障がい児，肢体不自由児，重症心身障がい児が対象となります。

【第3期実績値】

区 分			平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
障害児入所支援 （福祉型）	実績値	実利用者数 （人/月）	0	0	0
障害児入所支援 （医療型）		実利用者数 （人/月）	0	0	0

【第4期見込量】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児入所支援 （福祉型）	実利用者数 （人/月）	0	0	1
障害児入所支援 （医療型）	実利用者数 （人/月）	0	0	1

※各年度3月利用分の推計値

⑥障害児相談支援

【サービスの内容】

サービス名	内容
障害児相談支援	障害福祉サービス等の利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメント*によりきめ細かく支援します。

【第3期実績値】

区 分			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)
障害児相談支援	実績値	実利用者数 (人/月)	1	9	27

【第4期見込量】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児相談支援	実利用者数 (人/月)	44	45	46

※各年度3月利用分の推計値

第6節 自立支援医療

①自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

【サービスの内容】

サービス	内容	対象者
自立支援医療 ・更生医療 ・育成医療 ・精神通院医療	自立支援医療は、障がい者が心身の障がいの状況からみて、自立支援医療を受ける必要があり、かつ、世帯の所得の状況、治療状況を勘案して支給認定されます。原則として1割負担ですが、低所得世帯の人だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人にも1ヶ月当たりの負担に上限額を設定するなど負担軽減策を講じています。	<p>【更生医療】 18歳以上で身体障害者手帳を有する方。</p> <p>【育成医療】 18歳未満で身体に障がいを有する児童。</p> <p>【精神通院医療】 統合失調症等の精神疾患を有する方。 通院による精神医療を継続的に要する方。</p>

【第3期見込量，実績値，達成率】

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
自立支援医療 (更正医療)	見込量 件数 (件/年)	2	3	4
	実績値 件数 (件/年)	7	5	5
	達成率 件数	350.0%	166.7%	125.0%
自立支援医療 (育成医療)	見込量 件数 (件/年)			
	実績値 件数 (件/年)		4	4
	達成率 件数			



【第4期見込量】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立支援医療 (更正医療)	件数 (件/年)	5	5	5
自立支援医療 (育成医療)	件数 (件/年)	4	4	4

※各年度3月利用分の推計値



第7節 その他のサービス

①補装具費の支給

【サービスの内容】

サービス名	内容
補装具費の支給	補装具費(購入費・修理費)を支給します。利用者は原則として定率1割の自己負担があります。ただし、世帯の所得に応じて負担上限月額が設定されています。

【第3期見込量, 実績値, 達成率】

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
補装具費の支給	見込量 件数 (件/年)	66	67	68
	実績値 件数 (件/年)	56	64	52
	達成率 件数	84.8%	95.5%	76.5%

※平成26年度の実績値は、平成26年10月現在の件数を2倍した数字を算入

【第4期見込量】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
補装具費の支給	件数 (件/年)	59	59	59

※各年度3月利用分の推計値

## 第4章 地域生活支援事業の見込

### 第1節 相談支援事業

#### 【サービスの内容】

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がいをお持ちの方や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や、その早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者に対応した総合的な相談業務や各相談支援事業所との連絡調整を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能を強化するため、一般的な相談支援機能に加え、専門職員を配置し、困難ケース等の対応を行います。
住宅入居等支援事業	一般住宅の賃貸契約にあたって支援が必要な方について、不動産業者に対する一般住宅のあっせん依頼、家主等に対する相談、助言、入居後の緊急時における対応を行います。
総合支援協議会	中立・公平な立場で適切な相談支援事業が実施できるよう体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施できるよう福祉、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなるネットワークを構築します。

【第3期見込量, 実績値, 達成率】

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)
障害者相談支援事業	実施見込 (箇所)	4	4	4
	実績値 (箇所)	5	6	7
	達成率	125.0%	150.0%	175.0%
基幹相談支援センター	実施見込	有	有	有
	実施状況	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施見込	有	有	有
	実施状況	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施見込	有	有	有
	実施状況	無	無	無
総合支援協議会	実施見込	有	有	有
	実施状況	有	有	有

【第4期見込量】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	実施見込 (箇所)	8	8	8
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有
総合支援協議会	実施の有無	有	有	有

## 第2節 成年後見制度利用支援事業

## 【サービスの内容】

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	親族がない等により本人による制度の申し立てが困難な方に、村が代わって審判の申し立てを行います。 費用の補助を受けなければ制度の利用が困難な方に、申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び被後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

## 【第3期見込量，実績値，達成率】

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)
成年後見制度利用支援事業	実施見込	有	有	有
	実施状況	有	無	有

## 【第4期見込量】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有

第3節 意思疎通支援事業

【サービスの内容】

サービス名	内容
意思疎通支援事業	これまでの障害者自立支援法では、「手話通訳等」を行う者の派遣又は養成という表現を用いていましたが、障がい者と障がいのない人の意思疎通を支援する手段は、聴覚障がい者への手話通訳や要約筆記に限らず、盲ろう者への触手話や指点字、視覚障がい者への代読や代筆、知的障がいや発達障がいのある人とのコミュニケーション、重度の身体障がい者に対するコミュニケーションボードによる意思の伝達などもあり、多様に考えられます。そのため、障害者総合支援法では新たに「意思疎通支援」という名称を用いて、概念的に幅広く解釈できるようにしています。

※第3期障害福祉計画では、コミュニケーション支援事業の内容

【第3期見込量，実績値，達成率】

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)
コミュニケーション支援事業 (現：意思疎通支援事業)	見込量 実利用者数 (人/年)	9	10	11
	実績値 実利用者数 (人/年)	3	1	3
	達成率 実利用者数	33.3%	10.0%	27.3%

【第4期見込量】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
意思疎通支援事業	実利用者数 (人/年)	3	3	3

## 第4節 日常生活用具給付事業

## 【サービスの内容】

サービス名	内容
日常生活用具給付事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排せつ管理支援用具、⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)を給付します。利用者は原則として1割の自己負担があります。ただし、世帯の所得に応じて自己負担割合が異なります。また、負担上限月額が設定されています。

区分		内容
日常生活用具給付事業	①介護・訓練支援用具	特殊寝台・特殊マット・体位変換器等
	②自立生活支援用具	入浴補助用具・聴覚障害者用屋内信号装置等
	③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器・盲人用体温計等
	④情報・意思疎通支援用具	点字器・人工喉頭等
	⑤排せつ管理支援用具	ストーマ用装具・紙おむつ等
	⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	スロープ・手すり等・設置に小規模な住宅改修を伴う用具

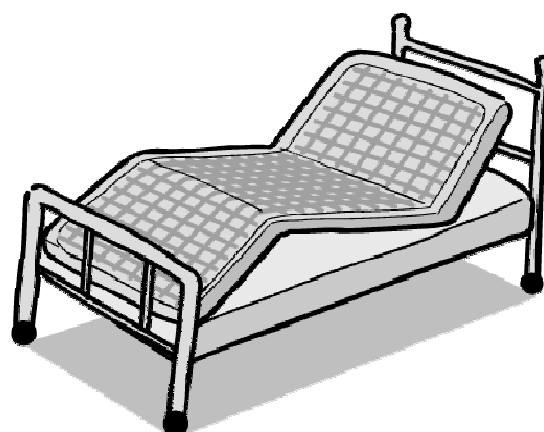
【第3期見込量，実績値，達成率】

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)
日常生活用具給付事業	①介護・訓練支援用具	2	3	4
	②自立生活支援用具	4	6	8
	③在宅療養等支援用具	7	8	9
	④情報・意思疎通支援用具	7	9	11
	⑤排せつ管理支援用具	450	470	490
	⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	1	1
	延べ件数	471	497	523
	①介護・訓練支援用具	0	2	2
	②自立生活支援用具	4	9	6
	③在宅療養等支援用具	4	4	6
	④情報・意思疎通支援用具	5	1	8
	⑤排せつ管理支援用具	475	492	472
	⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	3	4	2
	延べ件数	491	512	496
	①介護・訓練支援用具	0%	66.7%	50.0%
	②自立生活支援用具	100.0%	150.0%	75.0%
	③在宅療養等支援用具	57.1%	50.0%	66.7%
	④情報・意思疎通支援用具	71.4%	11.1%	72.7%
	⑤排せつ管理支援用具	105.6%	104.7%	96.3%
	⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	300.0%	400.0%	200.0%
	延べ件数	104.2%	103.0%	94.8%



【第4期見込量】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日常生活用具給付事業	①介護・訓練支援用具	2	2	2
	②自立生活支援用具	6	6	6
	③在宅療養等支援用具	6	6	6
	④情報・意思疎通支援用具	8	8	8
	⑤排せつ管理支援用具	472	472	472
	⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2	2	2
延べ件数		496	496	496



第5節 移動支援事業

【サービスの内容】

サービス名	内容
移動支援事業	屋外の移動が困難な方に対して、社会参加を促進するため、外出のための支援を行います。

【第3期見込量，実績値，達成率】

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)	
移動支援事業	見込量	実利用者数 (人/年)	17	18	19
		延べ利用時間数 (時間/年)	748	792	836
	実績値	実利用者数 (人/年)	13	12	11
		延べ利用時間数 (時間/年)	899	1,295	1,400
	達成率	実利用者数	76.5%	66.7%	57.9%
		延べ利用時間数	120.2%	163.5%	167.5%

【第4期見込量】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	実利用者数 (人/年)	12	13	14
	延べ利用時間数 (時間/年)	1,450	1,500	1,560

※各年度3月利用分の推計値

## 第6節 地域活動支援センター機能強化事業

## 【サービスの内容】

サービス名	内容
地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供, 社会交流の促進等の便宜を供与し, 障がい者等の地域生活への支援を行います。

## 【第3期見込量, 実績値, 達成率】

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)	
地域活動支援センター	見込量	村内(人/年)	30	31	32
		村外(人/年)	12	13	14
	実績値	村内(人/年)	37	36	32
		村外(人/年)	2	3	25
	達成率	村内	123.3%	116.1%	100.0%
		村外	16.7%	23.1%	178.6%

## 【第4期見込量】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター機能強化事業	村内(人/年)	33	34	35
	村外(人/年)	25	25	25

※各年度3月利用分の推計値

第7節 その他の地域生活支援事業

【サービスの内容】

サービス名	内容
日中一時支援事業	家庭の事情により家族の支援が受けられないときや一時的な休息を目的に、日中における活動の場を提供します。
訪問入浴サービス事業	重度身体障がいの方に、入浴サービスを提供し、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図り、在宅生活を支援します。
更生訓練*費給付事業	就労支援事業又は自立訓練事業を利用している方や身体障害者更生援護施設に入所している方の社会復帰を促進するため、一定要件を満たす場合に更生訓練費を支給します。
自動車運転免許取得費及び改造費助成	身体障がいの方で、就労等の社会活動への参加を目的に、自ら運転する場合に限り、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【第3期見込量、実績値、達成率】

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込)	
日中一時支援事業	見込量	登録者数 (人/年)	89	90	91
	実績値	登録者数 (人/年)	93	88	89
	達成率	登録者数	104.5%	97.8%	97.8%
訪問入浴サービス事業	見込量	実利用者数 (人/年)	1	1	2
	実績値	実利用者数 (人/年)	2	1	0
	達成率	実利用者数	200.0%	100.0%	0%

【第3期見込量, 実績値, 達成率】

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込)
更生訓練費給付事業	見込量 実利用者数 (人/年)	1	1	2
	実績値 実利用者数 (人/年)	1	1	0
	達成率 実利用者数	100.0%	100.0%	0%
自動車運転免許取得費及び改造費助成事業	見込量 件数 (件/年)	1	1	2
	実績値 件数 (件/年)	2	2	1
	達成率 件数	200.0%	200.0%	50.0%

【第4期見込量】

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	登録者数 (人/年)	90	91	92
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人/年)	1	1	1
更生訓練費給付事業	実利用者数 (人/年)	1	1	1
自動車運転免許取得費及び改造費助成事業	件数 (件/年)	1	1	1

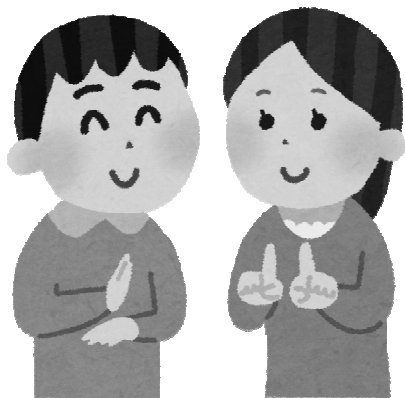
※各年度3月利用分の推計値

【サービスの内容】

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	交流会や社会復帰活動等、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見の体制の整備や活動の支援を行います。
手話奉仕員養成研修事業	日常生活程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。

※理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、成年後見制度法人後見支援事業については、「未実施」の事業となっています。

※手話奉仕員養成研修事業については、平成27年度より社会福祉協議会へ委託し、事業を実施します。



## 【東海村独自の地域生活支援事業】

サービス名	内容	対象者
精神障害者医療費助成金支給事業	通院及び入院に係る医療費の自己負担分を月額 4,000 円を限度に助成します。	自立支援医療（精神通院）受給者証又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。
在宅重度障害者介護慰労事業	満 65 歳未満で寝たきり状態や日常生活の大半を介護に頼らなければならない在宅の障がい者を介護している方に対し、慰労金を支給します。ただし、学校に在学している方、長期入院の方は除きます。	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳㊦又は精神保健福祉手帳 1 級の手帳交付者の介護を障害福祉サービスを利用せずに行っている介護者の方。
通院時タクシー利用料金助成事業	重度の心身障がい者等が保険医療機関に通院する際に、居宅と医療機関との間の交通費を助成することにより自立を支援し、日常生活の利便性を図ります。また、慢性透析治療を受けている方の通院に係る経済的負担を軽減します。	身体障害者手帳 1・2・3 級、療育手帳㊦・A、精神保健福祉手帳 1・2 級及び一般特定疾患医療費受給者証の交付を受けている方。
特定疾患等患者医療費助成金支給事業	特定疾患患者及び関節リウマチ患者に対して、医療費の自己負担の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。	特定疾患患者及び関節リウマチ患者の方。
重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業	住宅環境を整備するための必要経費を助成することにより、障がい者の移動を容易にし、社会参加や寝たきりにならないための心身機能を高め、生きがいと快適な日常生活を提供します。	下肢又は体幹機能障害の 1・2 級の身体障がい者（児）、療育手帳㊦の知的障がい者（児）、脳性麻痺の移動機能の 1・2 級の方（児）。

サービス名	内容	対象者
心身障害者児福祉手当支給事業	在宅で生活している心身障がい者又は障がい者と同居し看護している者に対して、経済的負担の軽減と自立を促進します。	身体障害者手帳1・2級(20歳未満の方については1・2・3級・下肢障害4級)又は療育手帳㊤・A(20歳未満の方については㊤・A・B・Cかつ身体障害者手帳4級)の交付を受けている方。
身体障害者診断書料助成事業	身体障害者手帳の交付申請をする時に必要な診断書の診断料を助成することにより、手帳交付が容易になり、福祉サービスの利用促進を図ります。	身体障害者手帳交付申請に際し、茨城県知事が指定した医師の診断を受けた方(児)。
障害者通所交通費等助成事業	障がい者の社会復帰・社会的自立の促進及び経済的負担の軽減をします。	自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所等に通所する方。
知的障がい者チャレンジUP雇用事業	役場において積極的に知的障がい者の雇用創出を図り、知的障がい者の雇用が民間企業に拡大することを目的としています。	知的障がい者。



## 資料編

### 1. 東海村障害者計画等策定委員会 設置要綱

---

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく東海村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく東海村障害福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定し、障がい者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、東海村障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行うものとする。

- (1) 障害者計画等の策定に関すること。
- (2) 障害者計画等の推進及び評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 障がい者又はその保護者 4人以内
- (2) 学識経験者 3人以内
- (3) 民生委員・児童委員 2人以内
- (4) 障害福祉サービス事業者関係者 4人以内
- (5) 社会福祉法人東海村社会福祉協議会職員 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、その職により委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議に議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、介護福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年10月1日から施行する。

(東海村障害福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 東海村障害福祉計画策定委員会設置要綱（平成18年東海村告示第75号）は、廃止する。

## 2. 東海村障害者計画等策定委員会 委員名簿

	氏名	役職	備考
1	佐藤 幸子	東海村民生委員・児童委員協議会	
2	遠藤 弘	東海村民生委員・児童委員協議会	
3	岸 三男	東海村身体障害者相談員	
4	宇野 正記	東海村身体障害者相談員	
5	村上 光榮	社会福祉法人愛信会 幸の実園 施設長	
6	大串 稔	NPO法人東海村障がい者地域生活自立支援ネットワーク まつぼっくり理事長(東海村知的障害者相談員)	委員長
7	中村 朋子	NPO法人ドリームたんぽぽ 代表理事	
8	佐藤 治雄	東海村身体障害者福祉協議会	
9	中嶋 エミ子	東海村身体障害者福祉協議会	
10	鈴木 芳江	東海村心身障がい児者親の会 会長	H26.4~
11	江尻 陽子	東海村家族会 会長	
12	宮本 吉則	東海村手をつなぐ親の会 保護者代表	H26.3.31 まで 武士 尚美
13	内山 直美	東海村障害者センター 保護者会 会長	H26.3.31 まで 尾坐原 由香
14	小林 由美子	東海村総合福祉センター障害者センター長	副委員長 H26.3.31 まで 遠藤 弘之
15	下路 みさと	東海村社会福祉協議会福祉後見サポートセンター	

(敬称略, 順不同)

## 3. 東海村障がい者プラン策定の経過

年 月 日	策 定 経 過	
平成 26 年 2 月 28 日	第 1 回策定委員会	1 障害者に関連する計画の根拠法律について 2 障害の定義について 3 障害福祉計画の見直しについて 4 国の障害者基本計画について 5 市町村障害者計画策定指針について 6 計画策定スケジュール（案）について
平成 26 年 6 月 30 日	第 2 回策定委員会	1 今後のスケジュールについて 2 アンケート調査について 3 アンケート調査（案）について
平成 26 年 7 月 31 日	第 3 回策定委員会	アンケート調査（案）について
平成 26 年 8 月 13 日 } 8 月 29 日	障がい者福祉に関するアンケート調査実施	
平成 26 年 11 月 4 日	第 4 回策定委員会	1 アンケート調査結果について 2 障がい福祉関係団体とのヒアリングについて 3 計画素案について 4 今後のスケジュールについて
平成 26 年 12 月 8 日	第 5 回策定委員会	1 アンケート調査報告書について 2 （仮称）東海村障がい者プラン（素案 2）について
平成 26 年 12 月 22 日	第 6 回策定委員会	（仮称）東海村障がい者プラン（素案 3）について

## 4. 用語集

---

### 【か行】

#### 学習障害 (LD)

全般的に知的発達の遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する、又は推論する能力の習得と使用に著しく困難を示し学習に支障をきたします。

#### ケアマネジメント

一人のサービス利用者に複数のサービスが別々に提供されるのではなく、統一された介護方針のもとにケアプランに基づいて総合的、一体的にサービスが提供されるように調整等を行うことです。

#### 権利擁護

自己の権利を表現することが困難な障がい者に代わって、援助者が代弁し支援することです。

#### 更生訓練

身体障がい者の障がいを軽減して日常生活能力、職業能力を回復・改善するための訓練のことです。

#### 高機能自閉症

高機能自閉症は、3歳ぐらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。

#### こころのバリアフリー

「こころのバリアフリー」とは、人々の心の中に潜む、誤解・偏見・差別などの目に見えない固定観念（壁）をなくし、年齢・性別・障がい・国籍の違いに関わらず、誰もがお互いの立場を尊重し合い、安心して暮らすことのできる社会を実現するためのテーマのことをいいます。

#### 合理的配慮

「障がい者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されています。

## 【さ行】

### 身体障がい

身体障害者福祉法に定める表に掲げる一定以上の障がいをいいます。別表に記載されている障がいは、視覚障害・聴覚障害・平衡機能障害・音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害・肢体不自由（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害・ぼうこう・直腸の機能障害・小腸機能障害・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害です。

### 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める表に掲げる一定以上の障がいのある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として都道府県知事が交付するものです。

各種の援護施策の基本となるとともに、税の控除・減免やJR運賃の割引などについても、手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合があります。

### 社会福祉協議会

全ての市町村に設置された社会福祉法人の一つで、福祉事業の調査・企画・助成・普及などを業務としている組織です。地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者・行政機関の協力を得ながら、共に考え実行していく民間の社会福祉団体です。民間組織としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せもっています。

### 手話通訳者

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障がい者のために手話通訳を行う人です。

また、平成元年には、手話通訳技能の向上を図るとともに、手話通訳を行う人に対する社会的信頼を高めるため、厚生労働大臣の公認試験として「手話通訳技能公認試験」が制度化され、合格した人には「手話通訳士」の称号が付与されます。

### 障がい者

身体障がい、知的障がい又は精神障がい（発達障がいも含む。）があるため、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける人をいいます。

### 精神障がい

脳をつかさどる判断・理解・推理・批判・分析などの精神機能が十分に機能しないため、精神活動の異常や偏りが生じる障がいをいいます。

### 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを認定して交付される手帳です。医師（精神保健指定医など精神障がいの診断又は治療に従事する医師）の診断書をもとに判定されます。

交付を受けた人に対して各種の支援を講じ、社会復帰及び自立や社会参加の促進を図ります。

### 成年後見制度

判断能力が精神上の障がい（知的障がい・精神障がい・認知症など）により不十分な場合に、本人が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、本人に代わって法律行為を行う成年後見人を選任することによって、本人を法律的に保護し援助する制度です。

### 【た行】

### 地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などの事業を行うセンターです。「基礎的事業」として、創作的活動・生産活動・社会との交流の促進等の事業を実施します。また、それらの事業に加え、事業の機能を強化するために下記の事業等を実施する場合、その内容に応じⅠ型～Ⅲ型までの類型が設定されています。

Ⅰ型：相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉、地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成及び普及啓発等の事業を実施

Ⅱ型：機能訓練、社会適応訓練等及び自立と生きがいを高めるための事業を実施

Ⅲ型：運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を充実

### 知的障がい

厚生労働省で5年ごとに実施される「知的障がい児（者）基礎調査」に用いられる定義では、「知的機能障害が発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じるため、何らかの特別な支援を必要とする状態にある人」としています。

### 注意欠陥多動性障害（ADHD）

日常生活に著しく支障をきたすほど多動・注意集中困難・注意転動（気が散る）・衝動的に行動する等が目立ちます。様々な情報をまとめることが、困難であることが全てに共通します。

### 特別支援学校

特別支援学校とは、障がい者等が「幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上又は生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校です。個別の学校名の末尾が盲学校・聾学校・養護学校であるものとありますが、これらも学校教育法における特別支援学校です。

### 特別支援教育

平成15年3月に文部科学省の協力者会議でまとめられた「今後の特別支援教育の在り方について」では、障がいの程度等に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図ることを基本として、学校や教育委員会における体制の整備、特別支援教育に関する制度的な見直しを提言しています。その後、平成19年4月から特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、全ての学校において、障がいのある幼児・児童・生徒の支援を、さらに充実していくこととなっています。

【な行】

### 難病

法律等による明確な定義はありませんが、国の定めた「難病対策要綱」では、次のように整理されています。

原因不明で治療方法が未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれがある疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題に限らず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病としています。

【は行】

### 発達障がい

発達障害者支援法における「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害及びその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいいます。

### バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという意味で、段差等の物理的障壁を取り除くことが多いですが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている制度的な障壁・文化・情報面の障壁・意識上の障壁など全ての障壁を取り除くという意味でも用いられます。

【や行】

### ユニバーサルデザイン

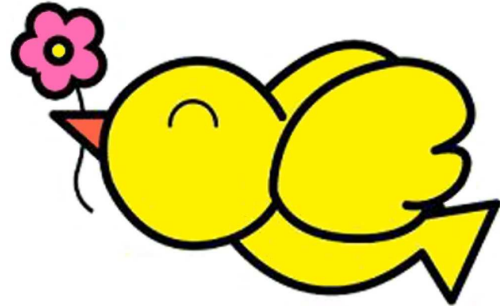
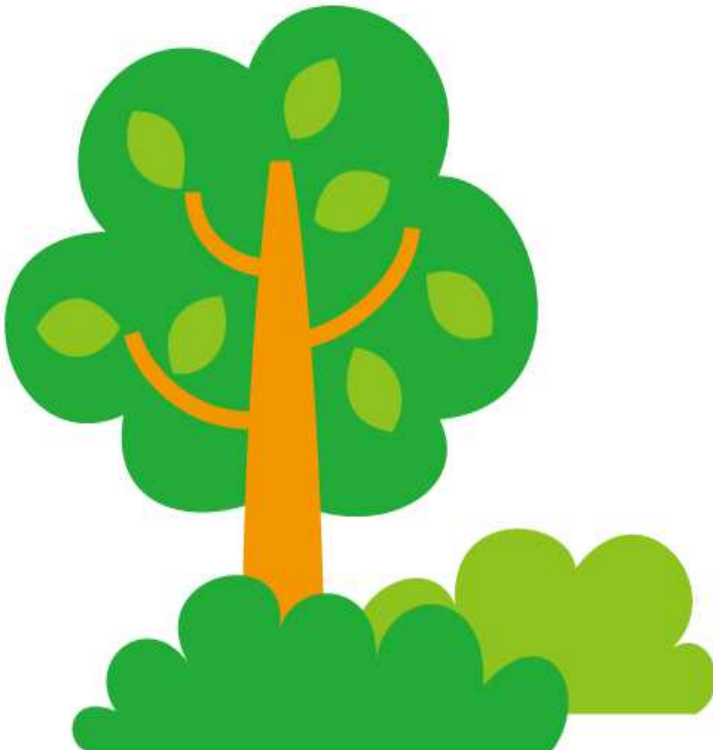
年齢や性別、障がいのあるなしに関わらず、最初からバリアのない、誰にとっても快適な環境を作ろうという考え方のことです。



## 【ら行】

## 療育手帳

知的障がい者に対して一貫した指導，相談を行うとともに，各種の支援を受けやすくするために，一定以上の障がいがある人に対し申請に基づいて障害程度を判定し，療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として県知事が交付するものです。



### なごみちゃん

表紙の鳥「なごみちゃん」は、幸せを運ぶ黄色い鳥をイメージしています。

東海村の障がい福祉のシンボルとして、広く活用していきます。

---

---

## 東海村障がい者プラン

〔東海村障害者計画〕  
〔東海村障害者福祉計画（第4期）〕

平成27年度～平成29年度

発行日 平成27年3月

発行者 茨城県東海村

編集 福祉部介護福祉課 障がい支援担当  
(なごみ東海村総合支援センター内)

〒319-1118

茨城県那珂郡東海村舟石川駅東3丁目9番33号

電話 (029) 287-2525

FAX (029) 282-3538

E-mail [kaigofukushi@vill.tokai.ibaraki.jp](mailto:kaigofukushi@vill.tokai.ibaraki.jp)

---

---